

下松市給水装置工事
標準仕様書

2023年8月

下松市上下水道局

***** 目次 *****

第1編 下松市給水装置工事標準仕様書

第1章	総則	1
第2章	基本設計	1～6
第3章	材料及び用具	6～7
第4章	構造	7～10
第5章	製図	10～11
第6章	工事	11～15
第7章	手続き	15～16
第8章	修理工事	16
第9章	その他	16

第2編 規程（抜粋）・要綱

第1章	総則	17
第2章	指定給水装置工事事業者の指定等	17～20
第3章	給水装置工事主任技術者	20
第4章	指定給水装置工事事業者の義務	21～22
第5章	雑則	22

要綱等

給水装置工事事業者の指定、更新・変更申請手続きについて	23
下松市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消す場合 等の基準及び手続きに関する要綱	24～27
中高層建物への直結給水に関する要綱	28～29
中高層建物への直結給水に関する設計施工基準	30～39
貯水槽水道施設管理指導要綱	40～42
貯水槽水道施設指導基準	43～44
水道直結式スプリンクラー設備工事に関する要綱	45～46
下松市給水管寄附採納取扱規程	47～48

第3編 資料及び提出書類等

・標準配管図（1）～（5）	資料-1～5
・φ50メーター、φ40メーター設置図	資料-6
・メーターボックス部材等説明表	資料-7
・受水槽構造図	資料-8
・非常用直結給水栓の設置について	資料-9
・給水装置工事のフローチャート	資料-10
・給水装置工事施行承認書（納入通知書控等）	資料-11
・分担金、工事申請手数料表	資料-12
・給水装置工事に係る提出書類一覧表	資料-13～14
・給水装置の表示記号	資料-15
・給水装置工事申込書兼施行承認願	資料-16
・給水装置工事申込書兼施行承認願（記入例）	資料-17
・給水装置工事の平面図（記入例）	資料-18

・給水装置工事の立面図（記入例）	資料-19
・給水管の埋戻材について	資料-20
・給水装置工事に関する委任状	資料-21
・給水装置工事に伴う土地占用同意書	資料-22
・給水装置工事に伴う私有管からの分岐同意書	資料-23
・確認書（給水幹線の所有者について）	資料-24
・給水装置所有者変更届	資料-25
・誓約書（既設給水管利用について）	資料-26
・給水用具に係る誓約書	資料-27
・井戸切替に係る誓約書	資料-28
・直結給水計算書並びに誓約書	資料-29
・直結給水計算書並びに誓約書（記入例）	資料-30
・直結給水計算用説明図	資料-31
・幹線給水計算書並びに誓約書	資料-32
・幹線給水計算書並びに誓約書（記入例）	資料-33
・幹線給水計算用説明図	資料-34
・中高層建物への給水事前協議議事録	資料-35
・中高層建物への直結給水申請書	資料-36
・増圧給水設備設置届	資料-37
・増圧給水設備変更、廃止届	資料-38
・貯水槽水道施設設置届	資料-39
・貯水槽水道施設変更、廃止届	資料-40
・タンク給水計算書並びに誓約書	資料-41
・タンク給水計算書並びに誓約書（記入例）	資料-42
・タンク給水計算書用説明図	資料-43
・水道直結式スプリンクラー設備設置届	資料-44
・給水装置工事しゅん工届	資料-45
・給水装置工事しゅん工届（記入例）	資料-46
・給水装置工事自主検査書	資料-47
・給水装置工事自主検査書（記入例）	資料-48
・給水装置工事の断面図（記入例）	資料-49
・損失水頭集計表等	資料-50
・幹線損失水頭計算書	資料-51
・メーター設置に係る誓約書	資料-52

付属資料（料金係様式）

- ・量水器払出票
- ・自己メーターの上下水道局戸別検針に係る誓約書
- ・水道使用者名簿
- ・施錠式ドア又はオートロック式ドア等以降へのメーター設置に係る誓約書
- ・貯水槽以降への公設水道メーター設置に係る誓約書
- ・集合住宅メーター設置簿
- ・水道使用中止届
- ・提出書類一覧表

第 1 編 下松市給水装置工事標準仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この標準仕様書は、下松市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が施工する給水装置工事について必要な事項を定める。

(給水装置の構成)

第2条 給水装置は、配水管から分岐した給水管、並びにこれに直結する給水用具をもって構成する。

(給水装置の構造)

第3条 給水装置の構造は、水道法施行令第5条並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の規定による。

(給水方式)

第4条 給水は直結給水方式を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、または上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指示したときは貯水槽方式とする。

- (1) 配水管の水圧が不十分なため円滑な使用ができないとき。
- (2) 一時に多量の水を使用し、他の使用者の所要水量に不足が生じるおそれのあるとき。
- (3) 断、減水に際して使用上重大な支障をきたすおそれのあるとき。
- (4) 水が逆流した場合、配水管の水を汚染するおそれのあるとき。

(給水装置の種類)

第5条 給水装置は次の3種類とする。ただし、管理者が別に定めるときはこの限りでない。

- (1) 専用給水装置 1（世帯、戸）、または1箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2（世帯、戸）、もしくは2箇所以上で共用するもの。
- (3) 私設消火栓 私設で消防用に使用するもの。

(給水装置工事の種別)

第6条 給水装置工事の種別は次のとおりとする。

- (1) 新設工事 配水管、または既設給水管から分岐し、新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事 給水装置の給水方式の変更、または管種、口径、布設経路の変更及び改修工事をいう。また、既設給水装置のメーター下流側において給水栓を増加する工事をいう。
- (3) 修繕工事 給水装置の給水方式の変更を伴わないで、部分的に修理をする工事をいう。
- (4) 撤去工事 既設給水装置の一部、または全部を撤去する工事をいう。
- (5) 臨時工事 新設、または改造工事のうち、短期間の使用（概ね1年以内）を目的とした給水装置を設置する工事をいう。

第2章 基本設計

(調査)

第7条 指定業者が工事の申込みを受けたときは、図面及び現地で次の事項を調査し、確認しなければならない。

- (1) 現地において工事の依頼者、またはその代理者立会のうえ、先方の要求事項をよく聴取し、使用水量、用途、材料の種類、給水管引込位置、経路及び使用用具を確認すること。
また、既設給水装置を利用する場合、老朽化しているものは将来的な維持管理を説明し、申込者等へ引替を提案すること。
- (2) 建物の状況、配置を測定し、新設工事の場合は敷地の所有者、境界を確認すること。
- (3) 付近の配水管の布設状態、最小動水圧、道路の構造、種別、他の埋設工作物、道路管理者等について調査確認すること。
- (4) 他人の給水装置から分岐し、または他人の土地に布設しなければならないとき、その他特別の理由があるときは、工事着手前に当該関係者の同意書を取ること。
- (5) 新設、改造等の工事は、給水方式を慎重に調査し、将来給水に支障のないよう計画決定すること。
- (6) 布設の管種は、現場の土質及び電食の有無を調査して決定すること。ただし、管理者の指定する構造材料があるときはその指示によること。

(給水の口径)

第8条 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時において設計水量を十分に供給できる大きさとしなければならない。

- (1) 設計水量、用途別使用水量とその同時使用率を考慮した水量及び1人当り使用水量のそれぞれを計算し、その数量の大きい方を基準とする。
- (2) 用途別使用水量（設計指針による）
 - ア 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径 (表一 1 参照)
 - イ 同時使用率を考慮した給水用具数 (表一 2 参照)
 - ウ 給水用具数と使用水量比 (表一 3 参照)
- (3) 給水用具の標準使用流量 (表一 4 参照)
- (4) 建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員 (表一 5 参照)
- (5) 水 圧
配水管の最小動水圧は水圧計により測定されたもので確認し、管理者の指示を受ける。
- (6) 損失水頭
給水管の損失水頭の計算式は、口径50mm以下はウェストン公式を、口径75mm以上の給水管はウィリアム・ヘーゼン公式により計算する。
 - ア 継手・バルブ類損失水頭の直管換算長 (表一 6 参照)
 - イ 略算用直管換算長 (表一 7 参照)

表一 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径（設計指針より）

用 途	使用水量 (ℓ/分)	給水用具の 口径(mm)	備 考	
台所流し	12～40	13～20		
洗濯流し	12～40	13～20		
洗面器	8～15	13		
浴槽(和式)	20～40	13～20		
浴槽(洋式)	30～60	20～25		
シャワー	8～15	13		
小便器(洗浄タンク)	12～20	13		
小便器(洗浄弁)	15～30	13		1回(4～6秒)の吐水量2～3ℓ
大便器(洗浄タンク)	12～20	13		
大便器(洗浄弁)	70～130	25		1回(8～12秒)の吐水量13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10	13		
消火栓(小型)	130～260	40～50		
散水	15～40	13～20		
洗車	35～65	20～25	業務用	

表二 同時使用率を考慮した給水用具数（設計指針より）

総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)
1	1
2～4	2
5～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

表三 給水用具数と使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

表四 給水用具の標準使用水量（設計指針より）

給水用具の口径(mm)	13	20	25
標準使用水量(ℓ/分)	17	40	65

表一五 建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員表

建物の種類	単位給水量 (1日当たり)	使用 時間 (h/d)	注 記	有効面積当りの 人員など	備 考
戸建住宅	200~400 $\text{L}/\text{人}$	10	居住者1人当り	0.16人/ m^2	
集合住宅	200~350 $\text{L}/\text{人}$	15	居住者1人当り	0.16人/ m^2	
独身寮	400~600 $\text{L}/\text{人}$	10	居住者1人当り		
官公庁・事務所	60~100 $\text{L}/\text{人}$	9	在勤者1人当り	0.2人/ m^2	男子50 $\text{L}/\text{人}$ 、女子100 $\text{L}/\text{人}$ 社員食堂・テナント等は別途加算
工場	60~100 $\text{L}/\text{人}$	操業 時間 +1	在勤者1人当り	座り作業 0.3人/ m^2 立ち作業 0.1人/ m^2	男子50 $\text{L}/\text{人}$ 、女子100 $\text{L}/\text{人}$ 社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1,500~3,500 $\text{L}/\text{床}$ 30~60 L/m^2	16	延べ面積1 m^2 当り		設備内容などにより詳細に 検討する
ホテル全体	500~6000 $\text{L}/\text{床}$	12			同上
ホテル各室部	350~450 $\text{L}/\text{床}$	12			各室部のみ
保養所	500~800 $\text{L}/\text{人}$	10			
喫茶店	20~35 $\text{L}/\text{客}$ 55~130 $\text{L}/\text{店舗}$ m^2	10		店面積には厨房 面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55~130 $\text{L}/\text{客}$ 110~530 $\text{L}/\text{店舗}$ m^2	10		同上	同上 定性的には軽食・そば・和食・ 洋食・中華の順に多い
社員食堂	25~50 $\text{L}/\text{食}$ 80~140 $\text{L}/\text{食堂}$ m^2	10		食堂面積には 厨房面積を含む	同上
給食センター	20~30 $\text{L}/\text{食}$	10			同上
デパート スーパーマーケット	15~30 L/m^2	10	延べ面積1 m^2 当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高等 学校	70~100 $\text{L}/\text{人}$	9	(生徒+職員) 1人当り		教師・従業員を含む プール用水 (40~100 $\text{L}/\text{人}$)は別途加算
大学講義棟	2~4 L/m^2	9	延べ面積1 m^2 当り		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25~40 L/m^2 0.2~0.3 $\text{L}/\text{人}$	14	延べ面積1 m^2 当り 入場者1人当り		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅 普通駅	10 $\text{L}/1,000\text{人}$ 3 $\text{L}/1,000\text{人}$	16 16	乗降客1,000人当 り		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少のテナント分を 含む
寺院・教会	10 $\text{L}/\text{人}$	2	参会者1人当り		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25 $\text{L}/\text{人}$	6	閲覧者1人当り	0.4人/ m^2	常勤者分は別途加算

(空気調和・衛生工学会編：空気調和・衛生工学会、便覧第11版、Ⅲ巻、p.Ⅲ-80)

注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール、サウナ用水等は別途加算する。

表－6 継手・バルブ類損失水頭の直管換算長（m）

種類 \ 口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50
分水栓	1.5	2.0	3.0	3.7	4.5	5.9
止水栓(甲)	3.0	8.0	10.0	20.0	25.0	30.0
メーター(接線流)	4.0	7.0	11.0	15.0	26.0	35.0
メーター(軸流)	—	—	—	—	20.0	30.0
エルボ(90°)	0.6	1.0	1.3	1.8	2.2	2.2
チーズ(直流)	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
ストップバルブ	4.5	6.0	7.5	10.5	13.5	16.5
スルースバルブ	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5
ボールタップ	4.0	8.0	11.0	13.0	20.0	26.0
給水栓	3.0	8.0	8.0	—	—	—
逆止弁(スイング式)	1.2	1.6	2.0	2.5	3.1	4.0

種類 \ 口径	φ65	φ75	φ100	φ150	φ200	φ250
ストップバルブ	20.0	24.0	38.0	50.0	70.0	90.0
仕切弁	0.5	0.6	0.8	1.2	1.4	1.7
メーター(接線流)	—	55.0	120.0	250.0	—	—
メーター(軸流)	—	20.0	40.0	130.0	—	—
エルボ(90°)	2.4	3.0	4.0	5.1	6.0	8.0
エルボ(45°)	1.5	1.8	2.4	3.6	3.7	4.2
チーズ(直流)	0.8	0.9	1.2	1.8	4.0	5.0
逆止弁(スイング式)	4.6	5.7	7.6	12.0	15.0	19.0
フート弁・アングル弁	10.0	12.0	17.0	24.0	33.0	43.0

表－7 略算用直管加算長（m）

口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50
加算長	20	35	45	55	70	90
口径	φ75	φ100	φ150	φ200	φ250	
加算長	135	180	265	360	450	

(メーター口径の決定)

第9条 水道料金算定に使用するメーター口径は、給水管の口径により決定する。ただし、口径に適合しないとき、または使用水量の変動が大きいときは通水量により決定する。家事用として専用で給水する場合のメーター口径の選定は次表を標準とする。ただし、管理者が適正なメーター口径、または給水用具数を別途指示した場合はその指示による。

メーター口径(mm)	総給水用具数
13	1～4栓まで
20	5～10栓まで
25	11～15栓まで

(受水槽容量基準)

第10条 水道水を受水するため受水槽を設置するときは、周辺の水圧、水量に著しく影響をおよぼさないような流入管口径及び装置とし、タンクの有効最小容量は、事前に管理者の承認を得て決定する。

第3章 材料及び用具

(仕様)

第11条 給水装置に使用する材料及び用具はJIS規格品、自己認証品、第三者認証品、または管理者の承認済みのものであること。

(指定材料)

第12条 下松市給水条例施行規程第3条の2による材料の指定は以下のとおりとする。

(1) 配水管等の分岐部からメーターまでの給水装置については下記の材料を使用すること。(第3編 標準配管図参照)

(管類)

第13条 分岐部からメーターまでの管類の仕様は次のとおりとする。

品名	口径	摘要
配・給水用ポリエチレン管	φ20～φ150	EF接合(JW・AW)
ダクタイル鋳鉄管	φ75以上	耐震型
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	φ13～φ50	内外面硬質塩化ビニル被覆 (SGP-VD)
ポリエチレン管	φ13～φ50※	2層管 ※給水幹線は除く

(継手類)

第14条 分岐部からメーターまでの管の継手類の仕様は次のとおりとする。

用途	口径	摘要
配・給水用ポリエチレン管用	φ20～φ150	EF接合・鋳鉄製内面紛体塗装
ダクタイル鋳鉄管用	φ75以上	耐震継手
硬質塩化ビニル ライニング鋼管用	φ13以上	管端防食継手
ポリエチレン管用	φ13～φ50※	金属継手(コア付)・鋳鉄製内面紛体塗装

(弁、栓類)

第15条 弁、栓類の仕様は次のとおりとする。

品名	口径	摘要
分水栓	φ13以上	サドル付(鋳鉄製)
第一止水栓	φ13~φ25	ボール式
〃	φ40	青銅製ソフトシール、右閉
〃	φ50以上	鋳鉄製ソフトシール、右開
メーター止水栓	φ13~φ25	甲形止水栓(メーターユニット組込)
〃	φ40	逆止弁付ボール伸縮止水栓 または伸縮付甲型止水栓
〃 (中高層)	φ13~φ25	逆止弁付ボール伸縮止水栓 (メーターユニット組込)
仕切弁	φ20~φ40	青銅製ソフトシール、右閉
〃	φ50以上	鋳鉄製ソフトシール、右開
逆止弁	φ13以上	ばね式
逆止弁付き ボール止水栓	φ13~	給湯器等の元バルブ ※メーター2次側給水器具

(バルブ等のボックス)

第16条 バルブ等のボックスの仕様は次のとおりとする。

品名	口径	摘要
止水栓ボックス (宅地内)	φ13以上	車両通行部は鋳鉄製蓋、それ以外は樹脂製蓋
メーターボックス	φ13~φ25	地上式
〃	φ40~φ50	地下式(P.10 第26条の6参照)
〃	φ75~φ150	地下式(コンクリート造)
仕切弁ボックス	—	日之出式(車両通行部)
消火栓ボックス	—	日之出式
空気弁ボックス	—	日之出式

(その他)

第17条 その他水道用資材の仕様は次のとおりとする。

品名	摘要
割T字管(鋳鉄製)	φ40以上の分岐(口径により簡易弁付※1)

※1 簡易弁付(ソフトシールタイプ以外)割T字管を使用する場合は、別途仕切弁を設置すること。

第4章 構造

(主旨)

第18条 構造は調査設計に基づいて決定し、本仕様書に合ったものとしなければならない。

(構造の基準)

第19条 水道法施行令第5条の規定による給水装置の構造は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への分岐取付け位置は、他の給水装置の分岐位置から0.3m以上離すこと。
- (2) 配水管への分岐取付けにおける給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 基本的に膨らまし配管は承認しない。(貯水槽を撤去する場合は別途協議とする。)
- (4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (5) 水圧、土圧、その他の荷重に対して、十分な耐力を有し、漏水、または水が汚染されないこと。
- (6) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (8) 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (9) 給水管を水道管以外の管類と交差、または並行して布設するときは、0.3m以上離すこと。

(埋設深度)

第20条 給水管の埋設深度は、次のとおりとする。

- (1) 公道に布設する場合は、道路管理者の指示によること。
- (2) 宅地内への給水管埋設深度は次の表による。

種 別	埋 設 深 度
宅 地 外 の 私 道	0.6 m以上
宅 地 内	0.3 m以上

(給水管の分岐)

第21条 配水管、または既設給水管より新たに給水管を取り出す場合は、分岐元の管種・口径に応じた適切な方法で分岐しなければならない。

- (1) 水道以外の管との誤接合が行われないように、当該管が分岐する水道管であることを十分に確認すること。
- (2) 異形管からの給水管の分岐は行わないこと。
- (3) 配水管等から分岐する給水管の口径は、分岐される配水管等より小さいものとする。
- (4) 分岐には、配水管等の管種、口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管を用いるか、または配水管等を切断してT字管、チーズを用いて行うこと。
- (5) 配水管等に穿孔する場合は、適切な器材、管種・管の内面仕様に応じた穿孔用ドリル・錐・ホールソーを使用し施工すること。
また、穿孔作業中は必ず排水を行い、切削片を混入させないように注意し施工すること。
- (6) ダクティル鑄鉄管、または硬質塩化ビニルライニング鋼管に穿孔する場合には、穿孔端面の発錆による閉塞や赤水を防止するため、ステンレス密着コアを挿入すること。
- (7) 分水栓は埋設後の土壌腐食を防ぐために、付属の防食用フィルムで包込み、確実に固定すること。
- (8) 分岐引込管口径は、分岐しようとする配水管口径の1段落ち以下とする。ただし単一管路、または行き止まり配水管からの分岐にあっては、配水管口径の2段落ち以下

とする。

(9) 給水管引込は1宅地に1分岐とし、不要な引込管は給水装置所有者と協議し閉栓工事を提案すること。(給水条例第22条 水道使用者等の管理上の責任による。)

(給水管からの分岐)

第22条 共同給水管(2戸以上の共同による引込みの給水管)、または既設給水管から分岐をするときの限度本数は、管径均等表を標準とする。(表-8)ただし、下記の表を超える計画を行う場合は水理計算し、末端または最高位に必要な水頭を確保できれば認めるものとする。

表-8 管径均等表(本)

管口径\分岐管	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
13mm	—	—	—	—	—	—	—
20mm	3	—	—	—	—	—	—
25mm	5	2	—	—	—	—	—
30mm	8	3	2	—	—	—	—
40mm	17	6	3	2	—	—	—
50mm	29	10	6	4	2	—	—
75mm	80	27	16	10	5	3	—

(給水管の引込距離標準限度)

第23条 配水管から分岐した給水管の引込距離は、配水管の水圧及び給水管に取付ける栓類を考えて定めるものであるが、標準は管の引込距離標準限度表による。(表-9)

表-9 管の引込み距離標準限度：0.15MPaの場合(m)

給水管口径(mm)	13	20	25	30	40	50
引き込み距離	30	50	80	130	190	300

(直結給水式の限度)

第24条 配水管の最小動水圧により、給水装置の末端、または最高位での残存水頭が5m以上を確保できるものとするか、使用する給水用具の必要最低水圧を満足することができるものとし、不足する場合は直結増圧方式、または貯水槽方式とする。

(注) 中高層建物への直結給水に関する要綱参照

(分水栓から止水栓まで)

第25条 分水栓から止水栓までの公道部分の給水管は、道路の境界線までは特別な場合を除き、配水管に直角に取り出し、分水栓部保護のため管にゆとりをもたせて布設すること。
2 指定材料を使用すること。ポリエチレン2層管を使用する場合は、第1止水栓までは途中で継手を使用しないこと。

(止水栓、メーターの取付け)

第26条 配水管から分岐した給水装置には、各戸ごとに第1止水栓を取付けること。
2 第1止水栓の位置は、道路に接した宅地内とする。
3 共同給水管の場合は、分岐箇所付近にも止水栓を取付けること。

- 4 給水管路の地形変化が甚だしいとき、または延長が30m以上にわたるときは、分岐部にも止水栓を取付けること。
- 5 指定材料を使用すること。また、第1止水栓からメーターまでは途中で継手を使用しないこと。
- 6 メーターボックスは、口径13mmから25mmまでは地上式とし、口径40mm及び50mmはメーター交換時に断水が可能なものはバイパス無しとし（第3編 資料-6参照）、不可能なものはメーターバイパスユニット型とする。その位置は検針のしやすい場所とし、設置が困難な場合、設置条件についてはその都度管理者と協議を行うこと。また、口径75mm以上は別途管理者と協議すること。
- 7 メーターは水平に設置すること。

（補助止水栓の取付け）

第27条 地下式メーターのそばにハンドル付止水栓を取付けること。

（逆止弁等の取付け）

第28条 給水装置には、逆流防止のため適切な位置に逆止構造を設ける。特に、地下式メーターを設置している場合、逆止構造のないものは新たに設置すること。

（逆止弁付ボール止水栓の取付け）

第29条 給湯器等給水用具には、逆流防止のため取付け箇所の上流側に逆止弁付ボール止水栓を取付けること。

（消火栓設備）

第30条 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び屋外消火栓設備等は「消防法」の基準により設置する。

（受水槽の構造）

第31条 受水槽には越流管及び排水等の装置を設け、貯留水が逆流しないようにすること。

第5章 製図

（主 旨）

第32条 製図は工事の設計、施工、工事費の見積り及び技術的な維持管理の基本的資料となるため、正確かつ明瞭に書かなければならない。

（方位と縮尺）

第33条 位置図並びに平面図には、方位と縮尺を記入すること。

（位置図）

第34条 位置図には、附近の目標物、または主要建物を記入すること。

（平面図）

第35条 平面図に配管を記入し、建物の各階ごとに台所、浴室、便所などの区分、または下水、堀、土地の境界を明瞭に記入し、止水栓及びメーターの位置を正確に図示すること。

(立面図)

第36条 平面図に合せて立面図を作成すること。

(記号)

第37条 図示する記号は、日本水道協会、国土地理院及び日本建築学会制定の記号に準拠すること。(給水装置の表示記号参照)

第6章 工事

(通則)

第38条 給水装置工事の施工はこの仕様書によるが、明示されない工法は、管理者の指示による。

- (1) 指定業者は、管理者の承認、または許可を受けて着手すること。
- (2) 工事は、適切な作業を行うことができる技能を有する者が施工すること。
- (3) 工事の日程はあらかじめ管理者に届け出て、承認を得ること。
- (4) 重要な箇所、または完成後容易に確認し難い箇所については、管理者の立会を求めて施工すること。
- (5) 公道及び河川堤とう部の工事は、道路管理者、または河川管理者の許可を得て着手すること。
- (6) 道路使用及び交通規制を要する工事は、所轄警察署長の許可を得て行うこと。
- (7) 事故防止のため、関係法令及び許可条件に基づいて標示板、安全柵、安全灯等の保安設備を設置し、必要に応じて保安要員を配置させ、なお労働安全衛生について十分留意すること。
- (8) 地域住民へ騒音、振動等で迷惑をかけないように配慮するとともに、廃材の処理について十分留意すること。
- (9) 地下埋設物については、必要に応じて当該管理者と工法等について協議を行い、重要な箇所は立会を求めること。

(掘削及び埋戻し)

第39条 給水管の掘削及び埋戻しは次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 掘削工事は労働安全衛生規則を守り、責任者は危害予防に注意して作業すること。
- (2) 道路上の工事は、交通障害にならないように注意すること。
- (3) 舗装を取り壊すときは、コンクリートカッター等を使用して必要箇所以外に影響を生じさせないようにした後掘削を行うこと。
- (4) 埋戻しは、土砂の入れ替えによることを原則とし、0.3m毎につき固めを行う。ただし、掘削した土砂を埋戻すときは、管理者の承認を得て行うこと。
- (5) 舗装の復旧は、工事後直ちに仮舗装を行うことを原則とする。
- (6) 本復旧は、原形復旧、または道路管理者の指示による。

(管種の選定)

第40条 管種は、その布設箇所の状況により管の受ける内外圧、管の特性、維持管理を考慮し、適切な管種を選定しなければならない。

(布設工)

第41条 給水管の掘削及び埋戻しは次の各号によって施工しなければならない。

- (1) 管を布設するには、掘削底部を不陸のないようにならし、土質不良のときは、砂敷等をする。特に硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管の場合は管の下部及び上部を砂等で埋戻すこと。また、湧水のあるときは排水の後、布設及び埋戻しをすること。
- (2) 他の埋設管及び構造物に近接する場合は、0.3m以上の間隔をとること。
- (3) 水路等の横断は原則として伏せ越しとするが、やむを得ない場合は水路の管理者と協議し、流水を阻害しない位置に配管すること。
- (4) 給水本管（幹線）を布設する場合、管種別に路盤下へ上水道埋設標示シートを設置すること。（例：樹脂管類はアルミ付き、鉄管類はアルミなしを使用する。）
- (5) 管の接合は確実にいき、接合部の腐食、通水の阻害、材質の低下、漏水及び離脱が起こらないよう施工すること。

（ポリエチレン管工事）※2層管施工をいう。

第42条 ポリエチレン管工事の管接合は次のように接合すること。

- (1) 継手により必要であれば切断口の面取り、専用コアの打込みを確実にいき接続すること。
- (2) 管の布設は必ず蛇行配管とし、余裕をもたせること。
- (3) 加熱加工をしないこと。
- (4) 埋戻しは管保護のため砂巻等をする。
- (5) 管は丁寧に取扱い油脂類を付着させないこと。

（ポリブテン管、架橋ポリエチレン管工事）

第43条 ポリブテン管、架橋ポリエチレン管の工事は、次の各号に注意しなければならない。

- (1) 管は丁寧に取扱い油脂類を付着させないこと。
- (2) 管は直角に切断すること。
- (3) 管の釘打ち、つぶれ等がないようにすること。
- (4) よじれが発生しやすい配管は避け、余裕をもたせること。
- (5) 管は蛇腹式保護管に入れること。

（硬質ポリ塩化ビニル管工事）

第44条 硬質ポリ塩化ビニル管工事は加熱加工をせず、接着剤、ビニル管用ノコ等を用いて、次の順序により行わなければならない。

- (1) 直管は管軸に対して直角に切断し、面取りすること。
- (2) 直管の外面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布でふきとり、差し込み深さの印を直管の外面に明示すること。
- (3) 接合前に直管を継手に差し込んでみて、挿入後、内外径をチェックし不十分なときは、継手を取り替えること。
- (4) 直管の外面及び継手の内面に接着剤を薄く均一にのばすように塗ること。
- (5) 接着剤を塗り終わったら、直ちに管を継手にひねらず印まで一気に差し込み、φ50以下については30秒以上、φ75以上は60秒以上そのまま押え付けること。
- (6) 接合後は、はみ出た接着剤を直ちに拭き取ること。

（硬質塩化ビニルライニング鋼管工事）

第45条 硬質塩化ビニルライニング鋼管（以下鋼管）工事は、次の各号に注意しなければならない。

- (1) 管の切断は直角にして切断面をリーマにより修正し、良質の油を用い正確なネジを立てること。
- (2) 管端は管端防食コアを挿入して発錆を防ぐこと。
- (3) 管の接合部はシールテープで漏水しないよう入念に締め付けること。
- (4) 鋼管は、加熱加工をしてはならない。また、切断面には防食剤としてエポキシ樹脂を塗布すること。
- (5) 立ち上がり鋼管と硬質ポリ塩化ビニル管との接続は、横引きに0.3m以上の鋼管を使用すること。
- (6) 鋼管には外面防食のため、防食テープを巻きつけること。

(ダクティル鋳鉄管工事)

第46条 鋳鉄管を布設する工事においては、次の各号に注意しなければならない。

- (1) 鋳鉄管は耐震型を使用し、管種別に施工方法を遵守すること。(JDP A技術資料参照)
- (2) 曲部は曲管を使用する。ただし直管で管路を曲げる必要のあるときは、許容曲げ角度の範囲内にすること。
- (3) 管のメーカーマークを上側に向けて布設すること。
- (4) 管は、正しく突き合わせ、管を固定して接合すること。
- (5) フランジ管継手は、良質なゴムパッキンとボルト・ナットを使用して片締めにならないよう確実に締め付けること。
- (6) 切管を使用するときは最小切管寸法を考慮すること。
- (7) 鋳鉄管の切断面は防錆処理し、外面は防食のためポリエチレンスリーブで被覆し、粘着テープで固定すること。

(配水用ポリエチレン管工事)

第47条 配水用ポリエチレン管を布設する工事においては、次の各号に注意しなければならない。

- (1) 各メーカーの施工要領を順守すること。
- (2) 水質に影響を与えないため、浸透防止スリーブを被覆し粘着テープで固定すること。

(保護工)

第48条 給水装置の防護は次の各号によって行わなければならない。

- (1) 給水管が開渠を横断する部分は、なるべく開渠の下に布設する。また横架する場合には、管の折損のおそれのあるものは、鋼管などの中に入れ、高水位以上の高さに布設すること。ただし、当該管理者と協議を必要とする。
- (2) 軌道下を横断する場合は、必要に応じてコンクリート管などに入れて埋設すること。ただし、当該管理者と協議を必要とする。
- (3) 凍結のおそれがある場所においては、給水装置の露出部分は防寒処置を施すこと。
- (4) 給水装置には、過大な水撃作用を与える用具を使用してはならない。特に異常な高圧を生ずる場合は、用具に近接して水撃防止器具を設けること。

(付属構造物)

第49条 給水装置の付属構造物については、次のとおりとする。

- (1) 仕切弁室、排泥弁室、空気弁室、量水器室、消火栓室等の築造にあたっては、設計

図に従い入念に施工すること。

- (2) 鉄蓋類は構造物に堅固に取付け、かつ路面に対し、不陸なく据え付けること。
- (3) 弁室等の据え付けは、沈下傾斜及び開閉軸に偏心を生じないように入念に行うこと。
- (4) 弁室等の据え付けは、流れ方向に合わせて設置すること。

(材料の取扱い)

第50条 材料の運搬、積み卸しは注意して扱い、管体や端部を損傷しないようにする。また管の集積は、管が変形しないよう台を置いて適当な高さ以下に積むこと。

(立ち上がり及び天井の配管)

第51条 立ち上がり管や天井の配管は、金具をもって堅固に固定する。また壁やコンクリート梁を抜ける箇所は、あらかじめスリーブを入れておくこと。

(通水)

第52条 通水は工事完成以後管内の排気と洗浄を徐々に、かつ、十分に行い、残留塩素を確認して給水を開始しなければならない。

(給水装置の撤去)

第53条 給水装置の撤去は、次の方法で止水すること。

- (1) サドル分水栓はボールバルブ、またはコックを閉じ、さらに二次側ユニオンを撤去し青銅製キャップを取付けること。
- (2) 甲型分水栓の場合は止コマを下胴へ締め降ろし、乙形分水栓はコックを閉じて青銅製キャップを取付けること。
- (3) T字管によって分岐しているときは、T字管を取除くこと。
- (4) 部分撤去をする場合に鋼管はプラグを用い、硬質ポリ塩化ビニル管はキャップを用いて止水すること。

(排気と排水)

第54条 空気が給水管の中に停滞し通水を阻害するおそれがあるところ、水が停滞するおそれがあるところには、それぞれ排気装置(空気弁)、並びに排水装置(排泥弁)を設置しなければならない。

(断水と断水通知)

第55条 給水工事のため断水を行う必要があるときは、次の各号に従って施工しなければならない。

- (1) 断水予定日は数日前に日時、区域及び断水を必要とする理由、その他、特に要望する事項を具体的に記載して、管理者の承認を受けること。
- (2) 断水通知は承認条件に基づき、区域内の需要家に周知徹底させること。
- (3) 仕切弁の開閉は、管理者の指示に従うこと。
- (4) 断水工事は、予定時間内に完了するよう人員の配置と機材の整備に留意すること。

(補償)

第56条 指定業者は、工事中に造作物、埋設物等に被害を与えた場合は、所有者、または当該管理者と協議し、速やかに原形に復旧するか、もしくはその損害を補償しなければならない。

い。

また人畜に被害を与えたときは、すみやかに必要な措置を講じ、その損害について補償の責を負わなければならない。

(保証期間)

第57条 工事完了後2ヵ年以内に故障を生じ、原因が指定業者にあると認められたものは、無償で修理しなければならない。

第7章 手続き

(主 旨)

第58条 指定業者が給水装置工事を施工しようとするときは、所定の手続きを行って着手しなければならない。(資料 - 10参照)

(申し込み)

第59条 指定業者が給水装置工事の依頼を受けたときは、次の関係書類を添えて管理者へ申請しなければならない。

- (1) 給水装置工事申込書兼施行承認願
- (2) 工事場所を示した位置図
- (3) 配管に使用する材料の名称、口径、個数、延長等を記入した平面図
- (4) 配管に使用する材料の名称、口径、延長等を記入した立面図
- (5) その他管理者が必要とする書類 (資料 - 13~14 参照)

(施行承認及び施工)

第60条 指定業者は、給水装置工事の承認を得たときは、水道法、条例、規程並びに仕様書の定めに従い誠実に施行しなければならない。

(設計変更)

第61条 建築物その他の設計変更、または工事の進捗状況もしくは申込者のその後の要望等により当初設計に著しい変更が生じたときは、改めて設計書図面を作成して審査を受けなければならない。

(申込みの取消し)

第62条 指定業者は、申込み者の都合その他の理由により工事を取り消す場合は、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(しゅん工届)

第63条 指定業者は、給水装置工事が完成したときは速やかに次の関係書類を添えて管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 給水装置工事しゅん工届
- (2) 給水装置工事自主検査書
- (3) 工事場所を示した位置図
- (4) 配管に使用した材料の名称、口径、個数、延長等を記入した平面図
- (5) 配管に使用した材料の名称、口径、延長等を記入した立面図
- (6) その他管理者が必要とする書類 (資料 - 14 参照)

(しゅん工検査)

第64条 しゅん工検査は、設計書図面に基づき工事担当の給水装置工事主任技術者立会の上、次の項目について行う。なお、指定業者は、検査を受ける前に「給水装置工事自主検査書」により検査を実施し、不適合な箇所があれば手直しをしておかなければならない。

(1) 施工状態、材料、埋設深度

(2) 残留塩素の測定

(3) 水圧検査は、ダクティル鑄鉄管及び鋼管では工事場所の常圧に水撃圧0.55MPaを加えた値とし、硬質ポリ塩化ビニル管及びポリエチレン2層管は工事場所の常圧に水撃圧0.25MPaを加えた値で1分間以上保持し圧力の低下しないものを合格とする。また、配水用ポリエチレン管は各メーカーの施工要領により実施すること。

(4) 検査の結果、不備な箇所があったときは、速やかに手直しをして再検査を受けなければならない。

(5) しゅん工検査に合格しなければ給水することはできない。

第8章 修理工事

第65条 指定業者は、管理者及び給水装置所有者、または使用者等から修理工事を依頼されたときは、速やかに施工しなければならない。

第66条 指定業者は、修理工事が完了したときは、必要に応じて報告書を管理者に提出しなければならない。

第9章 その他

第67条 この仕様書に定めのない事項は、特記仕様書による。

第68条 給水装置として取り扱わない工事についても、本仕様準じて施工すること。

附則

この仕様書は、昭和46年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成10年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成12年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成14年10月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成17年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成28年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、平成29年 5月1日より施行する。

附則

この仕様書は、令和2(2020)年 6月1日より施行する。

附則

この仕様書は、令和3(2021)年 4月1日より施行する。

附則

この仕様書は、令和5(2023)年 8月1日より施行する。

第2編 規程（抜粋）・要綱

下松市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

下松市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条～第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条、第12条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条～第17条）

第5章 雑則（第18条～第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例（昭和35年下松市条例第32号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、下松市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「管理者」とは、下松市上下水道事業管理者をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

7 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定業者は、法、政令、施行規則、条例、下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例施行規程（昭和57年下松市水道局規程第3号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

（2）条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 次条第3号イからハまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第8条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定業者に下松市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定業者証」という。）を交付する。

- 2 指定業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定業者は、指定業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有す

る。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第4条から前条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。
- 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定業者から指定業者証を返納させた上で、新たな指定業者証を交付するものとする。

（変更等の届出）

第7条 指定業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式11による届出書を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、その都度下松市広報に掲載して公示する。

- (1) 第5条の規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ロ 第13条第2号に掲げる工事に関する工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ハ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 主任技術者の氏名
 - ホ しゅん工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事の検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(諮問機関)

第18条 管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として下松市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

(1) 第8条の規定による指定の取消し

(2) 第9条の規定による指定の停止

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第19条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元(2020)年10月1日から施行する。

**給水装置工事事業者の指定・更新・変更申請手続きについて
指定・更新申請の手続き**

下松市内で給水装置工事を行うために必要な申請について	
受付窓口	上下水道局 企画総務課 (電)0833-41-2150
指定・更新手数料	10,000円
申請書名	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
添付書類	1 機械器具調書(様式第1別表) ア 管の切断用の機械器具(金切りノコその他) イ 管の加工用の機械器具(ヤスリ、パイプねじ切り器その他) ウ 管の接合用の機械器具(トーチランプ、パイプレンチその他) エ 水圧テストポンプ
	2 誓約書(様式第2)
	3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)
	4 選任する主任技術者の免状の写し
	5 定款及び登記事項証明書(法人の場合) 住民票の写し(個人の場合)
	6 指定給水装置工事事業者の連絡先控え

変更等の届出

次の事項に変更があったときの手続き	
1 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては代表者の氏名	
2 法人については役員の氏名	
3 主任技術者の氏名及び免状の交付番号	
受付窓口	上下水道局 企画総務課 (電)0833-41-2150
手数料	不要
届出書	様式第10・・・変更の日から30日以内に次の書類を添えて提出
	上記1の場合・・・給水装置工事事業者証、指定給水装置工事事業者の連絡先控え ・・・誓約書(様式第2) ・・・定款及び登記事項証明書(法人の場合) ・・・住民票の写し(個人の場合)
	上記2の場合・・・誓約書(様式第2)及び登記事項証明書
	上記3の場合・・・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3) 給水装置工事主任技術者免状の写し

事業の休止・再開又は廃止したときの手続き

受付窓口	上下水道局 企画総務課 (電)0833-41-2150
手数料	不要
届出書	様式第11・・・事業の休止・廃止の日から30日以内に給水装置工事事業者証を添えて提出 ・・・事業を再開した日から10日以内に提出

下松市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取消す場合等の基準及び手続きに関する要綱

第1条 この要綱は、下松市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第2号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、指定の取消し、又は指定の停止を行う場合の基準及び手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 指定の取消し、又は指定の停止（以下「処分」という。）は、規程第8条に規定する事由に対して付した別表第1で定める点数の累計が別表第2に定める累計点数に達したときに、同表に掲げる区分に応じて行う。

2 点数の付加を受けた日から1年以内に、同一の違反行為を行った場合の点数は、当該違反行為の点数の2倍とする。

3 点数の付加は、1件ごとの工事に対して行う。

第3条 累積点数または違反行為ごとに付加された点数は、次の場合に消滅する。

（1）指定の効力の停止を受け、その期間が満了したとき。

（2）当該点数の付加を受けた日から1年を経過したとき。

ただし、付加された点数は、当該違反行為が解消されるまで継続する。

第4条 点数の付加又は処分は下松市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会で決定する。

第5条 下松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、処分を行うときは、書面により当該下松市上下水道局指定給水装置工事事業者に通知する。

第6条 処分を受けた者は、当該処分を受けた日から給水装置の工事を施行することができない。ただし、処分を受けた日の前日までに承認を受けた工事については、管理者が必要と認められた場合は、この限りでない。

第7条 停止処分期間中に新たな事由が発覚した場合は、当該処分を受けることとなった累積点数に新たな事由に対する付加点数を加算した後の累積点数に対応する処分を行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

違反行為内容

	点数
1 不正の手段により規程第4条第1項の指定を受けたとき。	(100点)
2 担当事業所の主任技術者の選任について。	
(1) 主任技術者として選任されることとなる者を置かなかつたとき。	(100点)
(2) 主任技術者が欠けた場合において、その事由が発生した日から14日を経しても新たな主任技術者を選任しないとき。	(50点)
(3) 主任技術者選任又は解任の届出をしないとき。	(10点)
3 規程第5条第1項2号に定める機械器具に不足を生じ、一定期間を経過しても補充しないとき。	(30点)
4 申請者（法人にあっては、その役員）が次のいずれかに該当することとなった場合。	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人、又は破産者で復権を得ないもの。	(100点)
(2) 法に違反して、刑に処せられたとき。	(100点)
(3) その業務に関し、次に例示する不正又は不誠実な行為を行ったとき。	
ア 管理者の承認を受けなくて給水装置の工事を施工したとき。	(80点)
イ しゅん工検査の結果手直しを要求され、管理者が指定した期間内にこれを行わないとき。	(30点)
ウ 規程第13条に定める事項に違反したとき。	(30点)
エ 給水装置の工事を不正あるいは粗悪に施工し、再三警告しても改まらないとき。	(30点)
オ 下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例、同施行規程、給水装置工事標準仕様書に違反したとき。	(30点)
5 規程第7条第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合の届出。	
(1) 虚偽の提出をしたとき。	(20点)
(2) 添付書類に不備があるとき。	(10点)
(3) 30日を過ぎても変更の届出をしないとき。	(10点)
(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出をしないとき。	
ア 廃止又は休止の日から30日を過ぎても当該届出をしないとき。	(10点)
イ 事業の再開の日から10日を過ぎても当該届出をしないとき。	(10点)
6 規程第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められたとき。	
(1) 給水装置工事ごとに規程第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して規程第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名しない場合。	(20点)
(2) 指名された者が次に掲げる職務を誠実に行わない場合。	
ア 給水装置工事に関する技術上の管理	(10点)
イ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督	(10点)
ウ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合していることの確認	(10点)
エ 給水装置工事に関し、管理者との次に掲げる連絡又は調整	
(ア) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水	

- 管の位置の確認に関する連絡調整 (10点)
- (イ) 規程第13条第2号に掲げる工事の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整 (10点)
- (ウ) 給水装置の工事を完了した旨の連絡 (10点)
- (3) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合。
- ア あらかじめ管理者の承認を受けない工法、工期その他の工事上の条件に適合しない場合 (30点)
- イ 規程第13条第1項に規定するその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させない場合 (20点)
- ウ 当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない場合 (20点)
- (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めなかった場合。 (10点)
- (5) 次に掲げる行為を行った場合。
- ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置の設置。 (30点)
- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用。 (20点)
- (6) 施工した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させなかった場合
- ア 施主の氏名又は名称 (3点)
- イ 施工の場所 (3点)
- ウ 施工完了年月日 (3点)
- エ 主任技術者の氏名 (3点)
- オ しゅん工図 (3点)
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 (3点)
- キ 規程第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果 (3点)
- (7) 前号の当該記録をその作成の日から3年間保存していない場合 (20点)
- 7 規程第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくしてこれに応じないとき。 (20点)
- 8 規程第17条の規定による管理者の求めに対する対応。
- (1) 正当な理由なくしてこれに応じないとき。 (20点)
- (2) 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。 (20点)
- 9 その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (1) クロスコネクションその他誤接合により汚水が混入したとき。 (100点)
- (2) 上水道以外の管と直結したとき。 (50点)
- (3) 盗水を伴う工事を施工したとき。 (50点)
- (4) 管理者の承認を受けないで公共の制水弁及びバルブを操作したとき。 (30点)
- (5) 配水管に水撃作用を生じやすいポンプ等の器具との直結したとき。 (30点)
- (6) メーターを汚染、破損又は埋没の危険性のある場所に設置したとき。 (30点)
- (7) 無許可で公道(国、県、市道)を掘削したとき。 (20点)
- (8) 届出書類の提出を怠ったとき。 (10点)

- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不適當であると認めるとき。 (10点)
 10 効力停止期間中に給水装置工事を行った場合 (50点)

別表第2 (第2条関係)

累積点数に対応する処分基準

累 積 点 数	処 分 項 目
～20点以下	文書による警告
20点超え ～ 40点以下	10日以内の指定の効力の停止 ただし、初めての場合は文書による警告とする。
40点超え ～ 60点以下	1か月の指定の効力の停止
60点超え ～ 80点以下	3か月の指定の効力の停止
80点超え ～ 100点未満	4か月以上6か月以内の指定の効力の停止
100点以上	指定の取消し

備考

- 1 違反行為点数は、違反項目ごとに集計する。
- 2 違反点数の累計が、別表第2の処分基準に該当するに至ったときは、その決裁日から処分する。
- 3 1年間に同一の違反を2回以上行った場合は、2回目以降の違反行為点数は2倍として累計する。

中高層建物への直結給水に関する要綱（平成24年2月15日）の一部を改正する。

平成27年12月21日

平成29年 1月23日

下松市上下水道事業管理者

中高層建物への直結給水に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、下松市の給水区域内に存在する地上3階建て以上の建物、又は地上3階建ての建物と同等以上の高さの建物（以下「中高層建物」という。）に対し、配水管から分岐した給水管により直接給水を行うこと（以下「直結給水」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（中高層建物への直結給水の区分）

第2条 中高層建物への直結給水の区分は次のとおりとする。

- （1）直結直圧方式 配水管の水圧により直接給水するもの
- （2）直結増圧方式 給水管に増圧装置を取り付け給水するもの
- （3）併用方式 次に掲げる方式により給水するもの
 - ア 直結直圧方式と直結増圧方式の併用
 - イ 直結直圧方式と受水槽方式の併用

（適用の除外）

第3条 次の各号の一に該当する場合は直結給水の適用を除外し、貯水槽施設を設置しなければならない。

- （1）配水管の水圧及び水量が不十分で使用上支障がある中高層建物
- （2）工場、公衆浴場、学校及びプール施設等の一時に多量の水を必要とし、周囲の給水に支障をきたすおそれのある中高層建物
- （3）入院設備、又は手術設備のある病院、災害時に避難場所となる建物、ホテルや旅館、飲食店及び大規模小売店等の断・減水時にも給水を必要とする中高層建物
- （4）大規模な空調及び電気機器等を有し常時一定の水圧及び水量の給水を必要とする中高層建物
- （5）クリーニング工場、メッキ工場、化学工場並びに印刷工場等の水が配水管に逆流した場合、重大な水質汚染事故をひきおこすおそれのある中高層建物
- （6）直結給水できない給水装置を有する中高層建物
- （7）給水管が老朽化しており増圧方式にした場合、漏水の危険性のある中高層建物
- （8）給水申し込み時に利用目的が明らかでない中高層建物
- （9）その他、下松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）が直結給水を適当でないとして認める中高層建物

（工事の届出）

第4条 工事は、あらかじめ管理者に届け出て、承認を受けなければならない。

(その他)

第5条 中高層建物への直結給水に関する設計施工基準は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

中高層建物への直結給水に関する設計施工基準（平成24年2月15日）の一部を改正する。

平成27年12月21日

平成29年 1月23日

下松市上下水道事業管理者

中高層建物への直結給水に関する設計施工基準

（目的）

第1条 この基準は、中高層建物への直結給水に関する要綱第5条の規定に基づき、中高層建物への直結給水に関する設計施工基準について必要な事項を定めることを目的とする。

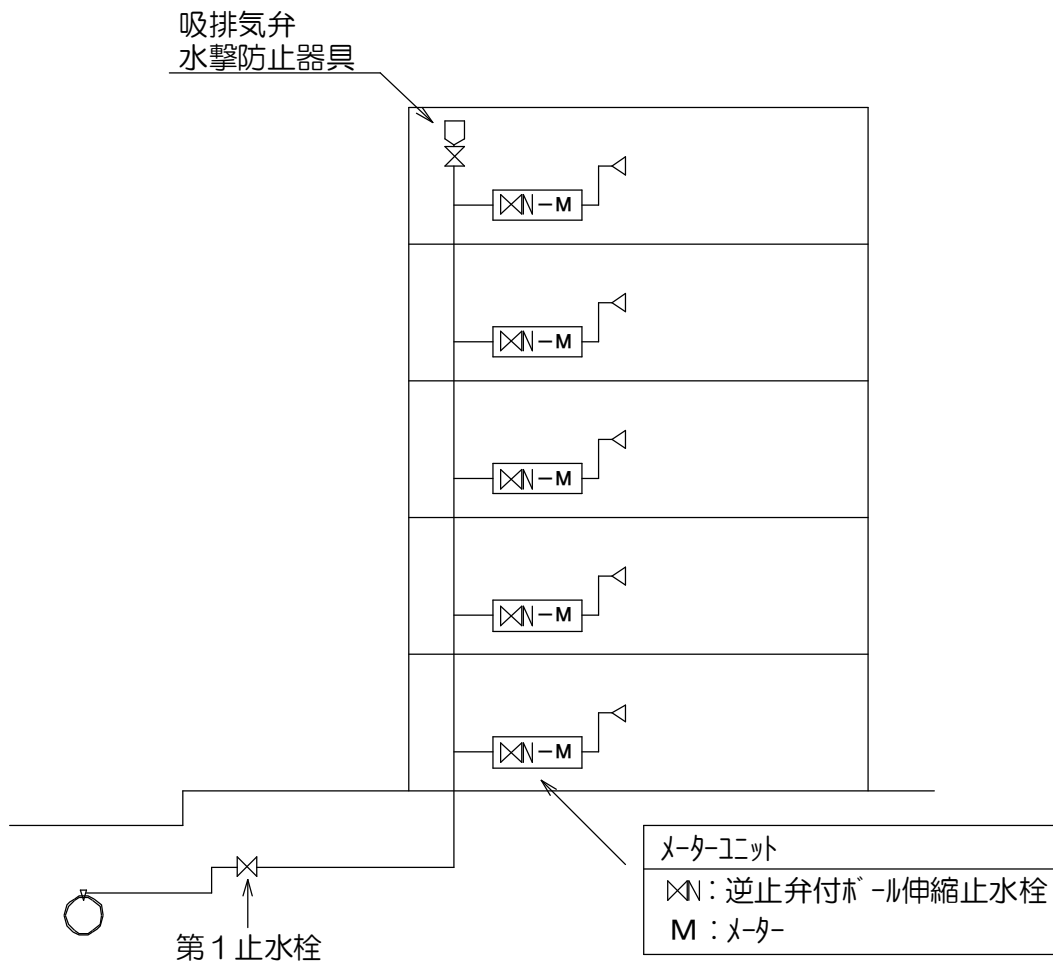
（給水方式）

第2条 給水方式は次のとおりとする。

（1）直結直圧方式 配水管の水圧により直結給水するもの

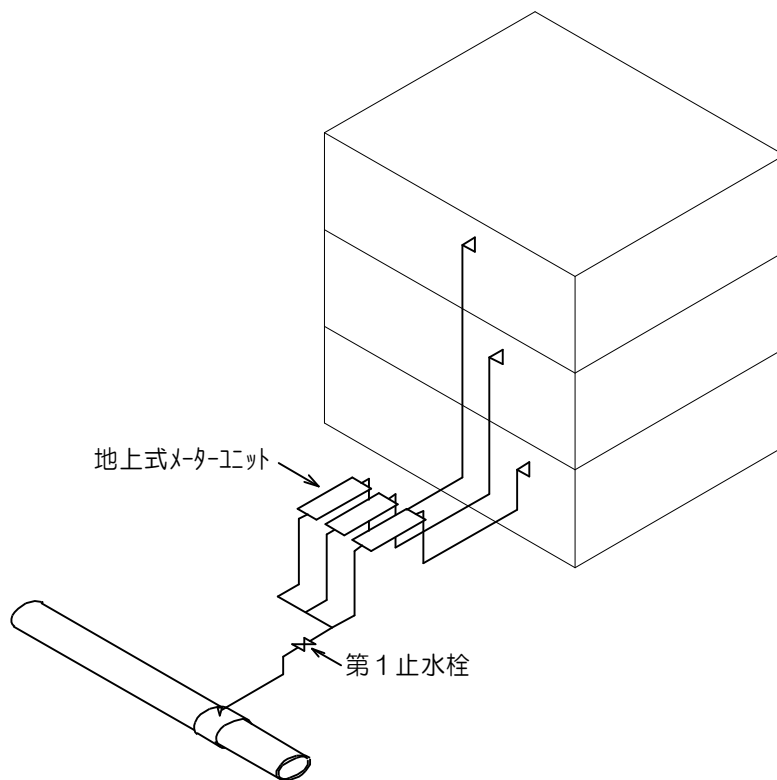
『例1』各戸局メーター

※給水用具の仕様は異なる場合があります。



『例2』 各戸局メーター

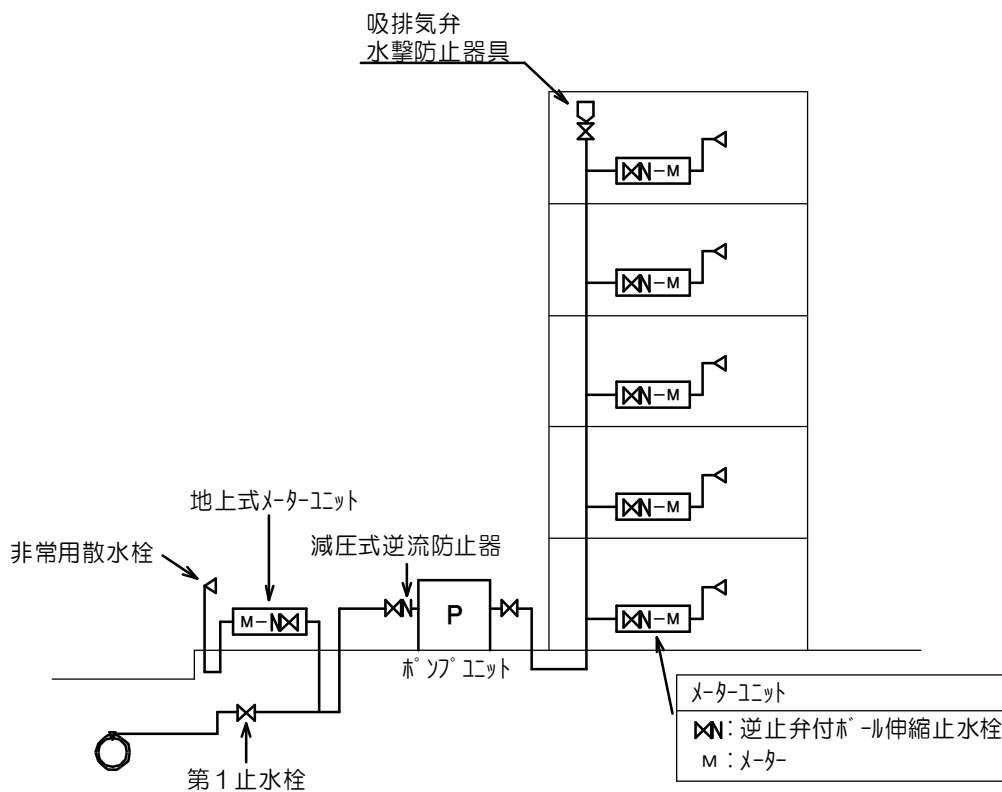
※給水用具の仕様は異なる場合があります。



(2) 直結増圧方式 給水管に増圧装置を取り付け給水するもの

『例』 各戸局メーター

※給水用具の仕様は異なる場合があります。

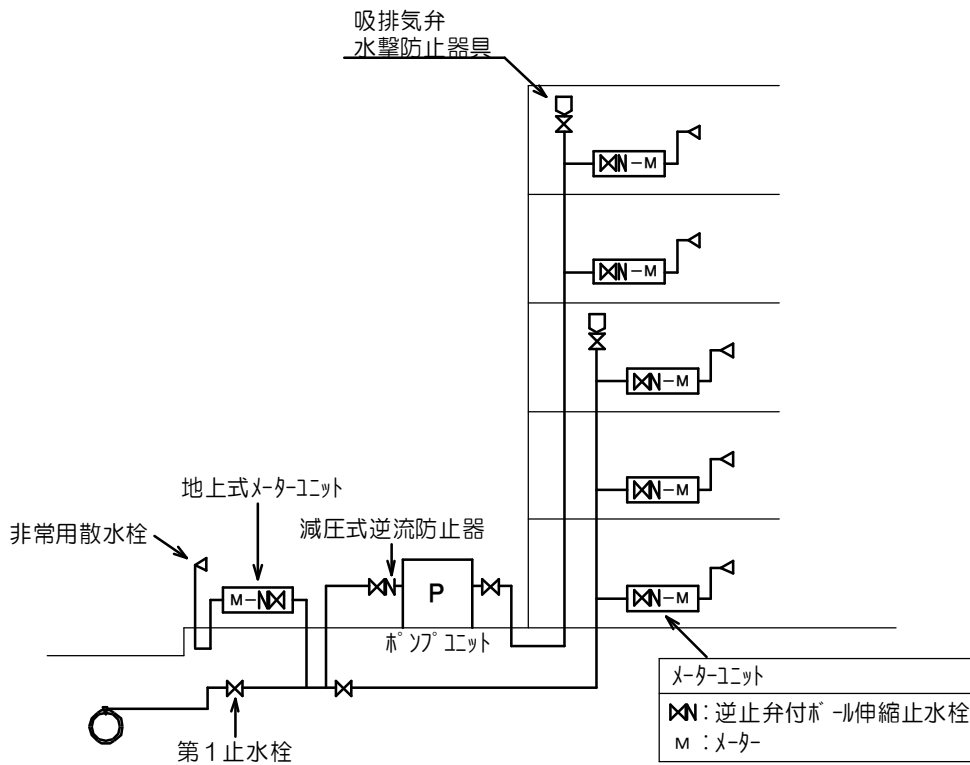


(3) 併用方式

ア 直結直圧方式と直結増圧方式の併用

『例』 各戸局メーター

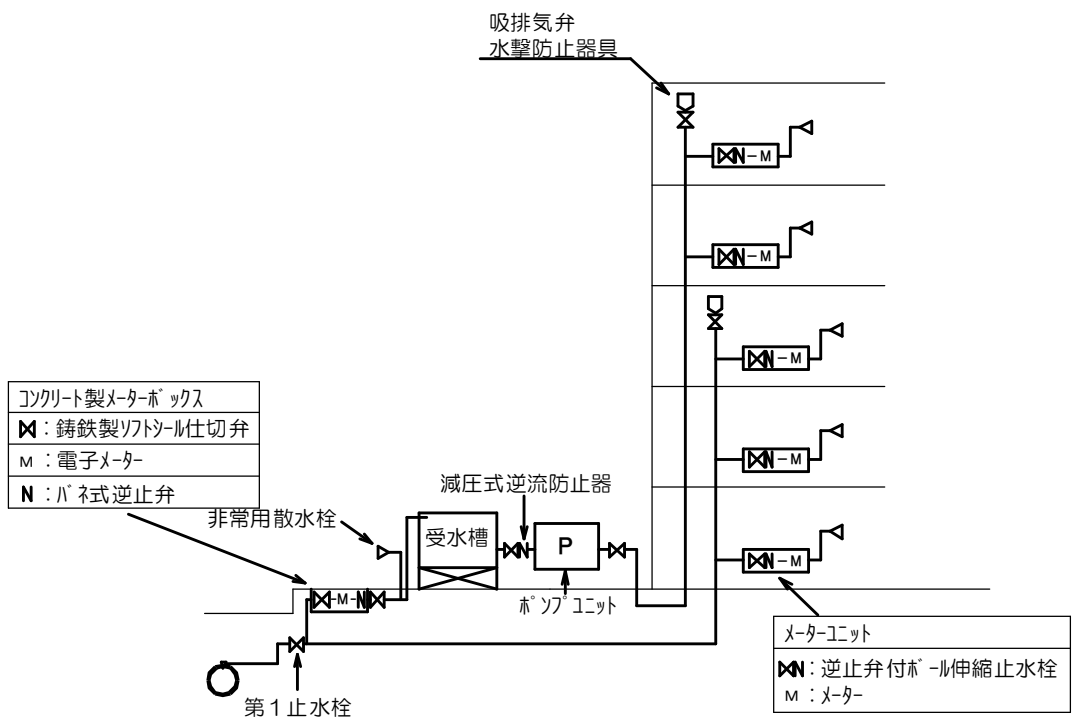
※給水用具の仕様は異なる場合があります。



イ 直結直圧方式と受水槽方式（増圧）の併用

『例』 一括局メーター、各戸局メーター、各戸子メーター

※給水用具の仕様は異なる場合があります。



(直結給水できる区域)

第3条 中高層建物に対し直結直圧方式、又は直結増圧方式で給水できる区域は、次の各号に掲げる配水管の最小動水圧を将来にわたり継続して確保できる区域とする。

(1) 直結直圧方式で給水できる区域

ア 地上5階建て以上の建物、又は地上5階建ての建物と同等以上の高さの建物

0.294MPa以上

イ 地上4階建てまでの建物、又は地上4階建ての建物と同等の高さの建物

0.245MPa以上

ウ 地上3階建ての建物、又は地上3階建ての建物と同等の高さの建物

0.196MPa以上

(2) 直結増圧方式で給水できる区域は、近隣建物への影響を考慮し、配水管の最小動水圧が0.196MPa以上の区域とする。

(3) 配水管の最小動水圧が0.196MPa未満の区域では、中高層建物への給水は、原則として貯水槽方式となるが、下松市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める設計水圧に基づいて作成された水理計算により、残存水圧が確保できると認める場合は、直結方式で給水することができる。

(直結給水の条件)

第4条 直結直圧方式又は直結増圧方式により給水される中高層建物は、次の各号に掲げるすべての条件を備えるものでなければならない。

(1) 原則として、給水装置内の末端、又は最高位での最小動水圧が、0.049MPa

(0.5kgf/cm²)以上確保できるもの、又は使用する給水器具の必要最小動水圧を満たすこと。

(2) 一日最大使用水量が50m³以下であること。

(3) 原則として、メーター口径が20mm以上かつ50mm以下であること。

(直結増圧給水可能な分岐口径)

第5条 直結増圧給水可能な分岐口径については、次の各号による。

(1) 分岐可能な配水管口径

分岐可能な配水管口径は、75mm以上300mm以下とする。ただし、口径300mmを超える配水管であっても、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(2) 分岐引込管口径

分岐引込管口径は、25mm以上75mm以下とし、かつ、分岐しようとする配水管口径の1段落ち以下とする。ただし単一管路、又は行き止まり配水管からの分岐にあつては、配水管口径の2段落ち以下とする。

(事前協議及び工事の施行)

第6条 下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例施行規程(昭和57年水道局規程第3号。)

第8条第1項の規定により中高層建物の給水装置の工事の許可を得ようとする者は、次の各号に掲げる項目について管理者と事前に協議をしておかなければならない。

(1) 施設の用途

(2) 給水方式(直圧、増圧、受水槽)

(3) 給水階数(直圧、増圧、受水槽)

- (4) 分岐箇所（配水管口径、分岐口径、配水管水圧）
- (5) 増圧ポンプ、受水槽の仕様並びに設置位置
- (6) 使用水量（計画1日使用水量、同時使用水量）
- (7) 計量方法
- (8) 量水器の口径及び設置位置
- (9) 道路との高低差
- (10) その他必要事項

2 前項の工事の許可を得ようとする者は、給水装置工事申込書兼施行承認願に、次の表に掲げる書類をその給水方式に応じて添付し、提出しなければならない。

	直結直圧 給水方式	直結増圧 給水方式	受水槽 方式
中高層建物への直結給水申請書(中高層第1号様式)	○	○	△
増圧給水設備設置届(中高層第2号様式)		○	
増圧給水設備変更廃止届(中高層第3号様式)		△	
直結給水計算書並びに誓約書(別記山口県給水装置設計施工指針様式)	○	△	
貯水槽水道施設設置届(別記貯水槽水道施設管理指導要綱第2号様式)			○
貯水槽水道施設変更廃止届(別記貯水槽水道施設管理指導要綱第3号様式)			△
タンク給水計算書並びに誓約書(別記山口県給水装置設計施工指針様式)			○
その他管理者が必要と認めたもの	△	△	△

※ ○・・・必須 △・・・必要に応じ提出

（増圧給水設備）

第7条 増圧給水設備は、次の各号によるものとする。

- (1) 増圧給水設備は、原則として公益社団法人日本水道協会の規格品であるポンプユニット（JWWA B 130）と減圧逆流防止器（JWWA B 134）の組み合わせとする。ただし、自己認証品及び第三者認証機関証明品については、同規格品と同等以上のもの。
- (2) 配水管及び給水装置に給水をするうえで悪影響を及ぼすおそれのないもの。
- (3) 配水管圧力及び使用水量の変動に対して適切な吐水圧力を確保できるもの。

- (4) ポンプユニット下流側の水が、配水管側に逆流しない構造であること。
- (5) ポンプユニットの制御方式は、吐出量の圧力を感知し、インバーターと流量、又は圧力センサーの組合せでポンプ回転数並びに吐出量を制御するもの。また、吸込み側圧力が基準値より低下した場合は、ポンプユニットを自動停止させること。
- (6) 吐出量は定流量弁と併せて流量を一定制御するものとする。ポンプユニット回転数制御のソフトスタート・ソフトストップ時間は、配水管や給水管の圧力変動を極力小さくするため、時間差を設け、最大延長30秒程度を目安とし設定すること。吐水圧は、給水器具（定水位弁、定流量弁）等が設置されるので損失水頭を見込み、給水装置内の末端、又は最高位での最小動水圧が0.049MPa以上（0.5kgf/cm²）確保できること。
- (7) ポンプユニットの設置位置は、保守点検及び修繕を容易に行える場所に必要なスペースを確保し、排水処理についても考慮すること。
- (8) 停電、又は装置の故障時、部分的に直結直圧給水できる機能をそなえていること。

（建物内の配管方法）

第8条 建物内の配管工事は次の各号により施工しなければならない。

- (1) 建物内は、原則としてパイプシャフト内へ配管し、ウォーターハンマーの発生を防止する器具の取付等の措置をし、振動に耐えるよう振れ止め施工を行うこと。また、維持管理を容易にするため、配管相互の間隔を15cm以上保持し、空気が停滞しない配管とすること。
- (2) 通水時の空気の排気、又は断水時の真空破壊防止並びに維持管理のため、給水主管の最上部に給水管口径に応じた吸排気弁及び水撃防止器具等を設置し、保守点検できるようにすること。
- (3) 消防法に基づく消火用水は水槽を設けるため、増圧給水とのクロスコネクションに十分注意すること。

（メーター口径と設置位置）

第9条 直結直圧方式、又は直結増圧方式で給水する中高層建物の各戸局メーターの口径は、原則として20mm以上とする。ただし、ワンルームマンション（1K、1DKを含む。）等については、同時使用率及び使用水量を考慮し、メーター口径を13mmとすることができる。また、既存のメーター口径が13mmの建物において給水方式を変更する場合も同様とする。

メーター口径	給水栓数
13mm	4栓まで（例：ワンルームタイプ）
20mm	10栓まで（例：ファミリータイプ）

2 メーターの設置位置は、下松市給水装置工事標準仕様書（P.10）によるものとする。

(メーター止水栓の種類)

第10条 メーター止水栓の種類は、下松市給水装置工事標準仕様書(P.7)によるものとする。

(併用方式)

第11条 受水槽の施設は、一般の給水装置工事に準じて取り扱い、山口県給水装置工事施工基準及び下松市給水装置工事標準仕様書に基づき、下松市上下水道局指定給水装置工事業業者が施工する。

- 2 建物の種類や使用目的に応じて、直結直圧方式、直結増圧方式、受水槽方式を併用して給水することができる。
- 3 配水管からの分岐引込みは、一つの給水装置につき1分岐とし、宅地内で各給水系統に分岐し、その区分を明確にすること。
- 4 給水方式の異なる配管は明確に区分し、連結してはならない。
- 5 併用して給水する場合、配水管形態が輻輳する給水形態は避けること。
- 6 同一階では2つ以上の給水方式で施工してはならない。
- 7 維持管理を容易にするため、直結増圧方式の配管には青、受水槽方式の配管には赤のビニールテープを、適当な間隔を保ち見易い箇所に巻き付け、給水方式を文字表示すること。
- 8 停電及び故障時に備え、直結直圧方式による非常用給水栓を設置すること。

(弁類の設置)

第12条 バルブの設置については、下松市給水装置工事標準仕様書(P.7)によるものとする。

- 2 併用方式で給水する場合、それぞれの方式の適当な箇所にバルブを設置すること。
- 3 維持管理を容易にするため、給水主管及び給水支管の適当な箇所にバルブを設置すること。
- 4 増圧給水設備を施工する場合は、吸込み側に減圧逆流防止器を設置すること。ただし、新築の専用住宅建物にあっては、複式逆止弁とすることができる。
- 5 減圧逆流防止器の入口及び出口端には止水栓を設置し、流入側にストレーナを取付けること。
- 6 減圧逆流防止器を設置する場合は、その吐水口からの排水により、水没のおそれがないよう排水処理に配慮すること。
- 7 通水時の空気の排気、又は断水時の真空破壊防止並びに維持管理のため、給水主管の最上部に給水管口径に応じた吸排気弁、水撃防止器具等を設置すること。

(既存建物の改造)

第13条 既存の中高層建物を直結直圧方式、又は直結増圧方式に改造する場合は、次の条件を満たすものとし、必要条件を満たしたときは、築年数の経過した建物であっても直結給水を行うことができる。

- (1) 水圧試験は、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管では工事場所の常圧に水撃圧 0.55MPa を加えた値とし、硬質ポリ塩化ビニル管及びポリエチレン管では工事場所の常圧に水撃圧 0.25MPa を加えた値で1分間以上保持し、漏水等の異常が認められないこと。
- (2) 老朽管については、原則としてライニング鋼管、又は水道用ポリエチレン管等を使用し、改造工事を行うこと。
- (3) 断水の困難な業種が入居していない建物であること。

(設計水圧)

第14条 水理計算に用いる設計水圧は、連続して24時間以上の現地水圧調査を行い、配水管の整備状況及び将来の水需要予測等を考慮し、配水管の最小動水圧に基づき管理者が決定する。

(吐出量の決定)

第15条 吐出量は、増圧給水全体の器具給水負荷単位による方法、同時使用率を考慮した方法、又は空気調和・衛生工学便覧等で算出した瞬時最大流量より大きくなるように決定する。

(例1) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$10戸未満 \quad Q = 42 \times N^{0.33}$$

$$10戸 \sim 600戸未満 \quad Q = 19 \times N^{0.67}$$

Q : 同時使用水量 (L/分) N : 戸数

(例2) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$1 \sim 30人 \quad Q = 26 \times P^{0.36}$$

$$31 \sim 600人未満 \quad Q = 19 \times P^{0.56}$$

Q : 同時使用水量 (L/分) P : 居住人数

(水理計算方法)

第16条 給水管の口径、増圧装置の全揚程等は、設計水圧、同時使用水量及び設計流速に基づき、水理計算により決定する。

(1) 直結直圧方式 最高位など最悪の条件にある給水器具までの所要水圧が、設計水圧以下であること。

$$P_0 \geq P_1 + P_2 + h$$

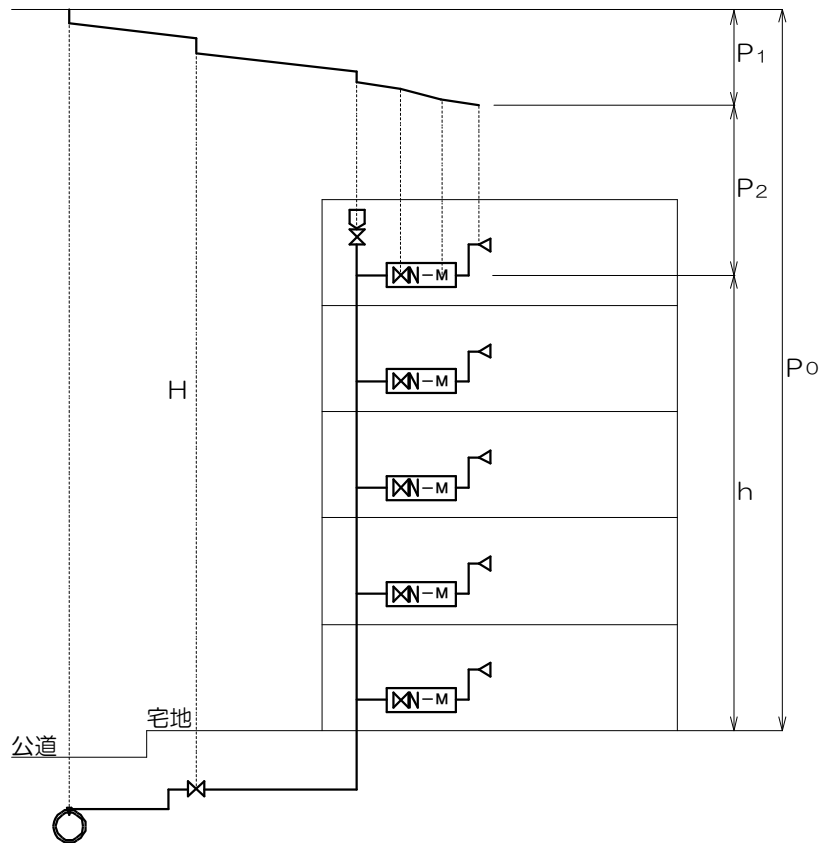
P_0 : 設計水圧

P_1 : 配水管の分岐箇所から最高位など最悪の条件にある給水器具までの給水管や給水器具等の圧力損失

P_2 : 最高位など最悪の条件にある給水器具を使用するために必要な圧力(給水器具の最低必要水圧) $\geq 0.049 \text{ MPa}$

h : 配水管の分岐箇所と最高位など最悪の条件にある給水器具の高低差

直結直圧方式における動水勾配線図



※給水用具の仕様は異なる場合があります。

(2) 直結増圧方式

H : 全揚程 (増圧装置の加圧分)

P_0 : 設計水圧

P_1 : 増圧装置直前の圧力

P_2 : 増圧装置直後の圧力 (吐水圧力設定値)

P_3 : 配水管の分岐箇所から増圧装置までの給水管や給水器具等の圧力損失

P_4 : ポンプユニットの圧力損失

P_5 : 増圧装置から最高位など最悪の条件にある給水器具までの給水管や給水器具等の圧力損失

P_6 : 最高位など最悪の条件にある給水器具を使用するために必要な圧力 (給水器具の最低必要水圧) $\geq 0.049\text{MPa}$

h_1 : 配水管の分岐箇所と増圧装置の高低差

h_2 : 増圧装置と最高位など最悪の条件にある給水器具の高低差

* 増圧装置の圧力損失は、通常、製造業者の特別な指示がある場合以外は考慮しない。

ア 全揚程 (増圧装置の加圧分)

$$H = P_2 - (P_1 - P_4)$$

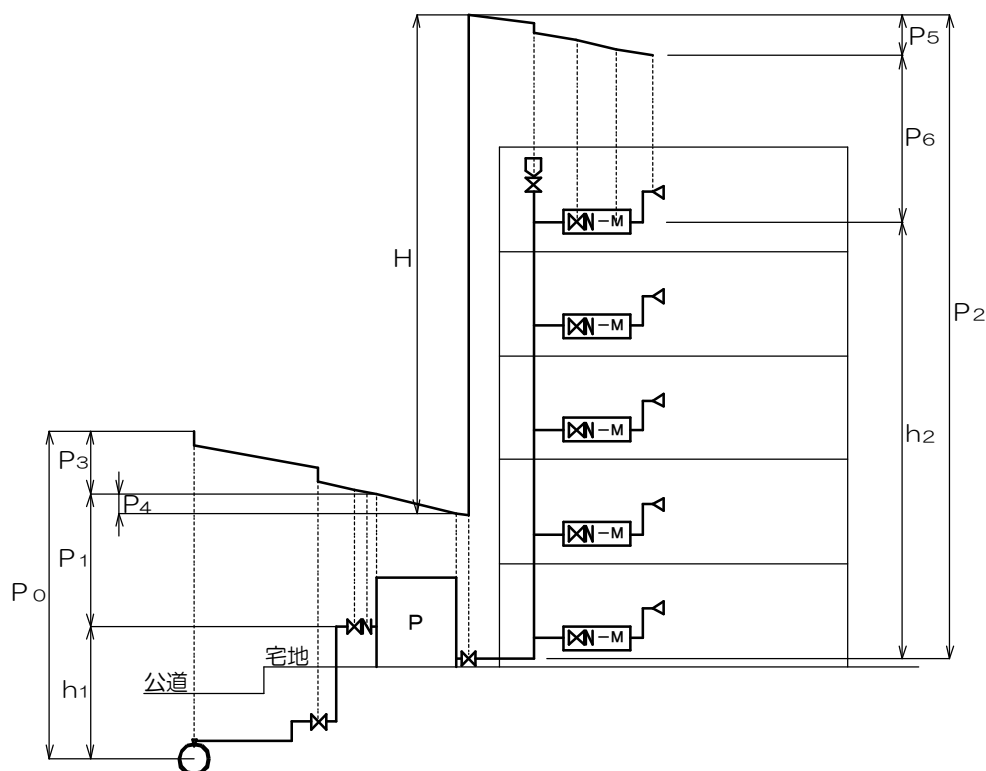
イ 増圧装置直前の圧力

$$P_1 = P_0 - (P_3 + h_1)$$

ウ 増圧装置直後の圧力

$$P_2 = P_5 + P_6 + h_2$$

直結増圧方式における動水勾配線図



※給水用具の仕様は異なる場合があります。

(維持管理)

第17条 中高層建物の管理責任者は、次のとおり給水装置を維持管理しなければならない。

- (1) 給水装置に異常がある場合、又は給水装置に関連する事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告するとともに、その対応のための体制を作ること。
- (2) 水道工事等により断減水の事態が生じる場合は、管理者に連絡するとともに、居住者に対して通報すること。
- (3) 給水装置の点検は、1年に1回以上、定期的に行うこと。
- (4) 給水装置の維持管理に要する費用は、所有者の負担とする。
- (5) 停電又は故障等で、ポンプ又は増圧装置が停止した場合の緊急連絡先を明記した掲示板等を設置するとともに、直結直圧方式による非常用給水栓が使用できることなどを居住者に周知すること。
- (6) メーター取替えに伴う断水については、その作業が円滑に実施できるよう協力すること。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか、設計施工に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

貯水槽水道施設管理指導要綱

第1条 この要綱は、下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和35年下松市条例第32号)に定めるもののほか、貯水槽水道に関する管理指導について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、貯水槽水道施設の設置及び管理並びに検査について、必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄で安全な飲用水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第3条 貯水槽水道施設の設置及び管理並びに検査は、貯水槽水道施設の設置者が自ら責任をもって行うものであり、下松市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、この要綱の目的を達成するため、設置者の協力のもとに調査し指導を行うものとする。

(用語の定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の貯水槽を有する水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽以下の水道設備をいう。
- (2) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、ビル管理法適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備であって、有効容量が10m³以下の小規模のものをいう。
- (3) 簡易専用水道 水道事業者から供給される水だけを水源とするもので、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいう。
- (4) 設置者 貯水槽水道施設の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。
- (5) 貯水槽 受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- (6) 衛生行政 貯水槽水道施設の所在地を管轄する衛生行政機関をいう。
- (7) 設置工事 貯水槽水道施設を新設、改造、修繕及び撤去する工事をいう。

(設置者の責務)

第5条 貯水槽水道施設の設置及び管理並びに検査は、次の各号により設置者自らの責任において適正に行うとともに、この要綱に基づいて行われる管理者の指導に協力するものとする。

- (1) 貯水槽水道施設の設置をする際は、水道法に基づく申請、届出及びビル管理法に基づく届出のほか、第7条に定める設置等の届出をしなければならない。
- (2) 設置者は、貯水槽水道施設を適正に管理する責任があり、第8条に定める管理基準に従い維持管理に努めるものとする。
- (3) 貯水槽水道施設の管理の状況に関する検査については、第9条に定める検査事項を遵守して検査を行うこと。
- (4) 管理状況及び給水停止等緊急時の対応等に関し、利用者へ、第10条により情報の提供を行うこと。

(管理者の責務)

第6条 管理者は、次の各号により管理の状況等について適切な指導を行い、この要綱の適正な運用に努めるものとする。

- (1) 貯水槽水道施設の設置者に対し、第8条の管理基準に基づく適正な管理及び、第9条の管理の状況に関する検査を受けるよう指導し、不適正施設に対しては改善措置等の指導を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、設置者同意のうえ、貯水槽水道施設への立入り調査を実施し、維持管理についての適切な指導等行うものとする。
- (3) 第7条に定める届出によるもののほか、必要に応じ現地調査を行い施設の実態を把握し、貯水槽水道施設台帳(第1号様式)を作成し、これを整理し、保管するとともに、貯水槽水道施設台帳や届出等により管理に必要な基礎データの収集に努めるものとする。

(設置等の届出)

第7条 貯水槽水道施設を設置しようとする者は、貯水槽水道施設設置届(第2号様式)により、あらかじめ管理者に届け出るものとする。

2 貯水槽水道施設において、次の事項を変更したときは、貯水槽水道施設変更・廃止届(第3号様式)により、速やかに届け出るものとする。

- (1) 設置者及び管理責任者
- (2) 設置者の氏名
- (3) 設置者が指定する給水装置工事事業者

3 貯水槽水道施設を廃止したときは、貯水槽水道施設変更・廃止届(第3号様式)を、速やかに届け出るものとする。

(貯水槽水道施設の管理基準)

第8条 簡易専用水道の設置者は水道法施行規則第55条の管理基準に従って管理するものとし、簡易専用水道以外の小規模貯水槽水道にあっては水道法施行規則第55条の管理基準に従い設置者自らが管理するとともに、次に定める各号に従い貯水槽水道の維持管理に努めるものとする。

- (1) 水槽の清掃は、専門知識、経験を有する者に委託する等、衛生的に行うこと。
- (2) 貯水槽水道施設に漏水等の異常がないか、水槽の周囲が清潔に保たれているかなどを定期的に点検し、施設に欠陥を発見したときは、速やかに改善措置を講ずること。
- (3) 貯水槽水道施設の汚染により人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は被害が生じるおそれのある事態(以下「汚染事故」という。)が発生したとき設置者は、上下水道局及び衛生行政等の関係機関に連絡して指導を受けるとともに、速やかに次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 当該貯水槽水道施設の利用者に、汚染事故の発生を知らせるとともに、給水停止、使用制限等の措置を講ずること。
 - イ 速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道施設の復旧を図ること。
- (4) 維持管理及び定期の点検のため貯水槽水道施設設置届、関係図書類、管理記録簿などを備え整理保存すること。

(貯水槽水道施設の管理状況に関する検査)

第9条 貯水槽水道施設の設置者は、管理の状況に関する検査について、次のとおりその検査

を受けるものとする。

- (1) 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則第56条に基づき検査を受けなければならない。
- (2) 小規模貯水槽水道の設置者は、水道法第34条の2に定める検査機関の検査を受けるか、又は水道法施行規則第55条に定める管理基準に従い、設置者自らが自主検査を行うこと。

(設置者が行う情報提供)

第10条 設置者は、管理状況の情報提供及び給水停止等緊急時の対応等に関する情報の提供を行うこと。

- 2 貯水槽水道施設の管理の状況について、必要に応じ清掃、検査等の情報を利用者に提供すること。
- 3 貯水槽水道施設に問題が生じたときは、利用者に給水停止等の必要な措置についての情報を提供すること。

(事業管理者が行う情報提供)

第11条 管理者は、利用者及び設置者に対し、市広報、ホームページ等により、貯水槽水道施設の管理についての正しい知識の普及、啓発を図り、適時適切に情報の提供を行うこと。

2 利用者に対しての情報提供

- (1) 利用者から水質上の検査依頼があった場合、利用者の給水栓で、簡易の水質検査(色、濁り、臭い、味及び残留塩素)を行い、その検査結果を知らせる。
- (2) 利用者からの問い合わせや相談等に応じて、貯水槽水道施設に関する維持管理及び管理に関する検査の情報を提供する。

3 設置者に対しての情報提供

- (1) 貯水槽水道施設の管理の状況に関し、必要に応じて管理の基準、管理方法、清掃、検査等管理に関する情報の提供を行う。
- (2) 貯水槽水の残留塩素の有無について検査すること等簡易な水質検査の実施を周知すること。
- (3) 指定検査機関、清掃業者、水質検査業者を紹介し、その際連絡先及び料金等を情報として提供すること。

(衛生行政との連携)

第12条 貯水槽水道施設の管理については、衛生行政の指導監督を前提とするが、管理者においても、この要綱に基づいて業務を円滑に遂行できるよう、所在地を管轄する衛生行政機関と連携を密にし、この要綱に定める目的の達成を図るものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

貯水槽水道施設指導基準

(設置)

第1条 この基準は、下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和35年下松市条例第32号)に定めるもののほか、貯水槽水道に関する指導基準について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基準は、貯水槽水道施設の設置及び管理について必要な事項を定め、清浄な飲用水を確保することを目的とする。

(基本方針)

第3条 貯水槽水道施設の設置及び管理は、設置者自ら責任をもって行うべきものであり、下松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、この基準の目的を達成するため、設置者の協力のもとに指導を行うものとする。

(用語の定義)

第4条 この基準において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 貯水槽水道施設 貯水槽を有する水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。
- (2) 設置者 貯水槽水道施設の設置工事、又は管理について権限を有する者をいう。
- (3) 貯水槽 受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- (4) 設置工事 貯水槽水道施設を新設、改造、修繕及び撤去する工事をいう。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、自ら責任をもって貯水槽水道施設の設置等及び管理を適切に行うとともに、この基準に基づいて行われる管理者の指導に協力するものとする。

(管理者の指導等)

第6条 管理者は設置者を次のとおり指導する。

- (1) 設置等の届け出の指導 水道法に基づく申請、届出及びビル管理法に基づく届出のほか、第7条に定める設置等の届け出の指導を行うものとする。
- (2) 設置等の指導 貯水槽水道施設の設置が、第8条に定める設計基準に適合するように指導を行うものとする。
- (3) 維持管理の指導 第9条に定める維持管理基準に基づく管理の指導を行うものとする。
- (4) 調査及び改善指導 必要に応じ、設置者の同意を得て当該施設の調査を実施し、改善指導を行うものとする。

2 第7条に定める届け出によるもののほか、必要に応じて現地調査を行う。

3 適宜、市広報・ホームページ等により貯水槽水道施設の管理についての正しい知識の普及、啓発を図る。

(設置等の届け出)

第7条 貯水槽水道施設を設置しようとする者は、貯水槽水道施設設置届(第2号様式)をあら

かじめ届け出るものとする。

2 貯水槽水道施設の次の事項を変更したときは、貯水槽水道施設変更・廃止届(第3号様式)により、管理者へ速やかに届け出るものとする。

- (1) 設置者及び管理責任者
- (2) 設置者の氏名
- (3) 設置者が指定する給水装置工事業者

3 貯水槽水道施設を廃止したときは、貯水槽水道施設変更・廃止届工事届(第3号様式)により速やかに届け出るものとする。

(貯水槽水道施設の設計基準)

第8条 設置者は、次に定める基準に従って貯水槽水道施設の設計を行うものとする。

- (1) 山口県給水装置設計施工指針
- (2) その他、管理者が特に必要と認める基準

(貯水槽水道施設の維持管理基準)

第9条 設置者は、水道法に定める基準に従い維持管理を行うほか、小規模貯水槽水道にあっては、法に定める簡易専用水道の管理基準に準じた管理を行うとともに、次のとおり維持管理を行う。

- (1) 貯水槽の清掃は、専門知識、経験を有する者に委託する等、衛生的に行うこと。
- (2) 貯水槽水道施設に漏水等の異常がないか、貯水槽の周囲が清潔に保たれているかなどを定期的に点検し、施設の欠陥を発見したときは、速やかに改善を行うこと。
- (3) 貯水槽水道施設の汚染により人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態(以下「汚染事故」という。)が発生したときは、設置者は上下水道局及び所在地を管轄する衛生行政機関に通報するとともに、速やかに次に掲げる措置をする。
 - ア 当該貯水槽施設の利用者に、汚染事故の発生を通知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
 - イ 速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道施設の復旧を図ること。
 - ウ 維持管理及び定期点検のため貯水槽水道施設設置届、関係図書類並びに管理記録簿などを備え整理保存すること。

(衛生行政機関との協力)

第10条 管理者は、所在地を管轄する衛生行政機関と協力しこの基準に定める目的の達成に努めるものとする。

附則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

水道直結式スプリンクラー設備工事に関する要綱

(総則)

第1条 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）工事は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年省令第66号。以下「改正規則」という。）の公布により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また給水装置に該当する水道直結式スプリンクラー設備の設置が認められたことに基づき定めるものである。

(適用範囲)

第2条 給水区域内で給水方式が、直結直圧方式又は直結増圧方式を認める範囲であること。消防設備士の水理計算等により水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるもの。（工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の配水管最小動水圧等の確認・調査し情報提供を行うこと。）

(設置対象建物及び設置場所)

第3条

(1) 設置対象建物

ア 小規模社会福祉施設(防火対象物で延べ面積が275m²以上1,000m²未満のもの)

(2) 設置場所

ア 消防法令で規定された消防設備士が設計する範囲すべてとする。

(3) メーター口径の決定

ア 常時の水使用と当該設備の同時使用はないものとし、必要放水量を確保できる給水管口径及びメーター口径とする。

イ 当該設備に係る配管及び用具は、給水装置としての構造、材質を求めるがスプリンクラーヘッドは換算栓数に含まない。

(維持管理)

第4条 水道直結式スプリンクラー設備を設置する申込者は、下松市上下水道事業管理者が定める事項について承諾する旨を「水道直結式スプリンクラー設備設置届（第4号様式）」により給水装置工事申込時に提出しなければならない。

(配管方法)

第5条 配管方法は次のとおりとする。

(1) 新設工事及び増変工事の場合

ア 水道直結式スプリンクラーヘッド数は消防設備士の指導によるものとする。

イ 水道直結式スプリンクラーヘッドからの放水量を確保できる給水管口径とする。

ウ 滞留水防止と放水確認のため水道直結式スプリンクラーヘッドを設置する配管管末には給水栓を設置する。

エ 主管より分岐し、水道直結式スプリンクラーヘッドを設置する配管には開閉方向表示したバルブ、流向を表示した逆止弁、水抜き弁を設置すること。また主立上り管の最長部には空気弁を設置する。

(使用材料)

第6条 水道直結式スプリンクラーヘッドは、消防法令適合品でかつ水道施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを使用すること。

下松市給水管寄附採納取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、開発行為、団地造成等によって設けられた給水管の所有者から市に対し寄附の申出があった場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申出)

第2条 市に対し、給水管の寄附をしようとする者(以下「申出人」という。)は、給水管寄附採納願(別記第1号様式。以下「採納願」という。)に次に掲げる書類を添付し、申し出るものとする。

(1) 位置図

(2) 道路、管種、管径及び延長を明らかにした平面図

(3) 私道埋設の場合は、下松市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)と締結した私有地占用契約書及び給水管の所在地、地権者が記載された公図

(4) その他管理者が必要と認める書類

(審査及び調査)

第3条 申出人による採納願の提出があった場合は、管理者は、審査を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(採納基準)

第4条 給水管の寄附の採納基準は、次の各号に定める条件の全てを満たし、かつ、管理者が必要と認めるものとする。

(1) 無償の寄附であること。

(2) 給水管の構造及び材質が下松市給水装置工事標準仕様書及び下松市水道工事共通仕様書に定められた基準に適合していること。

(3) 給水管の口径が50ミリメートル以上のものであること。ただし、当該給水管の大部分の口径が50ミリメートルであって、一部の口径(各宅地への分岐を除く。)が50ミリメートル未満である場合についても、基準を満たすものとする。

(4) 給水管布設後の経過年数がおおむね耐用年数に4分の1を乗じて得た年数以下であること。

(5) 給水管の布設場所が公道、公共用地又は私道であること。ただし、私道の場合においては、給水管の用途を廃止するまで無償で占用できる土地であることを要するものとする。

(6) その他管理者が特に必要とみとめた条件

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に給水管の寄附の採納の必要があると認めた場合については、採納することができるものとする。

(取得価格)

第5条 採納した給水管の取得価格は、施工当時の工事費から採納時までの期間に係る減価償却費に相当する額を減じた額とする。

(申出人への通知)

第6条 管理者は、寄附の採納の申出について審査した結果、採納する場合は給水管寄付採納通知書(別記第2号様式)により、採納しない場合は給水管寄附不採納通知書(別記第3号様式)により申出人へ通知するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、給水管の寄附の採納に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

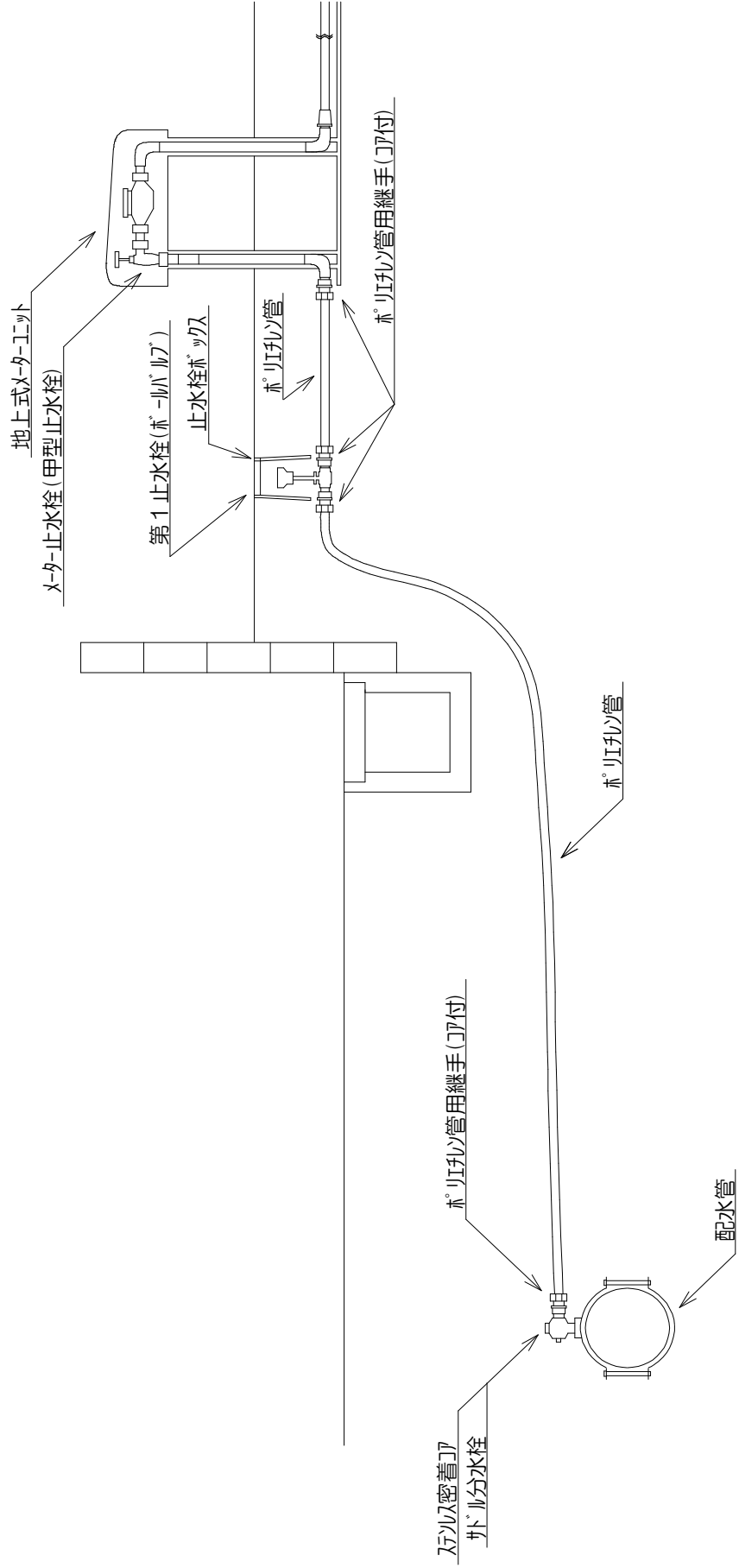
この規定は、令和元(2019)年7月1日から施行する。

第3編 資料及び提出書類

標準配管図 (1)

公道部

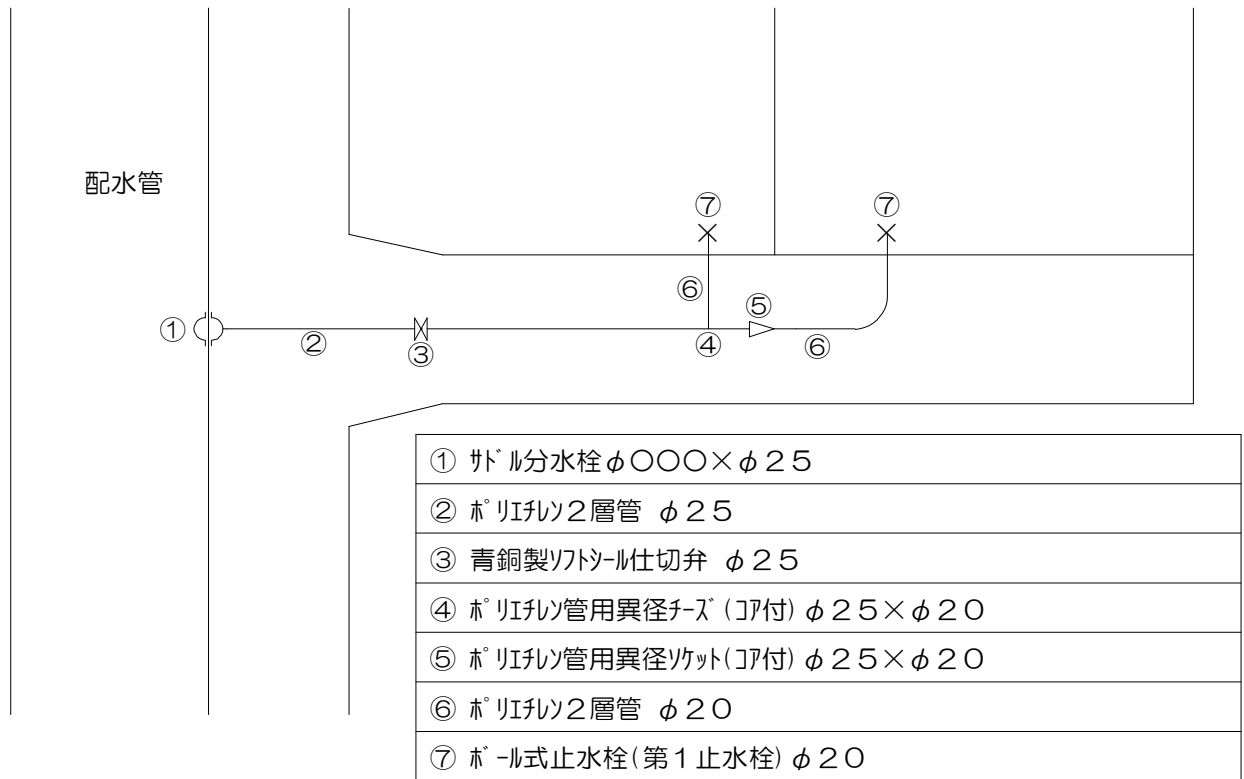
民地部



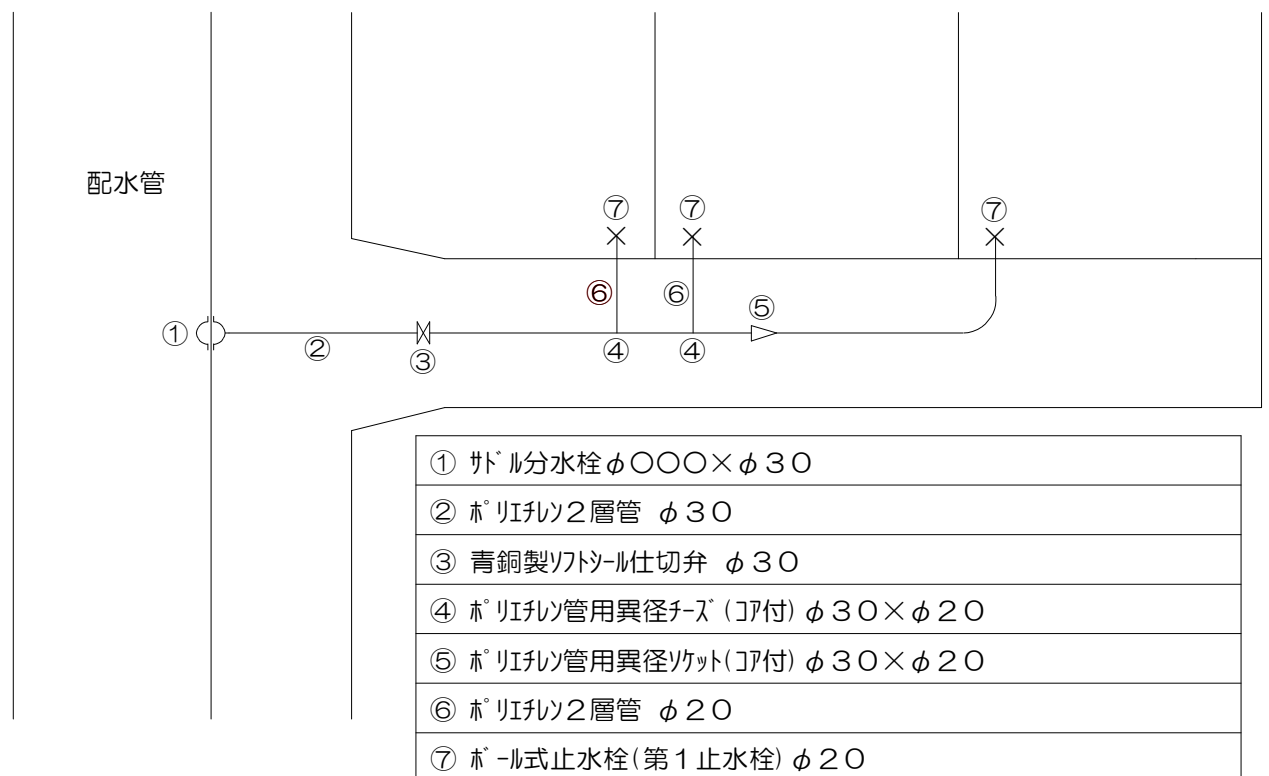
※配水用ホ-リパイプへの穿孔は漏水事故防止のため必ず専用工具を使用すること。
 ※給水管布設にあたり必要に応じて管保護を考慮すること。

標準配管図 (2)

(例1) $\phi 20$ (各戸分岐) \times 2戸の場合



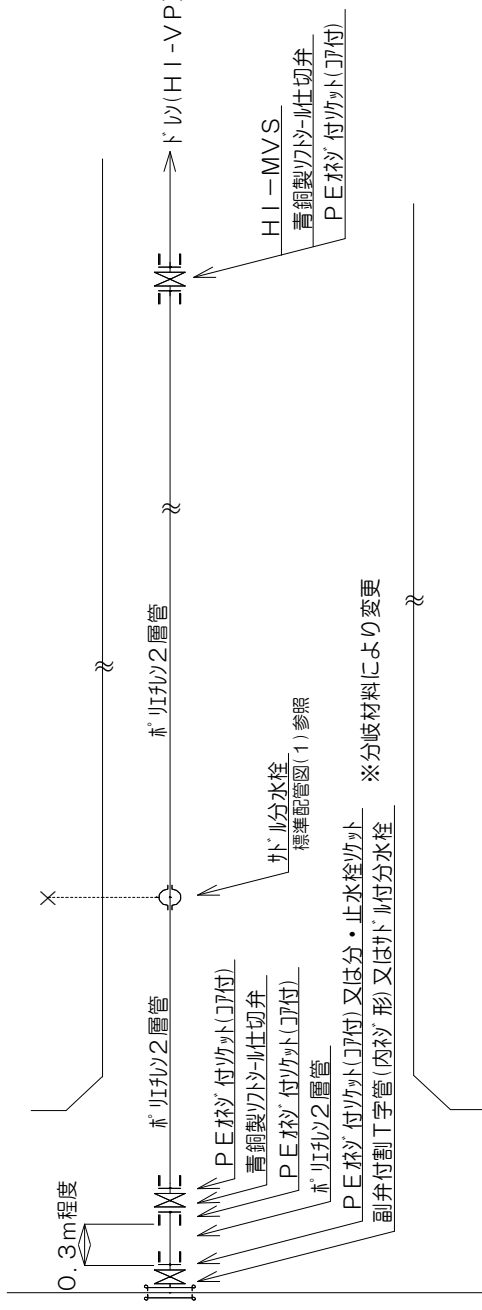
(例2) $\phi 20\text{mm}$ (各戸分岐) \times 3戸の場合



標準配管図 (3)

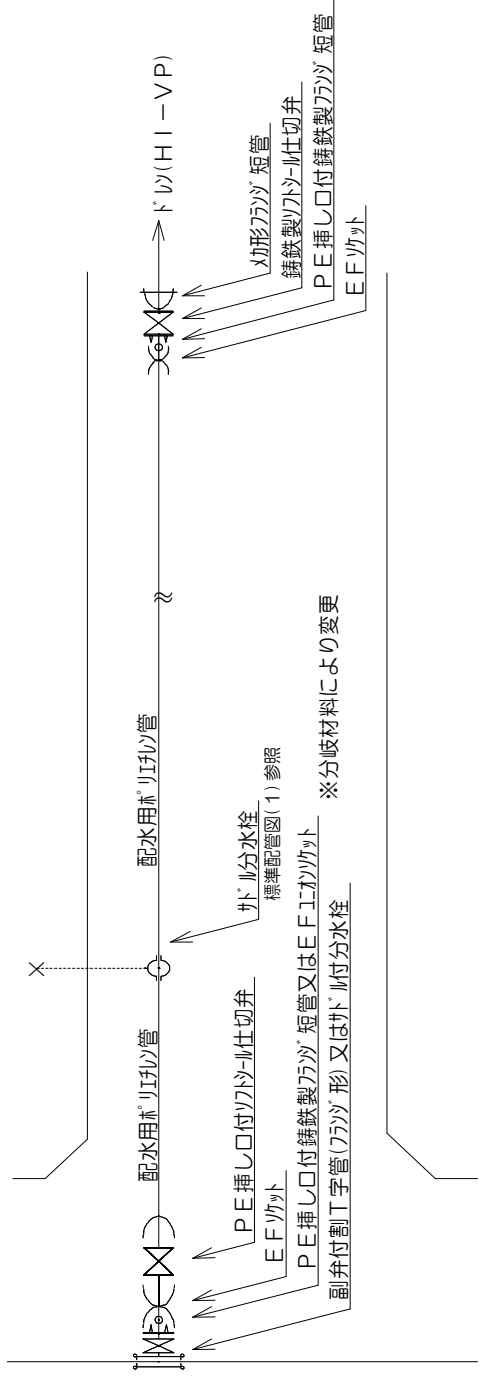
φ 40mmの分岐例(ホリリシソ2層管)

※仕切弁BOXと副弁の間に0.3m程度の離隔を設けること。



φ 50mmの分岐例(配水用ホリリシソ管)

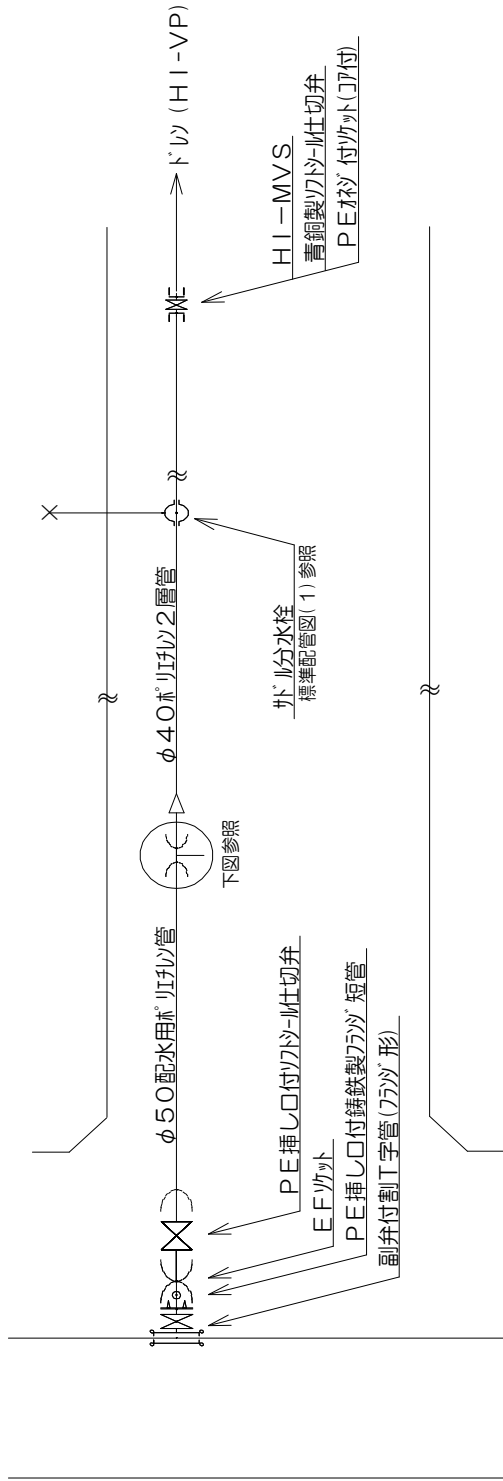
※分岐管の口径は分岐元の1段落としを標準とする。



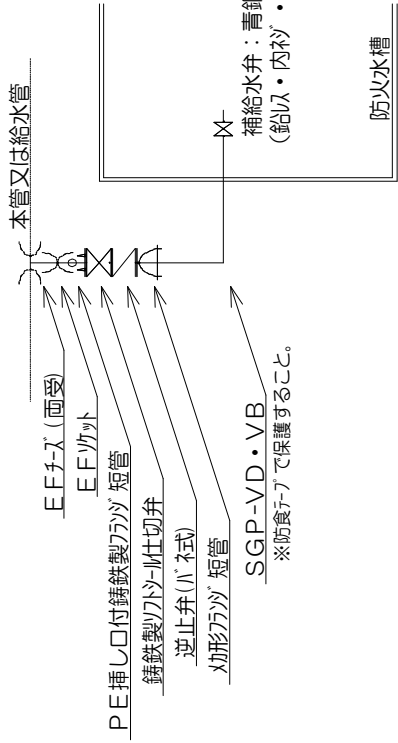
標準配管図(4)

給水管φ50mm以上に防火水槽を設置する場合。(防火水槽は開発行為に係る消防施設指導要綱による)
 ※防火水槽設置の場合、補給管まで同口径分岐を認める。ただし、補給管以降は減径し管均等表を標準とする。

(例) 配水管φ50、防火水槽設置、6宅地の造成(一般)

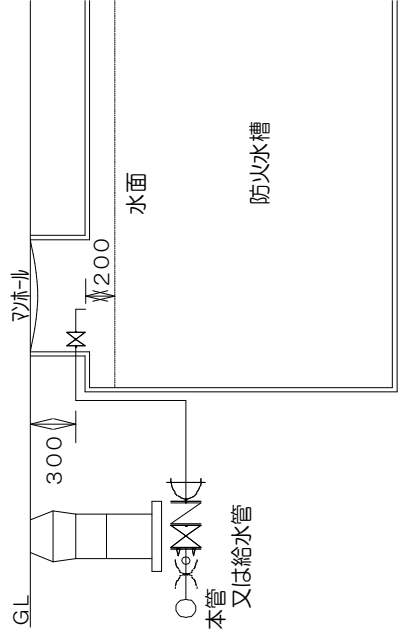


平面図



断面図

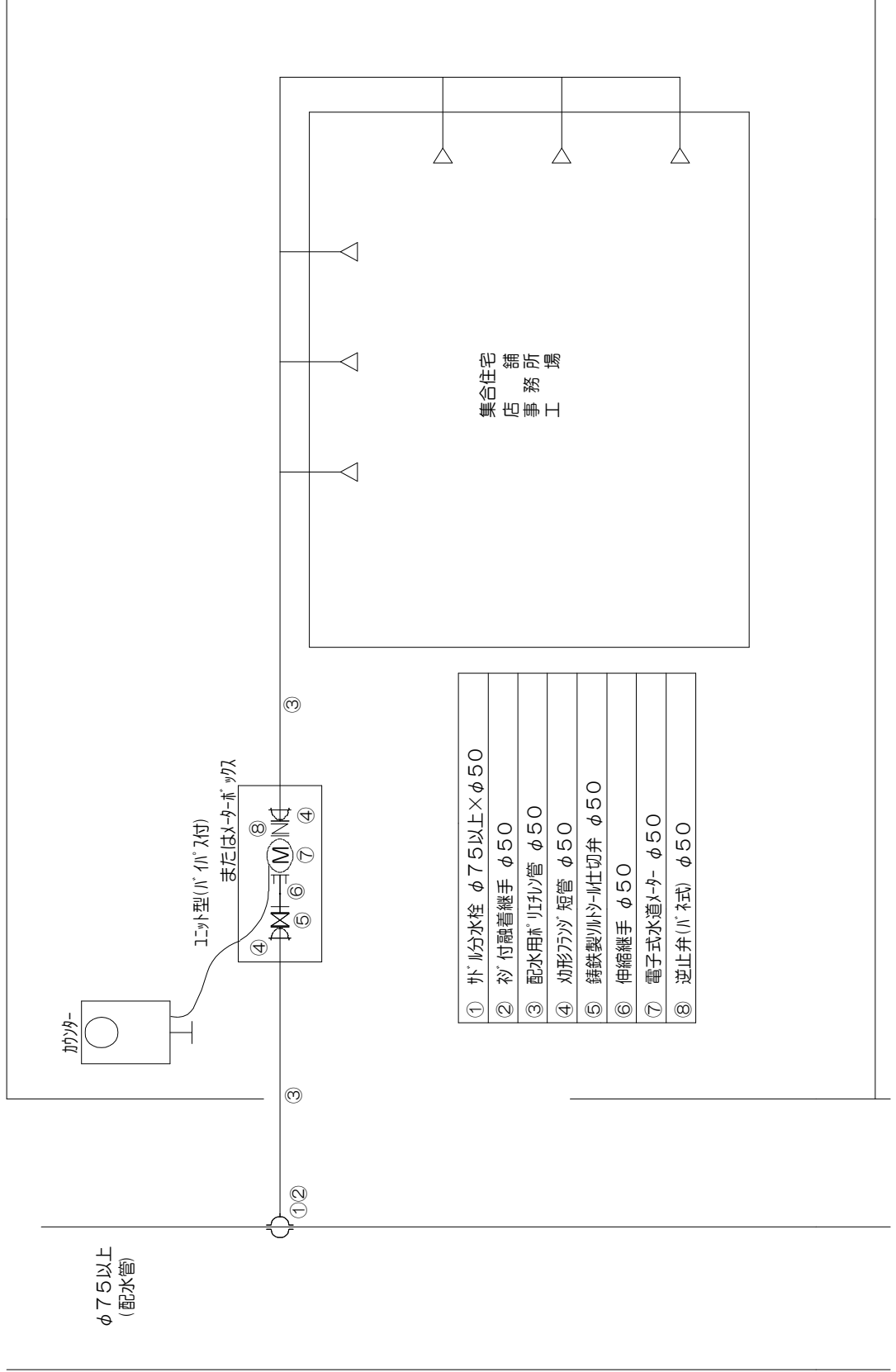
※補給水弁の設置は「カ」付消防ホースを入れるので
 支障にならないよう設置する。



防火水槽用補給管用仕切弁までを局維持管理とする。

標準配管図 (5)

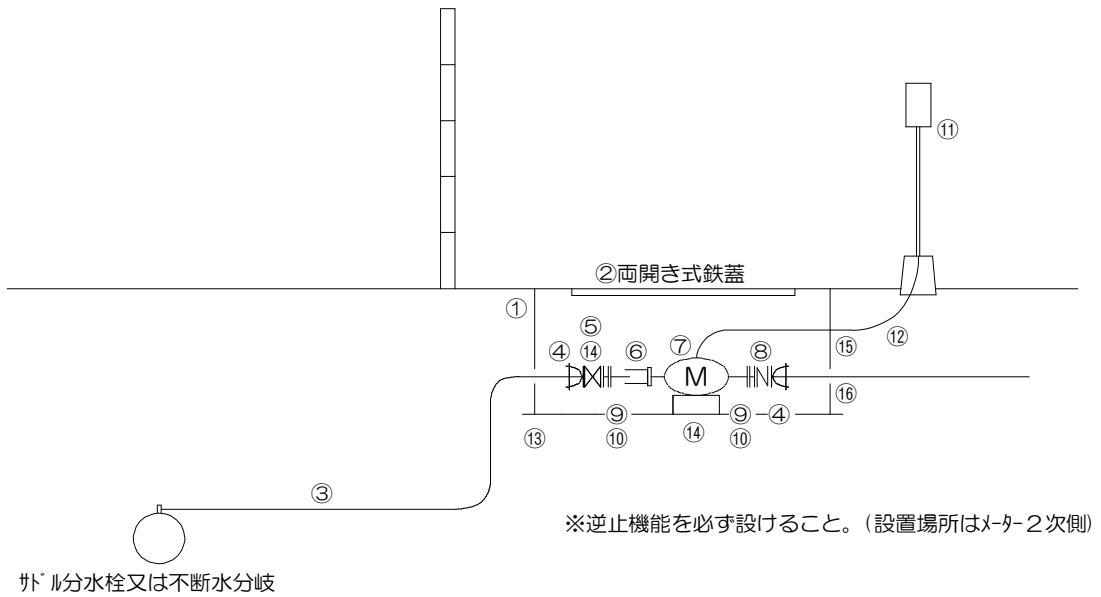
配水管φ75以上から給水管φ50を分岐する場合の施工例



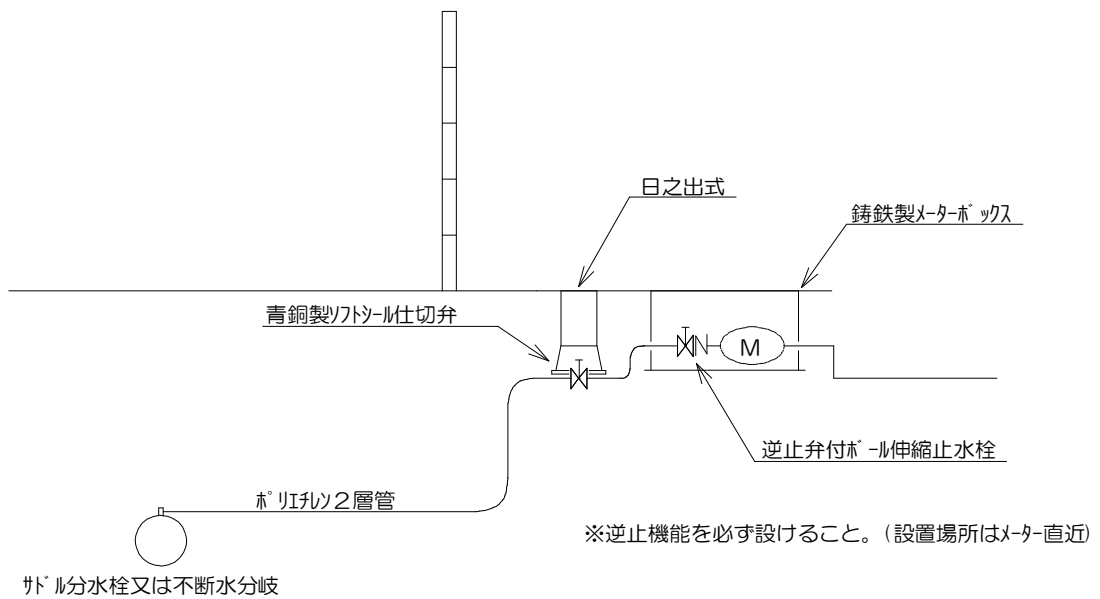
①	ナール分水栓 φ75以上×φ50
②	逆止弁付融着継手 φ50
③	配水用ホリ孔パイプ φ50
④	幼形パイプ 短管 φ50
⑤	鑄鉄製ナール仕切弁 φ50
⑥	伸縮継手 φ50
⑦	電子式水道メータ φ50
⑧	逆止弁(パイプ式) φ50

- $\phi 50$ 以上の不断水分岐部にワトソール仕切弁を設置した場合、メーターまでの距離が概ね5m以内であれば第1止水栓に替えることができる。ただし、仕切弁設置場所が歩道部等、車両の通行が少ないことを条件とし管理者と協議すること。

$\phi 50$ 以上メーター設置図(ユニット型以外)



$\phi 40$ メーター設置図(ユニット型を使用しない場合)

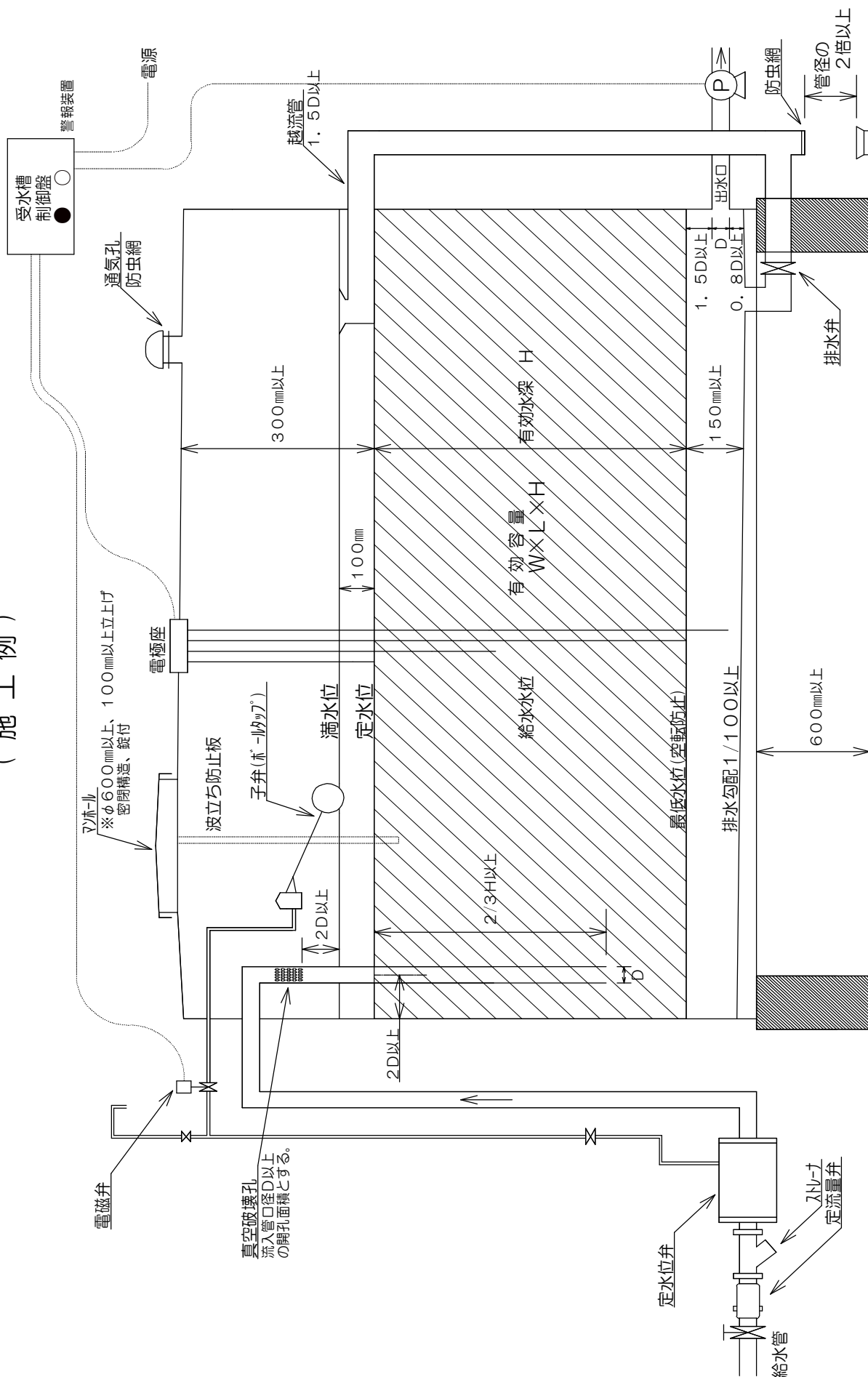


メータボックス部材表(コンクリート造)

φ50以上

	名 称	仕 様	備 考
①	メータボックス	鉄筋コンクリート造り(床板、側壁)	
②	鉄蓋	両開き式	
③	給水管	φ100以上ダクタイル鑄鉄管(GX、NS NS形E種)又は配水用ポリ塩化ビニル管 φ75以下配水用ポリ塩化ビニル管	
④	短管1号	幼型フランジ継手	
⑤	仕切弁	鑄鉄製リフトソール弁	
⑥	伸縮継手	伸縮型	局貸与
⑦	メータ	電子式	局貸与
⑧	逆止弁	青銅製スイング式 JIS10k	
⑨	衽込みフランジ	上水用、JIS用	
⑩	角ニップル	ライニング継手	
⑪	カウンターケース・ホール	ステンレス製	局貸与
⑫	フレキシブル管	φ16 リモートケーブル用	
⑬	砕石	ボックス底面に砕石を敷くこと	
⑭	コンクリートブロック	t=15cm	
⑮	スリーブ	給水管用φ75、フレキシブル管用φ25	
⑯	コーキング処理	土砂のボックス内侵入を防ぐ	

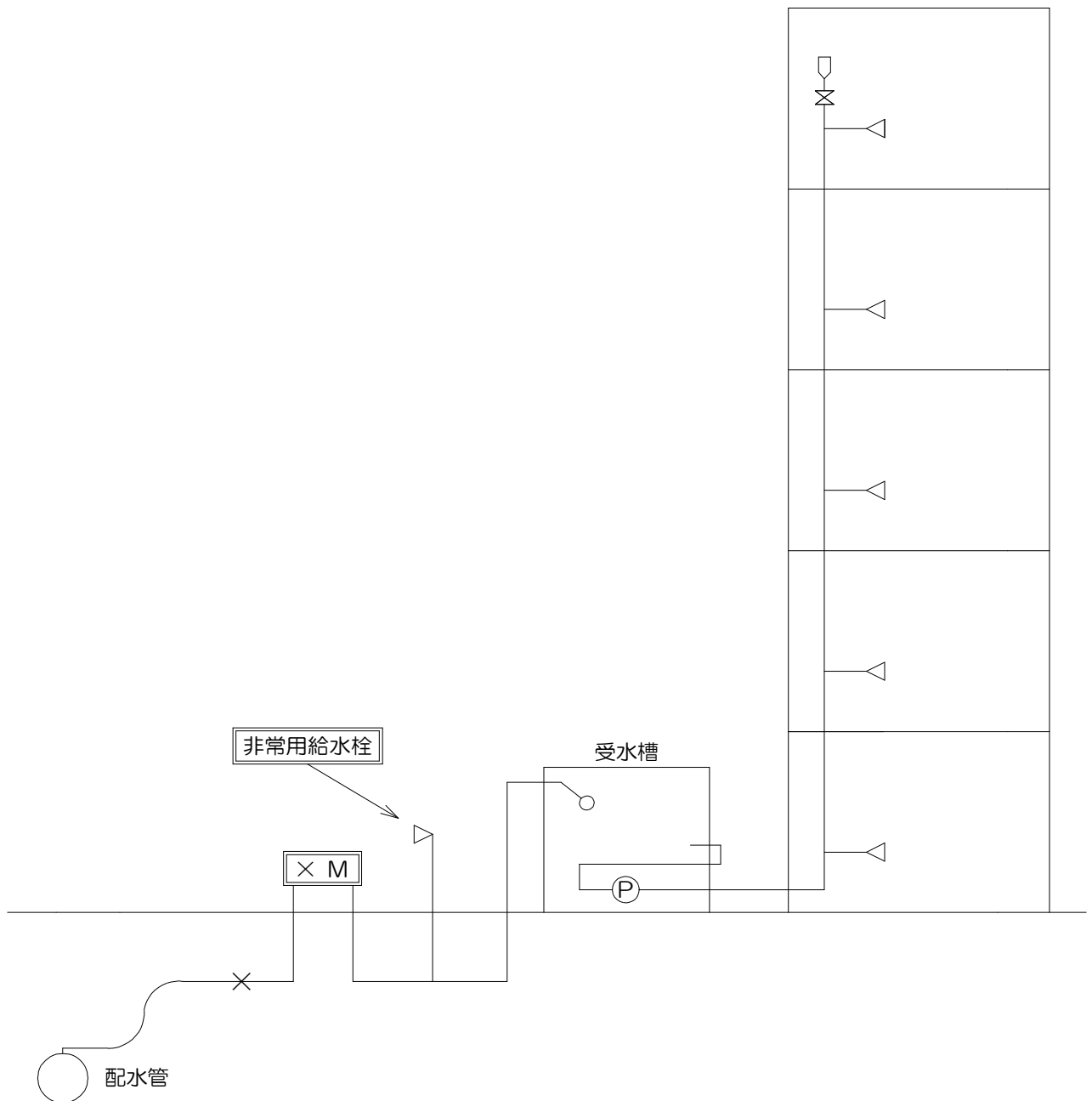
受水槽構造図 (施工例)



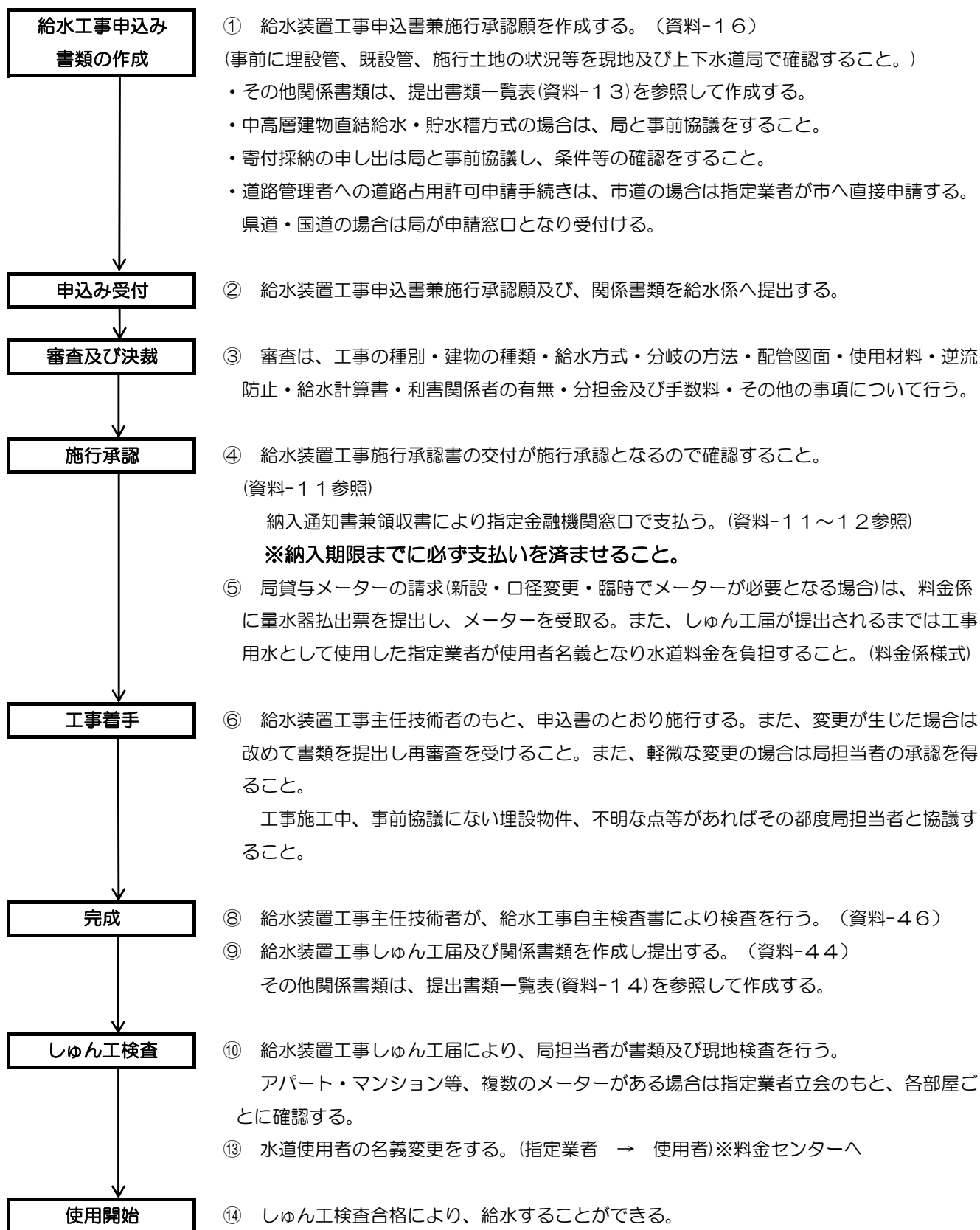
非常用直結給水栓の設置について

受水槽方式により給水する建物については、停電や加圧(揚水)ポンプ等の故障に伴う断水時の給水確保のため、直結給水管に接続した「非常用給水栓」を設置すること。
なお、この給水栓でトイレ及び受水槽の清掃に利用できる。

(配管例)



給水装置工事のフローチャート

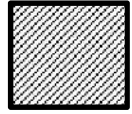


※指定業者とは下松市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。

給水装置工事施行承認書

下松市指定給水装置工事事業者

様

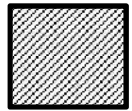


年 月 日 申請の給水装置工事は、次のとおり承認します。

受付番号		水栓番号	
申込者			
工事場所			
〈指示事項〉			

納入通知書兼領収書

(使用者控)



収納済通知書

(上下水道局控)

印

分担金、工事申請手数料表

分担金

(円)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm
分担金(税抜き)	30,000	40,000	60,000	200,000	360,000

メーター口径	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm以上
分担金(税抜き)	1,000,000	2,000,000	5,500,000	11,400,000	※1

上記の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とする。

※1 下松市上下水道事業管理者が別に定める額

工事申請手数料

(円)

口 径 (mm)	金 額	
	新 設	そ の 他
13	1,000	500
20	1,200	600
25	1,400	700
30	1,600	800
40	1,800	900
50	2,000	1,000
75	3,000	1,500
100以上	4,000	2,000

※ その他とは、改造（口径変更を含む）・修繕・撤去・臨時をいう。

給水装置工事に係る提出書類一覧表

1 給水装置工事申込みの時 ○：必ず提出 △：該当する場合は必ず提出

書 類 名	提 出	備 考
給水装置工事申込書兼施行承認願	○	申込者氏名はできる限りの自署とし、法人はその限りではない
工事場所を示した位置図	○	給湯配管も図示。井戸ポンプ及び井戸水栓はわかる範囲で図示
平面図（使用材料・器具名、口径、管種、延長を記入）	○	給湯配管も図示。井戸ポンプ及び井戸水栓はわかる範囲で図示
立面図またはアイソメ（使用材料・器具名、口径、管種、延長を記入）	○	新設分岐、閉栓工事をするとき（上下水道局にて事前調査）。※1
断面図（分岐箇所、埋設深度及び位置のオフセットを記入）	△	宅内配管等の個人情報に関する調査が必要などとき
給水装置工事に関する委任状※2	△	利害関係者の同意が必要などとき
給水装置工事に伴う土地占用同意書	△	利害関係者の同意が必要などとき
給水装置工事に伴う私有管からの分岐同意書	△	造成工事等で給水幹線（共用部分の給水装置）があるとき
確認書（給水幹線の所有者について）	△	上下水道局に登録された給水装置所有者に変更があるとき
給水装置所有者変更届	△	水量不足の誓約書は任意様式
誓約書	△	浄水器、活水器、ハルスメーター等を設置するとき
給水用具に係る誓約書	△	既存の井戸配管を利用し上水道を使用するとき
井戸切替に係る誓約書（井戸から水道に切替える場合）	△	仕様書を超える給水装置工事をするとき又は管理者が必要とするとき
直結給水計算書並びに誓約書	△	仕様書を超える給水装置工事をするとき又は管理者が必要とするとき
幹線給水計算書並びに誓約書	△	3階以上への直結給水及び他の給水方式と併用するとき
中高層建物への直結給水申請書	△	直結増圧給水方式で給水装置工事をするとき
増圧給水設備設置届（増圧設備仕様書を添付）	△	既存の増圧給水設備について変更・廃止の工事をを行うとき
増圧給水設備変更・廃止届	△	貯水槽方式で給水工事をするとき
貯水槽水道施設設置届	△	タンク容量、流入管口径を決定するとき
タンク給水計算書並びに誓約書（タンク構造及びポンプ仕様書を添付）	△	水道直結式（直圧又は増圧）スプリングラー設備を設置するとき
水道直結式スプリングラー設備設置届	△	量水器を新たに設置又は口径を変更するとき
量水器払出票（新設・口径変更）	△	貯水槽以降に設置した自己メーターの検針を依頼するとき
自己メーターの上下水道局戸別検針に係る誓約書	△	施錠式ドア又はオートロック式ドアを通過して検針する建物のとき
施錠式ドア又はオートロック式ドア以降への上下水道局貸与メーター設置に係る誓約書	△	
メーター設置に係る誓約書	△	水道メーター交換時の断水、濁水、周知連絡、継承を誓約するとき
貯水槽以降への公設水道メーター設置に係る誓約書	△	新設工事で貯水槽以降に貸与メーターを設置する、既存の自己メーター（貸与メーター）に交換（改造工事が必要）するとき

※1 事前調査で本管理設状況が不明であった場合は材料、管路を図示し、しゅん工届で詳細を図示すること

※2 必ず自署、押印を必要とする

様式は、上下水道局ホームページから無料ダウンロードした最新のものをを使用すること。（複写可）

（上下水道局ホームページ） → 給水装置に関する情報 → 給水装置工事標準仕様書及び各種様式 → 必要な書類をダウンロード

1 給水装置工事しゅん工の時 ○：必ず提出 △：該当する場合は必ず提出

書 類 名	提 出	備 考
・給水装置工事しゅん工届	○	申込者氏名はできる限りの自署とし、法人はその限りではない
・給水装置工事自主検査書	○	検査該当項目にチェックする。※1
・工事場所を示した位置図	○	
・平面図（使用材料・器具名、口径、管種、延長、メーター・止水栓のオフセットを記入）	○	給湯配管も図示。井戸ポンプ及び井戸水栓はわかる範囲で図示
・立面図またはアイソメ（使用材料・器具名、口径、管種、延長を記入）	○	給湯配管も図示。井戸ポンプ及び井戸水栓はわかる範囲で図示
・断面図（分岐箇所及び他の埋設物件の埋設深度及び位置のオフセットを記入）	△	新設分岐、閉栓工事をしたとき
・工事写真（新設分岐箇所、既設閉栓箇所、布設の状況、常圧測定状況等）	△	該当するもの。
・給水管寄付採納願、私有地占用契約書※寄付採納は条件付	△	上下水道局へ無償で給水装置（条件有）を寄付採納するとき。※2
・集合住宅入居者名簿（賃貸とメーター設置の場合）	△	該当するとき。
・自己メーター取替報告書（賃貸とメーターへの取替の場合）	△	該当するとき。
・水道使用者変更届	△	

※1 すべての給水装置工事において常圧測定、残留塩素の測定を行い数値を記入すること。（造成地は末端となる給水装置での常圧測定、残留塩素の測定で可

※2 寄付採納は事前協議を必要とし、条件を満たしたものののみ受付ける。（消火栓を設置した場合は、工事費を別途記入すること）

様式は、上下水道局ホームページから無料ダウンロードした最新のものを使用すること。（複写可

（上下水道局ホームページ → 給水装置に関する情報 → 給水装置工事標準仕様書及び各種様式 → 必要な書類をダウンロード）

給水装置の表示記号

管種及び管径は、文字記号をもって次のとおり表す。

1 管路

名 称	文字記号
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HI-VPφ〇〇
硬質ポリ塩化ビニル管	VPφ〇〇
ポリプロピレン管(2層管)	PPφ〇〇
ステンレス鋼管	SUSφ〇〇
ポリブチレン管	PBPφ〇〇
架橋ポリプロピレン管	XPEPφ〇〇
硬質塩化ビニルライニング鋼管(外面亜鉛メッキ)	SGP-VBφ〇〇
硬質塩化ビニルライニング鋼管(外面塩化ビニル)	SGP-VDφ〇〇
ダクタイル鑄鉄管(K・NS・GX・NS-E)	DIP(〇〇)φ〇〇
鑄鉄管	CIPφ〇〇
配水用ポリプロピレン管	HPEφ〇〇

2 弁、栓類、その他

名 称	仕切弁	止水栓	メータ	逆止弁	その他※
文字記号					
名 称	異形管	管の交差	保護管(さや管)	ホソフ	受水槽
文字記号					
名 称	給水栓	湯水混合水栓	ホールドアップ	フラッシュバルブ	ハッター
文字記号					

※その他 特別な目的に使用されるもので、給湯器(瞬間式、貯留式、貯蔵式)、ウォータークーラー、電子式自動水栓、清涼飲料水自動販売機等をいう。

3 工事区分(新設、既設、廃止または撤去)

区 分	新 設 赤実線	既 設 黒破線	廃止または撤去 黒実線を斜線で消去
線 形	[例] <u>PPφ〇〇</u>	[例] -- PPφ〇〇 --	[例] // VPφ〇〇 //

4 管の延長等の表示方法

(例) (管種)(口径)(延長)
PPφ〇〇 - 〇.〇

※給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。
また、延長の単位はmとし、単位記号はつけない。(小数点第2位を四捨五入し、少数点第1位とする。)

水道技術 管理者	水道課			企画総務課			受付日	年 月 日
	課長	係長	係	課長	係長	係		
							受付番号	
							水栓番号	

給水装置工事申込書兼施行承認願

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

申込者 住所

フリガナ氏名

下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例が契約の内容となり、その規定により下記の工事を委任し申込みます。
 申込書及びその他提出書類に記載された個人情報、給水装置工事についての審査、承認のために利用します。

下松市上下水道局 指定給水装置 工事事業者 (指定業者)	指定業者名 給水装置工事主任技術者					
工事場所	下松市					
工事種別	新設・改造等・臨時	内容	新規・増設・止水栓先行・給水方式変更・井戸切替 口径変更φ → φ ・その他()			
分岐・閉栓有無	新設分岐・既設閉栓					
建物の種類	階建	1戸建・アパート・マンション・店舗・事務所・その他()				
給水方式	直結直圧方式・直結増圧方式・貯水槽方式(受水槽 m ³ 、高置水槽 m ³)・併用					
分岐点の口径	φ mm × φ mm	水栓数	個			
分岐の種類	サドル分水栓・チーズ・割T字	分岐箇所種別	国道・県道・市道・その他			
メーター取付日(予定)	年 月 日	しゅん工日(予定)	年 月 日			
給水管の寄附採納	<input type="checkbox"/> 下松市給水管寄附採納取扱規程により寄附を申し出ます。					
備考	<提出書類> <input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書兼施行承認願 <input type="checkbox"/> 工事場所を示した位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 材料承認書(寄附採納の場合) <input type="checkbox"/> その他()					
	<その他の書類> ※該当する場合 <input type="checkbox"/> 利害関係者の同意書(私有管分岐、私有地理設の同意) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 井戸切替に係る誓約書(水道に切替える場合) <input type="checkbox"/> 各水理計算並びに誓約書(直圧・増圧・タンク・幹線) <input type="checkbox"/> 中高層建物に関する書類 <input type="checkbox"/> その他()					
※以下 職員記入欄						
分 担 金 及 び 工 事 申 請 手 数 料 内 訳						
工事種別	口径	件数	分 担 金		工 事 申 請 手 数 料	
			内 訳	計	内 訳	計
新 設						
改 造 等						
臨 時						
備考	既得権 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (φ mm、 個)					

水道技術 管理者	水道課			企画総務課			受付日	年 月 日
	課長	係長	係	課長	係長	係	受付番号	
							水栓番号	

職員記入欄

給水装置工事申込書兼施行承認願

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

下松市上下水道事業管理者様

申込者 住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇

下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例が契約の内容となり、その規定により下記の工事を委任し申込みます。 申込書及びその他提出書類に記載された個人情報、給水装置工事についての審査、承認のために利用します。

← 申込日を記入

申込者による記入

下松市上下水道局 指定給水装置 工事事業者 (指定業者)	指定業者名 〇〇〇〇〇〇	給水装置工事主任技術者 〇〇 〇〇
工事場所	下松市 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
工事種別	新設・改造等・臨時	新規増設・止水栓先行・給水方式変更・井戸切替
分岐・閉栓有無	新設分岐・既設閉栓	口径変更φ → φ ・その他()
建物の種類	2階建	1戸建・アパート・マンション・店舗・事務所・その他()
給水方式	直結直圧方式・直結増圧方式・貯水槽方式(受水槽 m ³ 、高置水槽 m ³)・併用	
分岐点の口径	φ 〇〇〇 mm × φ 20 mm	水栓数 10 個
分岐の種類	サドル分水栓・チーズ・割T字	分岐箇所種別 国道・県道・市道・その他
メーター取付日(予定)	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	しゅん工日(予定) 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

該当する項目に記入する。新設φ20mmの記入例。貯水槽方式は実容量、メーター取付予定日、しゅん工予定日についても記入すること。

給水管の寄附採納 下松市給水管寄附採納取扱規程により寄附を申し出ます。

← 規程に該当する場合はチェックする。

備考	<提出書類>	<その他の書類> ※該当する場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事申込書兼施行承認願 <input checked="" type="checkbox"/> 工事場所を示した位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 利害関係者の同意書(私有管分岐、私有地理設の同意) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 井戸切替に係る誓約書(水道に切替える場合) <input type="checkbox"/> 各水理計算書並びに誓約書(直圧・増圧・タンク・幹線) <input type="checkbox"/> 中高層建物に関する書類 <input type="checkbox"/> その他()

添付書類にチェックする。

※以下 職員記入欄						
分担金及び工事申請手数料内訳						
工事種別	口径	件数	分担金		工事申請手数料	
			内訳	計	内訳	計
新設						
改造等						
臨時						
備考	既得権 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (φ mm、 個)					

記入不要

※工事内容について

新規・・・新たに分岐工事をするもの。

増設・・・増改築等により給水栓等の増設工事をするもの。

止水栓先行・・・宅地造成等で止水栓までの引込工事をするもの。

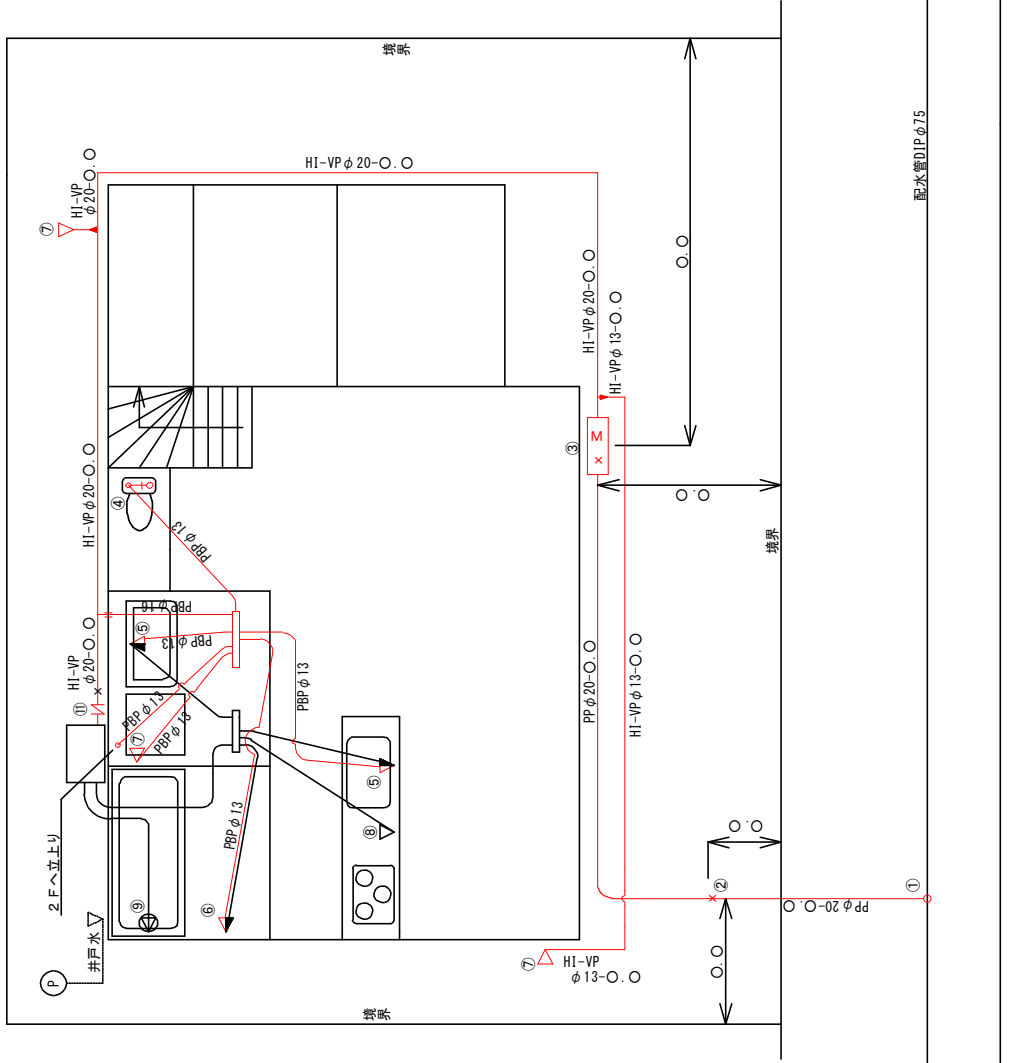
給水方式変更・・・直結直圧方式、直結増圧方式、貯水槽方式、併用方式へ変更工事をするもの。

[平面図記入例]

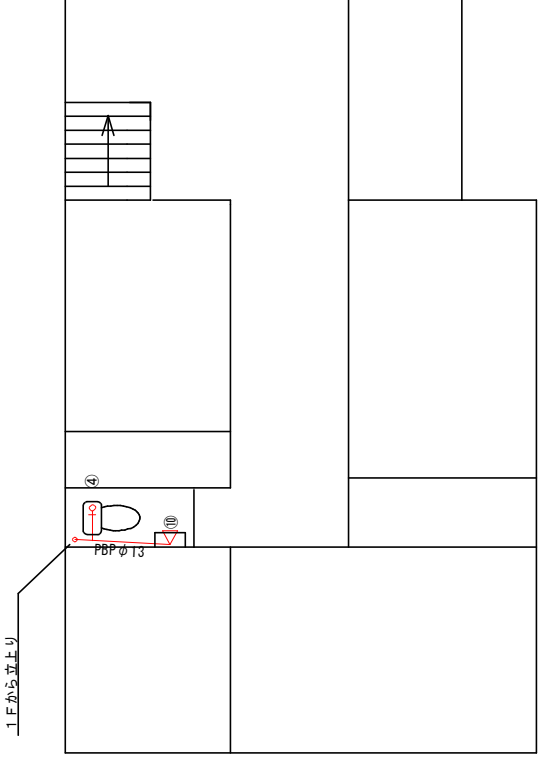
※配水管DIPφ75×給水管PPφ20の場合
外回りの配管延長、給湯配管、井戸配管も記入すること。



1階平面図



2階平面図



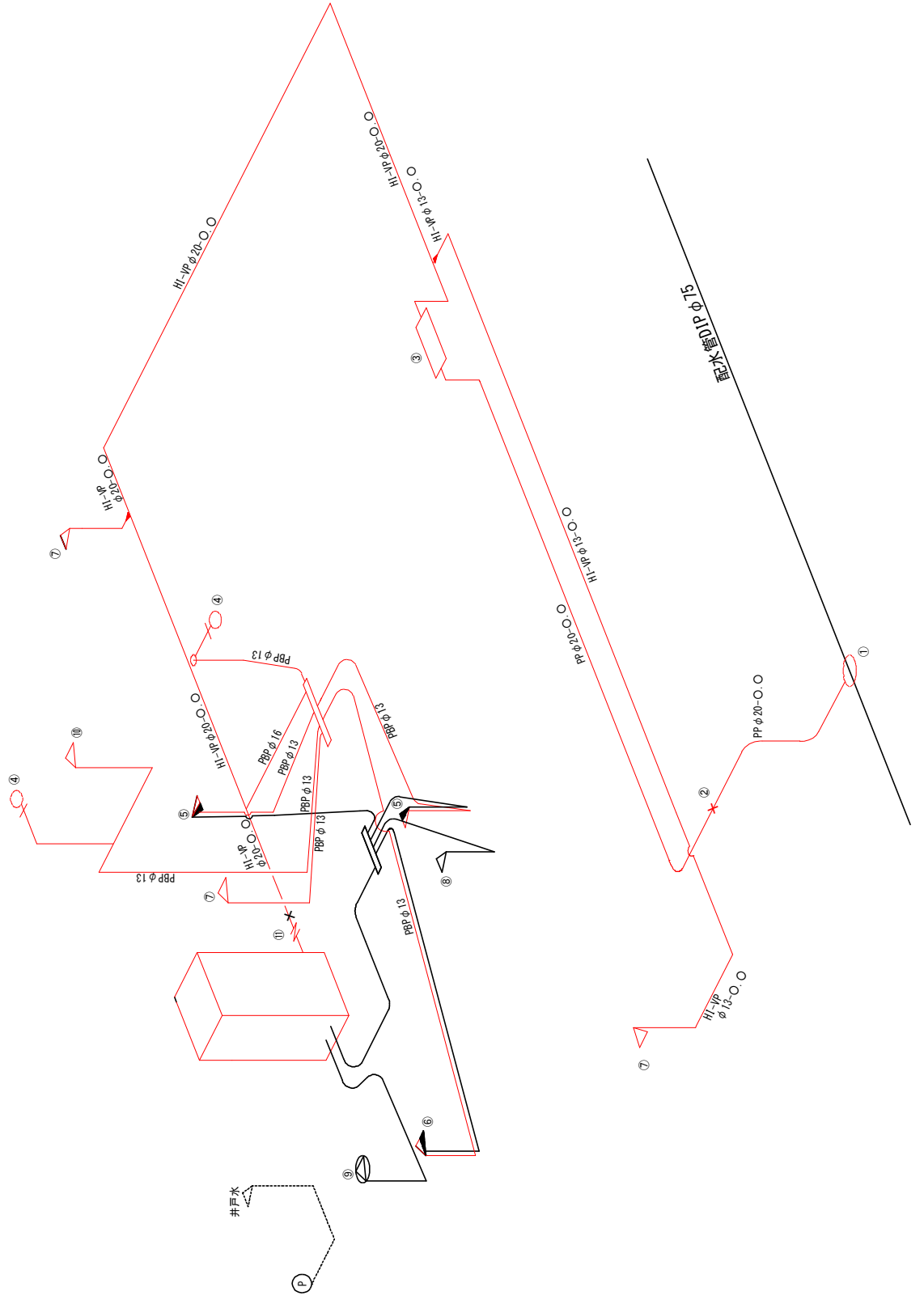
使用材料表

①	ナール分水栓	DIPφ75×φ20
②	第1止水栓(ホ-ル式)	φ20
③	地上式メーターユニット	φ20
④	ホ-ルタップ、アングル止水栓	
⑤	混合水栓	
⑥	シャワー混合水栓	
⑦	ホ-ル水栓	
⑧	食洗器	
⑨	自動湯はり	
⑩	立水栓	
⑪	逆止弁付ホ-ル止水栓	

[立面図記入例] ※7/1X

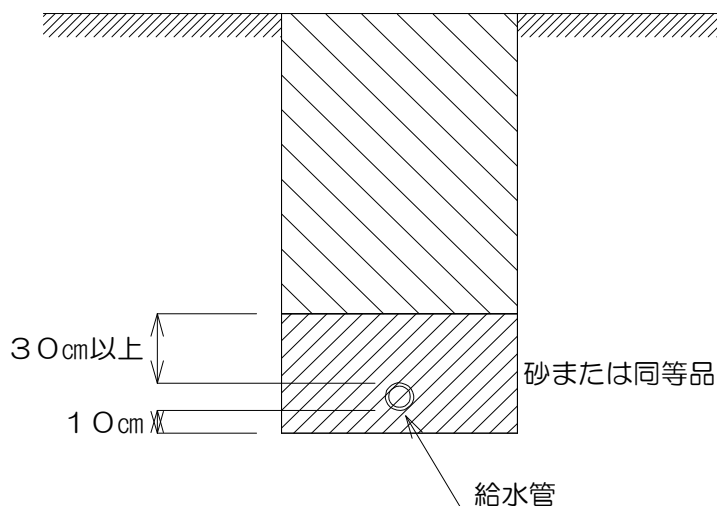
※配水管DIPφ75×給水管PPφ20の場合

外回りの配管延長、給湯配管、井戸配管も記入すること。



給水管の埋設材について

管体保護のため、管の下部10cm及び上部30cm以上をクッション材として砂等で埋戻すこと。
 なお、砂より上部の埋戻し材については道路管理者及び局と協議すること。



国道・県道舗装復旧構成表(参考資料)

路線名		加熱アスファルト混合物			上層路盤	下層路盤	合計厚
		表層	中間層	基層	粒調	再生 クッション材	
国 道	2号線	50	50	50	200	150	500
	188号線	50		50	300	150	550
	歩道部	40			100		140
県 道	下松新南陽線	50		50	100	150	350
	下松鹿野線	50		(50)	100	200(150)	350
	下松停車場線	50			100	200	350
	下松田布施線	50		50	100	150	350
	徳山下松線	50		50	100	150	350
	笠戸島線	50			100	100	250
	笠戸島公園線	50		50	100	200	400
	瀬越下松線	50			100	200	350
	周防花岡停車場線	50			100	150	300
	歩道部	30			100		130

※ 上記により難しい場合は、道路管理者の指示によるもの。

年 月 日

委 任 状

下松市上下水道事業管理者 様

住 所 _____

法 人 名
代表者職名 _____

代 理 人 _____

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

下松市_____に所在する給
水装置等に係る

- 1 給水装置台帳等の _____ 写し _____ を受けること。
_____ 閲覧
- 2 _____ を受けること。

委任者（給水装置所有者）※法人はゴム印可

住 所 _____

氏 名（自署） _____

代理人が収集した給水装置台帳等に係る個人情報の管理については、委任者である私が責任を負うことを誓約します。

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

給水装置工事に伴う土地占用同意書

年 月 日

申込者 住所 _____

氏名 _____

工事(占用)場所 下松市 _____

同意者 (地権者)	上記私有土地に給水管を埋設することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
同意者 (地権者)	上記私有土地に給水管を埋設することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
同意者 (地権者)	上記私有土地に給水管を埋設することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
備考		

(注) 分間図に占用位置及び地権者を記載し添付すること。
法人はゴム印可。

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

給水装置工事に伴う私有管からの分岐同意書

年 月 日

申込者 住所 _____

氏名 _____

工事(分岐)場所 下松市 _____

同意者 (給水装置所有者)	上記私有管から分岐することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
同意者 (給水装置所有者)	上記私有管から分岐することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
同意者 (給水装置所有者)	上記私有管から分岐することを承諾します	
	住所	
	氏名(自署)	
備考		

(注) 本仕様書P9 表-8の管径均等表を超える計画を行う場合は水理計算し、現在の使用者への影響を確認すること。

法人はゴム印可。

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

年 月 日

確 認 書

(給水幹線の所有者について)

(宛先)

下松市上下水道事業管理者

給水装置工事申込者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付(受付番号)で申請を行った給水装置工事について、下記のとおりお届けします。

記

1. 給水幹線(共用部分の給水装置)の所有者は上記申込者とします。
2. 各戸の分岐引込管は、当該区画の給水装置工事申込者の所有とします。
3. 給水幹線の所有者を変更する場合は、「給水装置所有者変更届」を提出します。

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

年 月 日

給水装置所有者変更届

(宛先)

下松市上下水道事業管理者

提出者

住所 _____

氏名 _____

下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例第20条の2の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

記

給水装置所在地

下松市 _____

新所有者 ※法人はゴム印可。

住所 _____

氏名(自署) _____

電話 _____

旧所有者 ※法人はゴム印可。

住所 _____

氏名(自署) _____

給水装置所有者変更に記載された個人情報、給水装置所有者登録のために利用します。

誓約書

(既設給水管利用について)

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者
住所

氏名(自署)

1.工事場所 下松市

2.誓約内容

この度の給水装置工事において、上下水道局より新たに給水管を引き替えるよう指示がありましたが、当方の都合により既設給水管を使用します。

既設給水管を使用することにより漏水、出水不良などが発生しても上下水道局に一切の異議申し立てしません。

なお、給水装置所有者に変更があっても上記を引き継ぎます。

(提出者：指定給水装置工事事業者)

上下水道局記入欄

- 既設給水管使用：平成6年9月以前のもの（VP・PP1層管など）
- 既設給水管使用：引込口径の増径を必要とするもの
- その他：

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

給水用具に係る誓約書

下松市上下水道事業管理者 様

年 月 日

設置者・使用者 住所

○で囲むこと

設置者・使用者 氏名

○で囲むこと

※設置者とは集合住宅等の管理者とし、使用者とは個人住宅の所有者をいう。

電話番号

下松市上下水道局指定給水装置工事事業者

電話番号

- 上記場所の給水装置に給水用具
- 浄水器(I型浄水器の場合。)
 - 活水器(メーター2次側に設置する。)
 - パルスメーター(メーター2次側50cm以上の離隔をとる。)
 - その他(種類:)

を設置することについて、下記の事項を誓約し厳守します。

記

- 1 下松市上下水道局指定給水装置工事事業者は設置条件を順守するとともに、同給水用具の正しい使用方法を設置者または、使用者に十分説明する。
- 2 設置者または使用者は、同給水用具の正しい使用方法で取り扱う。
- 3 設置者または使用者は、カートリッジの交換等、同給水用具に定められた定期的なメンテナンスを行う。
- 4 適切な管理が行われなかったことにより生じた水質の変化等の事故については、設置者または使用者の責任において処理する。
- 5 同給水用具におけるすべての苦情等は、設置者または使用者の責任において処理する。
- 6 同給水用具を設置することで適切な使用水量の検針ができなかった場合の料金徴収は、別に定める認定水量による。
また、パルスメーター等との使用水量計測値に差異が生じても、料金徴収は局貸与メーターによる検針水量であることを認諾する。

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

井戸切替に係る誓約書

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

井戸から水道へ切替える工事について下記の事項を誓約します。

記

- 1 水道と接続することにより起因する水圧、水質異常等については当方の責任にて対処します。

申込者
住 所

フリガナ
氏 名

(提出者:指定給水装置工事事業者)

直結給水計算書並びに誓約書

受付番号

工事場所					
建物名称					
下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者					
給水装置工事主任技術者					
用途	単位水量	用途	栓数	単位水量	合計水量
台所流し →	12~40	台所			
洗濯流し →	12~40	洗濯			
洗面器 →	8~15	洗面			
浴槽(和) →	20~40	風呂			
浴槽(洋) →	30~60	大便			
大便タンク →	12~20	散水			
大便洗浄弁 →	70~130				
小便タンク →	12~20				
小便洗浄弁 →	15~30				
手洗器 →	5~10				
散水栓 →	15~40	計			
同時使用率(B)	本管動水圧実測値(F)				
1栓 → 1	MPa(年 月 日 時頃測定)				
2~4栓 → 2	(F)	(G)	(H)		
5~10栓 → 3	× = MPa × 102 = m				
11~15栓 → 4	(H)	実測EL	給水栓EL	設計水頭	
16~20栓 → 5	+ = m …… H				
21~30栓 → 6					
メーター口径(E)	損失水頭換算長の計				
33リットル/分まで → 13mm	分水栓	m	} 損失水頭換算長の計 m + 実長 m = m …… L 動水勾配 I = $\frac{H}{L}$ = =		
67リットル/分まで → 20mm	止水栓	m			
75リットル/分まで → 25mm	メーター	m			
267リットル/分まで → 40mm	エルボ	m ×			
667リットル/分まで → 50mm	チーズ	m ×			
1333リットル/分まで → 75mm	給水栓	m			
月別水圧係数(G)	管口径				
1月 0.63 10月 0.69	d = $\left[\frac{Q}{12.9 \times I^{0.57}} \right]^{0.37} \times 10 = \left[\frac{\quad}{12.9 \times \quad^{0.57}} \right]^{0.37} \times 10$				
2月 0.58 11月 0.65	= mm → 呼び径 mm				
3月 0.63 12月 0.64					
4月 0.64					
5月 0.65					
6月 0.65					
7月 0.75					
8月 0.77					
9月 0.70					
誓約書 (計算書通り施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。)					
上記のとおり計算しましたが、当方の都合により					
メーター口径は _____ mm、管口径は _____ mm に致したく、今後の出水不良や供給条件に異議申し立てはしません。					
年 月 日					
申請者 住所 _____					
氏名 _____					

【記入例】 家庭用給水栓6箇所、配水管から台所まで15m

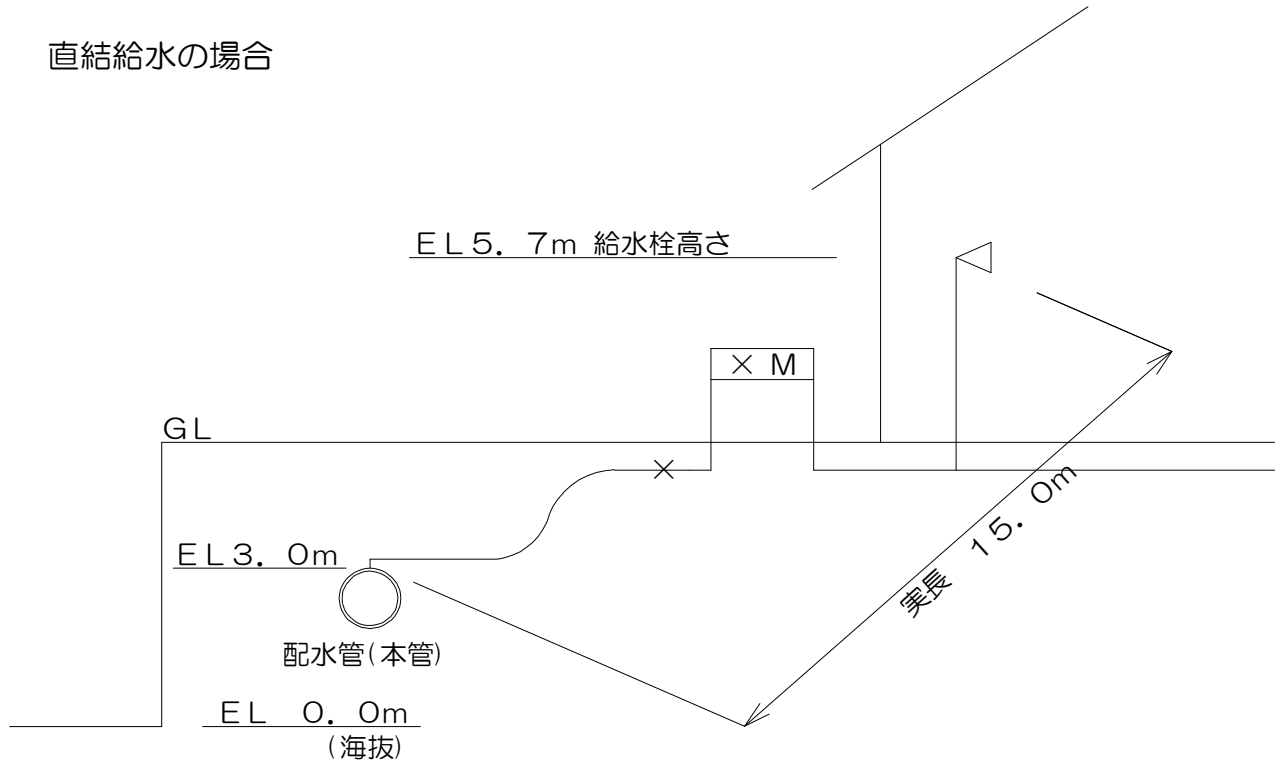
直結給水計算書並びに誓約書

受付番号

工事場所	下松市 ○○町○○丁目○○番○○号				
建物名称	○○○○○○				
下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者	○○○○○○				
給水装置工事主任技術者	○○ ○○				
用途	単位水量	用途	栓数	単位水量	合計水量
台所流し →	12~40	台所	1	12	12
洗濯流し →	12~40	洗濯	1	12	12
洗面器 →	8~15	洗面	1	8	8
浴槽(和) →	20~40	風呂	1	20	20
浴槽(洋) →	30~60	大便	1	12	12
大便タンク →	12~20	散水	1	15	15
大便洗浄弁 →	70~130				
小便タンク →	12~20				
小便洗浄弁 →	15~30				
手洗器 →	5~10				
散水栓 →	15~40	計	6		79
同時使用率(B)	本管動水圧実測値(F)				
1栓 → 1	0.51 MPa(H27年 11月 19日 11時頃測定)				
2~4栓 → 2	(F)	(G)			
5~10栓 → 3	0.51	×	0.65	=	0.33 MPa × 102 = 33.7 m
11~15栓 → 4	(H)	実測EL		給水栓EL 設計水頭	
16~20栓 → 5	33.7	+	3.0	-	5.7 = 31.0 m … H
21~30栓 → 6	メーター口径(E)				
33リットル/分まで → 13mm	分水栓 2.0 m 止水栓 8.0 m メーター 7.0 m エルボ 1.0 m × 5 チーズ 0.2 m × 2 給水栓 3.0 m 損失水頭換算長の計 25.4 m + 実長 15.0 m = 40.4 m … L 動水勾配 I = $\frac{H}{L} = \frac{31.0}{40.4} = 0.77$				
67リットル/分まで → 20mm					
75リットル/分まで → 25mm					
267リットル/分まで → 40mm					
667リットル/分まで → 50mm					
1333リットル/分まで → 75mm					
月別水圧係数(G)					
1月 0.63 10月 0.69	管口径				
2月 0.58 11月 0.65	$d = \left[\frac{Q}{12.9 \times I^{0.57}} \right]^{0.37} \times 10 = \left[\frac{39.6}{12.9 \times 0.77^{0.57}} \right]^{0.37} \times 10$				
3月 0.63 12月 0.64	= 16.2 mm → 呼び径 20 mm				
4月 0.64					
5月 0.65					
6月 0.65					
7月 0.75					
8月 0.77					
9月 0.70					
誓約書 (計算書通り施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。)					
上記のとおり計算しましたが、当方の都合により					
メーター口径は _____ mm、管口径は _____ mm に致したく、今後の出水不					
良や供給条件に異議申し立てはしません。					
○○年 ○○月 ○○日					
申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号					
氏名 ○○ ○○					

[記入例説明図]

直結給水の場合



幹線給水計算書並びに誓約書

受付番号

工事場所						
建物名称						
下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者						
給水装置工事主任技術者						
一般家庭用水 Q ₁ その他 Q ₂	設計水量 Q = Q ₁ × 戸数 ^{0.67} + Q ₂ = 34 ㍈/分 × ^{0.67} + ^{㍈/分} = ^{㍈/分}					
曲管部等の加算長(A)						
13mm → 20m 20mm → 35m 25mm → 45m 30mm → 55m 40mm → 70m 50mm → 90m	実長 L' =	m、口径	mm、(A)表の加算長	m	計	m
		口径	mm、(A)表の加算長	m	計	m
r×1000×1/60の値	幹線損失水頭 $h(\text{口径}) = (r \times \frac{1000 \times Q}{60})^{1/0.57} \times L$ $h_1() = (\quad \times \quad \frac{㍈}{分})^{1.7544} \times \quad m = \quad m$ $h_1() = (\quad \times \quad \frac{㍈}{分})^{1.7544} \times \quad m = \quad m$					
13mm → 0.03797						
20mm → 0.011766						
25mm → 0.006412						
30mm → 0.003905						
40mm → 0.001785						
50mm → 0.000973						
月別水圧係数(G)	本管動水圧実測値(F) MPa 年 月 日 時頃測定 (F) × (G) = MPa MPa × 102 = m … (H)					
1月 0.63 8月 0.77						
2月 0.58 9月 0.70						
3月 0.63 10月 0.69						
4月 0.64 11月 0.65						
5月 0.65 12月 0.64						
6月 0.65						
7月 0.75						
略算法	管末の水頭チェック(15m以上であること) 口径 地点 設計水頭(H) + 本管EL - 損失水頭 - 幹線管末EL = 管末水頭 () + - - = 判定 () + - - = 判定					
d : 15戸以下の場合						
$d = (16^{2.5} \times \text{戸})^{0.4} \times 1.1$						
= mm						
d' : 250㍈/分以下の場合						
$d' = (\frac{㍈}{分})^{0.37} \times 10$						
= mm						
誓約書 (計算書通り施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。)						
上記のとおり計算しましたが、当方の都合により						
幹線口径は mmに致したく、今後の出水不良や供給条件に異議申し立						
てはしません。						
年 月 日						
申請者 住所 _____						
氏名 _____						

【記入例】 1戸建団地15戸分、配水管から100m

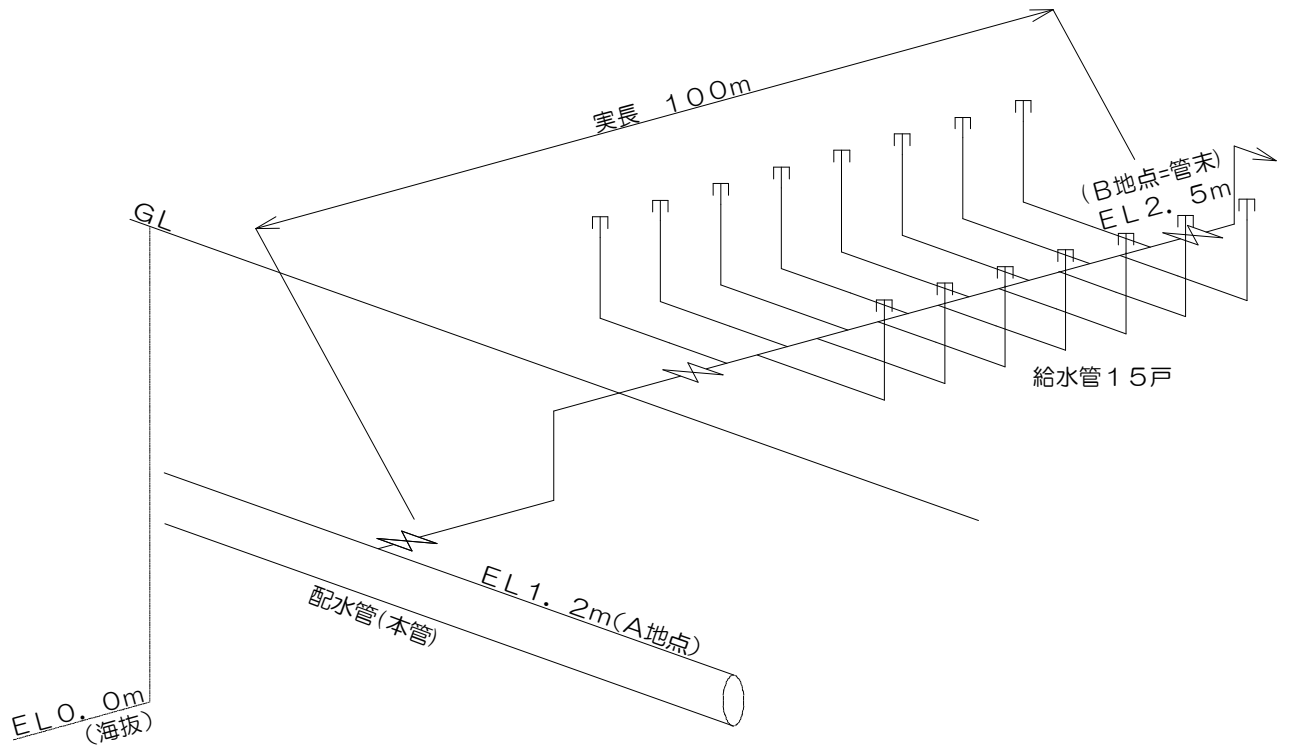
幹線給水計算書並びに誓約書

受付番号

工事場所	下松市 ○○町○○丁目○○番○○号																																										
建物名称	○○○○○○																																										
下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者	○○○○○○																																										
給水装置工事主任技術者	○○ ○○																																										
一般家庭用水 Q ₁ その他 Q ₂	設計水量 Q = Q ₁ × 戸数 ^{0.67} + Q ₂ = 34 ㍓/分 × 15 ^{0.67} + 0 ㍓/分 = 209 ㍓/分																																										
曲管部等の加算長(A)																																											
13mm → 20m 20mm → 35m 25mm → 45m 30mm → 55m 40mm → 70m 50mm → 90m	実長 L' = 100 m、口径 40 mm、(A)表の加算長 70 m 計 170 m 口径 50 mm、(A)表の加算長 90 m 計 190 m																																										
r × 1000 × 1/60の値	幹線損失水頭 $h(\text{口径}) = (r \times \frac{1000 \times Q}{60})^{1/0.57} \times L$																																										
13mm → 0.03797 20mm → 0.011766 25mm → 0.006412 30mm → 0.003905 40mm → 0.001785 50mm → 0.000973	$h_1(40) = (0.001785 \times 209 \text{ ㍓/分})^{1.7544} \times 170 \text{ m} = 30.1 \text{ m}$ $h_1(50) = (0.000973 \times 209 \text{ ㍓/分})^{1.7544} \times 190 \text{ m} = 11.6 \text{ m}$																																										
月別水压係数(G)	本管動水压実測値(F) 0.45MPa ○○年 10月 25日 11時頃測定 (F) (G) 0.45 × 0.69 = 0.31 MPa 0.31 MPa × 102 = 31.7 m … (H)																																										
略算法 d : 15戸以下の場合 $d = (16^{2.5} \times 15 \text{ 戸})^{0.4} \times 1.1 = 52 \text{ mm}$ d' : 250㍓/分以下の場合 $d' = (\frac{209 \text{ ㍓/分}}{3.472})^{0.37} \times 10 = 46 \text{ mm}$	管末の水頭チェック(15m以上であること) <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:15%; text-align:center;">A地点</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align:center;">B地点</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td>設計水頭(H)</td> <td>+ 本管EL</td> <td>- 損失水頭</td> <td>- 幹線管末EL</td> <td>= 管末水頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>31.7</td> <td>+ 1.2</td> <td>- 30.1</td> <td>- 2.5</td> <td>= 0.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>判定 不可</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>31.7</td> <td>+ 1.2</td> <td>- 11.6</td> <td>- 2.5</td> <td>= 18.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>判定 可</td> </tr> </table>				A地点				B地点					口径	設計水頭(H)	+ 本管EL	- 損失水頭	- 幹線管末EL	= 管末水頭					40	31.7	+ 1.2	- 30.1	- 2.5	= 0.3				判定 不可	50	31.7	+ 1.2	- 11.6	- 2.5	= 18.8				判定 可
	A地点				B地点																																						
口径	設計水頭(H)	+ 本管EL	- 損失水頭	- 幹線管末EL	= 管末水頭																																						
40	31.7	+ 1.2	- 30.1	- 2.5	= 0.3				判定 不可																																		
50	31.7	+ 1.2	- 11.6	- 2.5	= 18.8				判定 可																																		
誓約書 (計算書通り施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。) 上記のとおり計算しましたが、当方の都合により 幹線口径は _____ mmに致したく、今後の出水不良や供給条件に異議申し立 てはしません。																																											
○○年 ○○月 ○○日 申請者 住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号 氏名 ○○ ○○																																											

[記入例説明図]

幹線給水の場合



中高層建物への給水事前協議議事録 (第 回)

協議日 年 月 日			
給水装置工事 協議申請者	住所		
	氏名		TEL
	主任技術者氏名		
下松市上下水道 局指定給水装置 工事事業者	住所		
	氏名		TEL
申請場所	下松市		
施 設	住宅 戸	事務所 戸	店舗 戸
	その他(用途:)		
	新築・改造(築 年)		
	地上 階、地下 階		
	直結直圧部の最上階の給水栓の高さ m		
	宅地の地盤高さ 道路の地盤高さ 高低差		
	m - m = m		
給 水 方 式	直結直圧	新設・改造	～ 階
	直結増圧	新設・改造	～ 階
	受水槽	新設・改造	～ 階
	高置水槽	新設・改造	～ 階
分 岐 箇 所	配水管φ	mm × 分岐管φ	mm
	配水管圧	MPa	
増圧給水設備 受水槽・高置水槽	仕様		
	高置水槽		
使 用 水 量	計画1日使用水量	直結直圧・直結増圧方式	m ³ /日
		受水槽・高置水槽方式	m ³ /日
	同時使用水量	直結直圧・直結増圧方式	ℓ/日
		受水槽・高置水槽方式	ℓ/日
計 量	計量方法	一括・各戸・他()	
	量水器口径	φ mm ×	個
	設置位置		
	出入口	開放・オートロック・他()	
備考			

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

中高層建物への直結給水申請書

年 月 日
下松市上下水道事業管理者 様
申請者住所
フリガナ 申請者氏名

中高層建物への直結給水に関する要綱により、下記のとおり申請しますのでご承認ください。

申請場所	下松市			
建物階数	階			
工事種別	直結直圧	新設・改造	給水階数	～ 階
	直結増圧	新設・改造		～ 階
	受水槽(併用)	新設・改造		～ 階
	高置水槽(併用)	新設・改造		～ 階
下松市上下水道局指定給水装置工事事業者名				
誓約事項	<p>1. 将来の水圧変動等により、水圧低下を生じても異議を申しません。また、水圧変動により機能する機器等の損害発生についても一切補償を要求しません。</p> <p>2. 出水不良の状態が生じたときは、速やかに申請者の負担で改良を行います。</p> <p>3. 上下水道局が行う水道管修理工事等（断水等）において、貯水槽設備がないため水の使用ができなくなることを承諾します。</p> <p>4. 直結増圧方式については、一年以内に一回以上の定期点検を行うとともにその都度、随時保守点検または修繕を行います。</p>			

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	
増圧給水設備番号	

増 圧 給 水 設 備 設 置 届

		年 月 日
下松市上下水道事業管理者 様		
届出者 (設置者)	住所	_____
	フリガナ 氏名	_____
	電話	— —

増圧給水設備を設置したいので、下記のとおり中高層建物への直結給水に関する設計施工基準第6条の規定により届け出ます。

設置場所	下松市			
管理責任者	住所			
	氏名		TEL	— —
緊急連絡先	氏名		TEL	— —
施設の名称				
しゅん工年月日	年 月 日	指定業者		

※下松市上下水道局指定給水装置工事事業者

施 設 概 要				
施設の階高等	地上 階 ・ 地下 階	最大給水高	m	
施設の主な用途	住宅 戸 ・ 事務所 戸 ・ 店舗 戸			
	その他(用途:)			
宅地と道路の高低差	宅地 m	—	道路 m	= 高低差 m

給 水 形 態			
併用する給水方式	直結直圧 ・ 受水槽 ・ 高置水槽		
増圧給水設備以下の給水	各戸への直送方式		～ 階
	高置水槽方式	～ 階	有効容量 m ³

設 備 概 要			
増圧給水設備	ポンプユニット	製造業者名	
		機種型式番号	
	減圧式逆流防止器	緊急時連絡先	— —
		製造業者名	
	機種型式番号		

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	
増圧給水設備番号	

増 圧 給 水 設 備 変 更、 廃 止 届

下松市上下水道事業管理者 様

届出者 (設置者)	住所	_____
	フリガナ 氏名	_____
	電話	— —

下記のとおり、増圧給水設備にかかる事項を変更・廃止したので、中高層建物への直結給水に関する設計施工基準第6条の規定により届け出ます。

1. 施設の所在地	下松市
2. 施設の名称	_____
3. 変更年月日	年 月 日
4. 変更事項 (該当事項に○印)	イ 設置者及び管理責任者 ロ 設置者の氏名 ハ 設置者が指定する給水装置工事事業者 ニ 施設を廃止する場合 ホ その他、施設に係るもの
変 更 前	
変 更 後	

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	
貯水槽番号	

貯水槽水道施設設置届

年 月 日
下松市上下水道事業管理者 様
〒
届出者 (設置者) 住所 _____
フリガナ 氏名 _____
電話 — —

貯水槽水道施設を設置したいので、下記のとおり貯水槽水道施設指導基準第7条の1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

設置場所	下松市			
管理責任者	住所			
	氏名		TEL	— —
緊急連絡先	氏名		TEL	— —
施設の名称			用途	住宅(個人・集合)・ビル その他()
しゅん工年月日	年 月 日	指定業者		

※下松市上下水道局指定給水装置工事事業者

施 設 概 要				
給水戸数	戸 階 数		地上 階	地下 階
受 水 槽	設置場所	屋外・屋内・地上式・地下式	警報装置	有・無
	有効水量	m3	材 質	FRP・SUS・鋼板・その他()
高 置 水 槽	設置場所	屋外・屋内	警報装置	有・無
	有効水量	m3	材 質	FRP・SUS・鋼板・その他()
構 造 図	別紙添付		分 岐	本管φ mm×分岐管φ mm
備 考				

留 意 事 項

- 1 貯水槽水道施設は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、貯水槽水道施設及び、それにより供給される水質等の管理は、設置者が責任をもって行うこと。
- 2 下記の事項に異動または変更を生じたときには、設置者は別記第3号様式により、直ちに上下水道局水道課へ届け出ること。
 - (1) 設置者及び管理責任者の変更があった場合
 - (2) 設置者の氏名の変更があった場合
 - (3) 設置者が指定する給水装置工事事業者の変更があった場合
 - (4) 施設を廃止する場合

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

貯水槽水道施設変更、廃止届

年 月 日
下松市上下水道事業管理者 様
〒
届出者 (設置者) 住所 _____
フリガナ 氏名 _____
電話 — —

下記のとおり、貯水槽水道施設にかかる事項を（ 変更・廃止 ）したので、貯水槽水道施設指導基準第7条の2項及び3項の規定により届け出ます。

1. 建物(施設)の所在地	_____
2. 建物(施設)の種類	_____
3. 変更年月日	年 月 日
4. 変更事項 (該当事項に○印)	イ 設置者及び管理責任者 ロ 設置者の氏名 ハ 設置者が指定する給水装置工事事業者 ニ 施設を廃止する場合 ホ その他、施設にかかるもの
変 更 前	
変 更 後	

タンク給水計算書並びに誓約書

	受付番号
工事場所	
建物名称	
下松市上下水道局指定給水装置工事業者	
給水装置工事主任技術者	
設計水量(タンク流入)	m ³ /日
A:建物種別(1日当たりの給水量によるもの) (空調、衛生工学便覧)	A = 延べ面積 × 有効面積率 × m ² 当たり人員 × 1人1日当たりの水量 = m ³ × 人 × 人 × m ³ /日
A':その他の基準によるもの 設計水量(タンク下がり)	A' = 世帯 × 1m ³ /日 = m ³ /日
B:器具給水負荷単位による同時使用流量 (ハンターカーブによる)	設計水量Q = m ³ /日 + 事業用水 m ³ /日 = m ³ /日
事業用水: 冷却水や営業用水等	受水タンク容量: m ³ /日 × = m ³
タンク容量(貯水率)	高置タンク容量: m ³ /日 × 0.1 = m ³
受水タンク 0.4~0.6	高置タンクのひ容量: m ³ /日 × 0.4 = m ³
高置タンク 0.1	
高置タンクのみ 0.4	
給水時間	タンク流入量予想(タンク容量は実容量) $Q_s = \frac{Q - \text{タンク容量}}{\text{給水時間} \times 0.03} = \frac{\quad}{\quad} \times 0.03 = \quad \text{m}^3/\text{分}$
メーター口径(E)	(E)表からメーター口径は $\quad \text{mm}$
25%/分まで → 13mm	
50%/分まで → 20mm	
56%/分まで → 25mm	
150%/分まで → 40mm	
500%/分まで → 50mm	
1000%/分まで → 75mm	
1500%/分まで → 100mm	
3750%/分まで → 150mm	
6500%/分まで → 200mm	
8750%/分まで → 250mm	
但し、高置タンクのみでは2F・3Fは20mm以上4F・5Fは25mm以上	
誓約書 (計算書通りの施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。)	
上記のとおり計算しましたが、当方の都合により	受水タンクは $\quad \text{m}^3$ 、高置タンクは $\quad \text{m}^3$ 、メーター口径は $\quad \text{mm}$ 、
	流入管口径は $\quad \text{mm}$ に致したく、今後の出水不良や供給条件に異議申し立てはしません。
申請者	年 月 日
住所	住所
氏名	氏名

B:給水負荷単位 各種衛生器具接続管口径と給水負荷単位表

器具	負荷単位	栓数	計
大便(タンク)			
小便(タンク)			
小便(洗浄弁)			
手洗器			
洗面器			
浴槽			
台所流し			
洗濯流し			
散水栓			
シャワー			
計			

器具名	接続管口径 (mm)	給水負荷単位
大便器(洗浄弁)	25	10
大便器(タンク)	13	5
小便器(洗浄弁)	20	5
小便器(タンク)	13	3
手洗器	13	1
洗面器	13	2
水飲器	13	2
散水栓	13または20	5
和風浴槽	20	4
洋風浴槽	20	4
シャワー	13または20	4
料理場流し	13または20	4
台所流し	13または20	3
洗濯流し	20または13	3
掃除用流し	20または13	4
浴室トイレユニット	大便器が洗浄弁の場合	8
浴室トイレユニット	大便器がタンク式の場合	6

ハンターカーブから

タンク下がり口径 = $\sqrt{(10.61 \times B)}$ 流速2m/秒の場合

= $\sqrt{(10.61 \times)}$ = → 呼び径 mm

月別別水係数(G)

1月	0.63	7月	0.75
2月	0.58	8月	0.77
3月	0.63	9月	0.70
4月	0.64	10月	0.69
5月	0.65	11月	0.65
6月	0.65	12月	0.64

損失水頭換算長の目安

13mm	→	20m
20mm	→	35m
25mm	→	45m
40mm	→	70m
50mm	→	90m

器具の最低必要圧力水頭

一般水栓	3m
大便器(洗浄弁)	7m
シャワー	7m
瞬間湯沸器(大)	1~1.5m
瞬間湯沸器(小)	2.5m
ポールタップ	3m

実長 = m
換算長 = m
L:計 = m
I = $\frac{H}{L}$ = -----

ポンプ揚水量Q_p = (B) × 50%以上 = %/分 × 0.5 = %/分 ②

揚水管口径d' = $\sqrt{(14.15 \times \text{②})}$
= $\sqrt{(14.15 \times)}$
= → 呼び径 mm

※流速1.5m/秒の場合

(山口県給水装置設計施工指針様式)

[記入例] アパート30戸、配水管から75mm

タンク給水計算書並びに誓約書

	受付番号
工事場所	下松市 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
建物名称	〇〇〇〇〇〇〇〇棟
下松市上下水道局指定給水装置工事事業者	〇〇〇〇〇〇
給水装置工事主任技術者	〇〇 〇〇
設計水量(タンク流入) A:建物種別1人1日当たりの給水量によるもの (空調・衛生工学便覧) A':その他の基準によるもの 設計水量(タンク下がり) B:器具給水負荷単位による同時使用流量 (ハンターカーブによる) 事業用水; 冷却水や営業用水等 タンク容量(貯水率) 受水タンク容量 高置タンク容量 高置タンクのみ 高置タンクのみ 0.4	$A = \text{延べ面積} \times \text{有効面積率} \times m^2 \text{当たり人員} \times 1 \text{人1日当たりの水量}$ $= m^3 \times \% \times \text{人} \times \frac{m^3}{\text{人} \cdot \text{日}} = \frac{m^3}{\text{日}}$ $A' = 30 \text{世帯} \times 1 \frac{m^3}{\text{日}} = 30 \frac{m^3}{\text{日}}$ 設計水量Q = 30 m ³ /日 + 事業用水 0 m ³ /日 = 30 m ³ /日 受水タンク容量: 30 m ³ /日 × 0.4 = 12 m ³ 高置タンク容量: 30 m ³ /日 × 0.1 = 3 m ³ 高置タンクのみ容量: m ³ /日 × 0.4 = m ³
給水時間 8 時間	タンク流入量予想(タンク容量は実容量) $Q_s = \frac{Q - \text{タンク容量}}{\text{給水時間}} \times 0.03 = \frac{30 - 12}{8} \times 0.03 = 75 \frac{\%}{\text{分}}$
メーター口径(φ)	(E)表からメーター口径は 40 mm
25%/分まで → 13mm 50%/分まで → 20mm 56%/分まで → 25mm 150%/分まで → 40mm 500%/分まで → 50mm 1000%/分まで → 75mm 1500%/分まで → 100mm 3750%/分まで → 150mm 6500%/分まで → 200mm 8750%/分まで → 250mm	$d = \left[\frac{Q_s}{12.9 \times 10^{0.37}} \right]^{0.37} \times 10 = \left[\frac{75}{12.9 \times 0.14^{0.37}} \right]^{0.37} \times 10$ $= 29 \text{ mm} \rightarrow \text{呼び径} 40 \text{ mm}$ 流入量予想Q _s は、次式の値よりも大きいこと。 タンク実容量 × 60 $= \frac{12 \times 60}{24 - \text{給水時間}} = \frac{12 \times 60}{24 - 8} = 45 \frac{\%}{\text{分}}$
但し、高置タンクのみでは2F・3Fは20mm以上 4F・5Fは25mm以上	誓約書 (計算書通り施工の場合は、下記誓約文を抹消して住所・氏名を記入する。)
	上記の通り計算しましたが、当方の都合により 受水タンクは _____ m ³ 、高置タンクは _____ m ³ 、メーター口径は _____ mm、 流入管口径は _____ mmと致したく、今後の出水不良や供給条件と異議申し立てはしません。
	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 〇〇 〇〇

B:給水負荷単位

器具	負荷単位	総数	計
大便(タンク)	3	30	90
小便(タンク)			
小便(洗浄弁)			
手洗器	1	30	30
洗面器	2	30	60
浴槽	3	30	90
洗濯流し	3	30	90
散水栓			
シャワー			
計		150	360

各種衛生器具接続管口径と給水負荷単位表

器具名	接続管口径 (mm)	給水負荷単位
大便器(洗浄弁)	25	10
大便器(タンク)	13	5
小便器(洗浄弁)	20	5
小便器(タンク)	13	3
手洗器	13	1
洗面器	13	2
水飲器	13	2
散水栓	13または20	5
洋風浴槽	20	4
シャワー	13または20	4
料理場流し	13または20	4
台所流し	13または20	3
洗濯流し	20または13	3
掃除用流し	20または13	4
浴室トイレット	大便器が洗浄弁の場合	8
浴室トイレット	大便器がタンク式の場合	6

ハンターカーブから

$400 \frac{\%}{\text{分}} + \text{事業用水 } 0 \frac{\%}{\text{分}} = 400 \frac{\%}{\text{分}}$
 $= \sqrt{(10.61 \times B)} = \dots$ 流速2m/秒の場合
 $= \sqrt{(10.61 \times 400)} = 65.1 \rightarrow \text{呼び径 } 75 \text{ mm}$

本管動水圧実測値(F) 0.4 MPa H27年 3月 26日 15 時頃測定

(G) 0.4 × 0.63 = 0.25 MPa ... ①
 ① 0.25 × 102 = 25.7 m ... (H)

(H) + 実測EL - 流入管EL - 流入口残水頭 = 設計水頭H
 $25.7 + 1.0 - 3.0 - 3.0 = 20.7 \text{ m}$

実長 = 75 m
 換算長 = 70 m
 L:計 = 145 m

$I = \frac{H}{L} = \frac{20.7}{145} = 0.14$

 流入管口径計算用

ポンプ揚水量Q_p = (B) × 50%以上
 $= 400 \frac{\%}{\text{分}} \times 0.5 = 200 \frac{\%}{\text{分}}$... ②

揚水管口径d' = $\sqrt{(14.15 \times \text{②})}$
 $= \sqrt{(14.15 \times 200)}$
 $= 53.2 \rightarrow \text{呼び径 } 65 \text{ mm}$

※流速1.5m/秒の場合

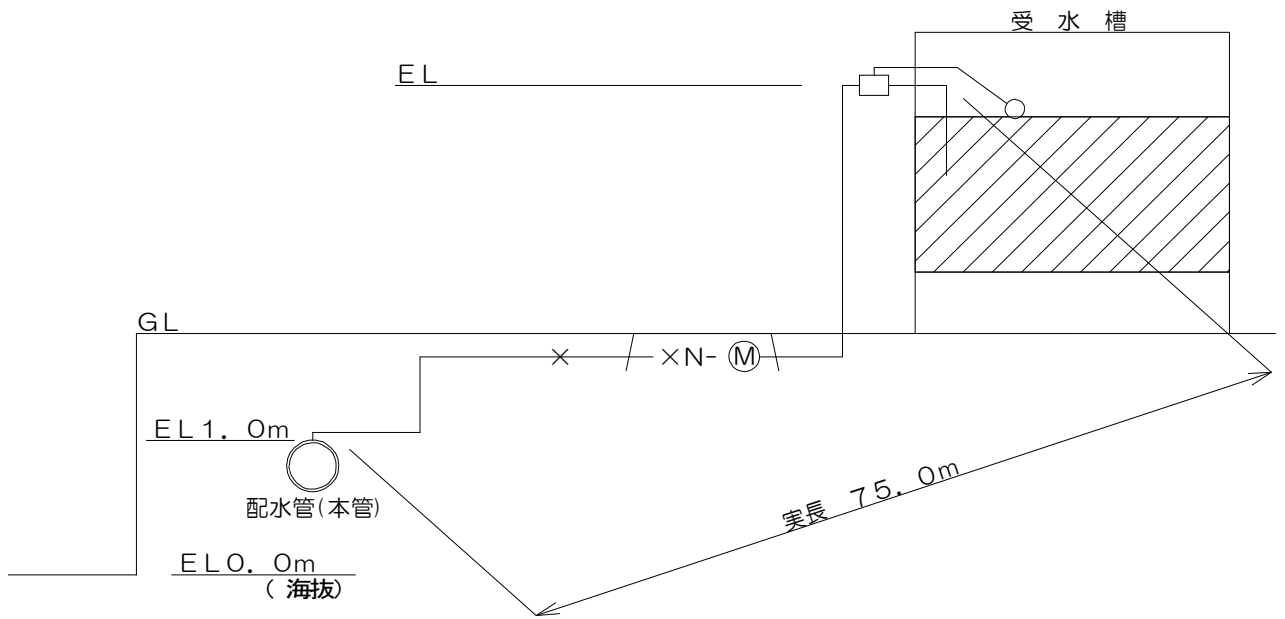
月別水圧係数(G)	7月	0.75
1月	0.63	7月 0.75
2月	0.58	8月 0.77
3月	0.63	9月 0.70
4月	0.64	10月 0.69
5月	0.65	11月 0.65
6月	0.65	12月 0.64

損失水頭換算長の目安	20m
13mm →	20m
20mm →	35m
25mm →	45m
40mm →	70m
50mm →	90m

器具の最低必要圧力水頭
 一般水栓 3m
 大便器(洗浄弁) 7m
 シャワー 7m
 瞬間湯沸器(大) 1~1.5m
 瞬間湯沸器(小) 2.5m
 ボールタップ・定水位弁 3m

[記入例説明図]

タンク給水の場合



受付番号

水道直結式スプリンクラー設備設置届

年 月 日
下松市上下水道事業管理者 様
給水装置工事申込者
住所
氏名
電話 - -

下記の建築物に水道直結式スプリンクラー設備を設置することについて、下記事項を承諾します。

建築物の所在地			
所有者	住所		
	氏名	電話	- -
消防設備士	氏名		
維持管理者 (指定給水装置工事事業者)	業者名		
	氏名		
	電話	-	-
(維持管理について契約を行った指定給水装置工事事業者)			

記

(性能について)

- 1 災害、その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等が生じ、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況に陥っても、上下水道局が一切責任を負わないことを承知しています。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の災害時以外における作動及び、災害時に非作動が生じても上下水道局が一切責任を負わないことを承知しています。

(損害の補償)

- 3 水道直結式スプリンクラー設備の使用に起因する逆流又は、漏水が発生し損害が発生した場合は、当方が責任をもって補償を行い、上下水道局に一切迷惑をかけません。

(使用者等への周知)

- 4 管理人、区分所有者、賃貸人等あらゆる関係者に対し本書を熟知させます。また、継承します。

(紛争の解決)

- 5 水道直結式スプリンクラー設備に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に対して一切迷惑をかけません。

(維持管理)

- 6 維持管理について、指定給水装置工事事業者と契約し、適切な保守、点検を行います。また、上下水道局から指示があった場合は速やかにそれに従います。

(修繕工事の費用)

- 7 水道直結式スプリンクラー設備の修繕工事が必要なときは、所有者又は使用者の費用負担により工事を行います。

水道技術 管 理 者	水 道 課			企 画 総 務 課			受 付 日	年 月 日
	課 長	係 長	係	課 長	係 長	係		
							受 付 番 号	
							水 栓 番 号	

給 水 装 置 工 事 し ゅ ん 工 届

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

下松市上下水道局指定給水装置工事事業者
(指定業者)

下記の給水装置工事をしゅん工したので届け出ます。

工 事 場 所	下松市		
申 込 者 氏 名	給水装置工事のしゅん工と、上下水道局貸与メーターの保管を承諾します。		
工 事 種 別	新設・改造等・臨時	内 容	新規・増設・止水栓先行・給水方式変更・井戸切替
分岐・閉栓有無	新設分岐・既設閉栓		口径変更φ → φ ・その他()
建 物 の 種 類	階建	1戸建・アパート・マンション・店舗・事務所・その他()	
給 水 方 式	直結直圧方式・直結増圧方式・貯水槽方式(受水槽 m ³ 、高置水槽 m ³)・併用		
メーター口径	φ	mm	<input type="checkbox"/> 別紙(メーターが複数ある場合は別紙で提出)
メーター番号			
検 定 満 期 日	/		
開 始 指 示 数	m ³		
備 考	<提出書類> <input type="checkbox"/> 給水装置工事しゅん工届 <input type="checkbox"/> 給水装置工事自主検査書 <input type="checkbox"/> 工事場所を示した位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 (止水栓、メーター位置オフセット記入) <input type="checkbox"/> 立面図		
	<その他の書類> ※該当する場合 <input type="checkbox"/> 断面図(埋設深度及び位置のオフセット記入) <input type="checkbox"/> 工事写真 (新規分岐箇所、既設閉栓箇所、布設の状況、常圧測定状況等) <input type="checkbox"/> 誓約書(浄水器、活水器、パルスメーター等) <input type="checkbox"/> 中高層建物に関する書類(資料-15参照)		

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

給水装置工事自主検査書

年 月 日
下記の検査について相違ありません。
工事場所 下松市 <hr/> 申込者氏名 _____ <hr/> 下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者名 _____ <hr/> 担当主任技術者氏名 _____

検査項目	内 容	結 果	
屋外の 状況	サドル分水栓	・穿孔時は適切なドリル・錐・ホールソーを使用しているか。	
		・穿孔状況（特に切削片の排出）は適正か。	
		・穿孔部に防錆用コアを挿入しているか。	
		・分水栓に防食用ポリエチレンシートを巻いているか。	
	止 水 栓	・ハンドル操作に支障はないか。	
	ボ ッ ク ス 類	・傾きはないか。	
	メ ー タ ー	・メーターの逆付けはないか。 ・水平に取付けされているか。	
埋 設 深 さ	・所定の深さに埋設されているか。		
配 管	配 管	・延長、用具等の位置、数量がしゅん工図と整合するか。	
		・露出管に保温カバーがしてあるか。	
		・クロスコネクションはないか。	
給水用具	接 合	・適切な接合が行われているか。	
	管 種	・性能基準適合品を使用しているか。	
給水用具	給 水 用 具	・性能基準適合品を使用しているか。	
	接 続	・適切な接合が行われているか。 ・逆流防止の給水用具を使用しているか。	
機 能 検 査	・各給水用具はメーターを経由しているか。 ・給水用具の吐水量、動作状態は適切か。		
水 圧 テ ス ト	・漏水はないか。	常 圧 MPa	
水 質 の 確 認	・残留塩素が確認されているか。	値 mg/l	
	・臭気、濁り等異常はないか。		
そ の 他	・洗管は充分されているか。		
	・ストレーナーに異物はないか。		

【記入例】

自主検査書様式

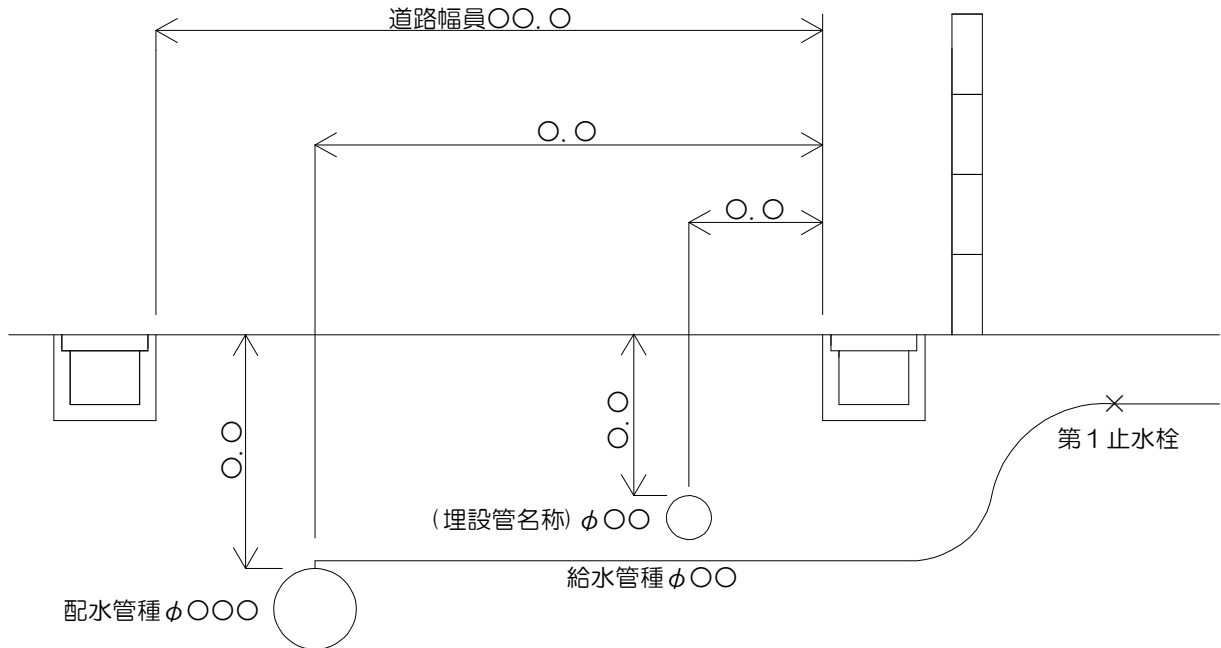
受付日	年 月 日	← 記入不要
受付番号		← 申込時の受付番号記入 (施行承認書に記載)
水栓番号		← 記入不要

給水装置工事自主検査書

〇〇年〇〇月〇〇日		← 検査実施日を記入	
下記の検査について相違ありません。			
工事場所	下松市 〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	} 工事事業者が記入	
申込者氏名	〇〇 〇〇		
下松市上下水道局指定 給水装置工事事業者名	〇〇〇〇〇〇	} 工事事業者の名称	
担当主任技術者氏名	〇 〇 〇 〇	} 担当主任技術者名を 記入	
検 査 項 目	内 容	結 果	※検査結果良好は○を記入
屋外の 状況	サドル分水栓	・穿孔時は適切なドリル・錐・ホールソーを使用しているか。	○
		・穿孔状況（特に切削片の排出）は適正か。	○
		・穿孔部に防錆用コアを挿入しているか。	○
		・分水栓に防食用ポリエチレンシートを巻いているか。	○
	止 水 栓	・ハンドル操作に支障はないか。	○
	ボ ッ ク ス 類	・傾きはしないか。	○
	メ ー タ ー	・メーターの逆付けはないか。 ・水平に取付けされているか。	○ ○
埋 設 深 さ	・所定の深さに埋設されているか。	○	
配 管	配 管	・延長、用具等の位置、数量がしゅん工図と整合するか。	○
		・露出管に保温カバーがしてあるか。 ・クロスコネクションはないか。	○
	接 合 管 種	・適切な接合が行われているか。 ・性能基準適合品を使用しているか。	○ ○
給水用具	給 水 用 具	・性能基準適合品を使用しているか。	○
	接 続	・適切な接合が行われているか。 ・逆流防止の給水用具を使用しているか。	○ ○
機 能 検 査		・各給水用具はメーターを経由しているか。	○
水 圧 テ ス ト	・給水用具の吐水量、動作状態は適切か。	○	← 常圧測定後、既定水撃圧を加算 して水圧テストを実施
水 質 の 確 認	・漏水はないか。 常圧 0.41MPa	○	
	・残留塩素が確認されているか。 0.3mg/l		○
そ の 他	・臭気、濁り等異常はないか。	○	
	・洗管は充分されているか。	○	
	・ストレーナーに異物はないか。	○	

給水装置工事の断面図記入例

※道路幅員等の距離の単位はmとし、単位記号は付けない。
また、水道管については管種も記入すること。



(注) 工事中に確認した他の埋設物件も記入すること。

- ・ガス管
- ・下水道管(本管、取付管)
- ・電話ケーブル
- ・その他(不明管等)

(参 考)

地下に埋設する電線等の表示に用いるビニルテープ等の地色について

区 分	色 彩
水 道 管	青 色
工 業 用 水 道	白 色
電 話 線	赤 色
ガ ス 管	緑 色
電 力 線	オ レ ソ ヅ 色
下 水 道 管	茶 色

損失水頭集計表

用途別給水栓吐水量

工事場所

名称

直結WIND

区間	口径	戸数	栓数	流量	延長	損失	高さ	流速
①-②								
②-③								
③-④								
④-⑤								
⑤-⑥								
⑦-⑧								
⑧-⑨								
⑨-⑩								
⑩-⑪								
⑪-⑫								
⑫-⑬								
⑬-⑭								
⑭-⑮								
⑮-⑯								
⑯-⑰								
⑰-⑱								
⑱-⑲								
計								
合計								
本管水頭m - 損失水頭m = 残水頭 m = >15m or 5m								

用途	栓数	単位水量	合計 (ℓ/分)	呼び径	φ20の時
台所流し		12		φ13	40ℓ/分
洗濯流し		12		φ13	40ℓ/分
洗面器		8		φ10	
浴槽(和式)		20		φ13	40ℓ/分
浴槽(洋式)		30		φ20	
シャワー		8		φ10	
小便器(タンク)		12		φ10	
小便器(弁)		15		φ13	
大便器(タンク)		12		φ10	
大便器(弁)		70		φ25	
手洗器		5		φ10	
散水栓		15		φ13	40ℓ/分
洗車		35		φ20	
計					

平均使用水量 = / ℓ/分

口径仮決定 = (/ 3.472)^{0.37} × 10 mm とする。

器具類損失水頭の直管換算長(m)

口径	分水栓 T分岐	止水栓 (甲型)	メーター	90° L	チーズ (直流)	給水栓	リース弁	逆止弁	チーズ (分流)	換算用 直管換算長
13	1.5	3.0	4.0	0.6	0.2	3.0	0.1	1.2	0.9	20
20	2.0	8.0	7.0	1.0	0.2	8.0	0.2	1.6	1.2	35
25	3.0	10.0	11.0	1.3	0.3	8.0	0.3	2.0	1.5	45
30	3.7	20.0	15.0	1.8	0.4	-	0.3	2.5	1.8	55
40	4.5	25.0	26.0	2.2	0.5	-	0.4	3.1	2.1	70
50	5.9	30.0	35.0	2.2	0.6	-	0.5	4.0	3.0	90

口径	rの値
13	0.037970
20	0.011766
25	0.006412
30	0.003905
40	0.001785
50	0.000973

幹線損失水頭計算書

直結WIND

	1戸流量	ℓ/分	戸数	戸	ℓ/分	34× 戸数 ^{0.67}
区間	1栓流量	ℓ/分	栓数	栓	ℓ/分	1栓× 栓数 ^{0.53}
①-②						
口径	換算長	分水栓	止水栓	メーター	エルボ'	チース' (直流)
	スリース弁	給水栓	逆止弁	チース' (分流)		
	個数					
				実延長	m	換算長
						m
h1=	×		^{1.85}			
h1=	(×) ^{1.7544}	×	=	m
※動水頭		m -		m -	高さ	m = > 5m
	1戸流量	ℓ/分	戸数	戸	ℓ/分	34× 戸数 ^{0.67}
区間	1栓流量	ℓ/分	栓数	栓	ℓ/分	1栓× 栓数 ^{0.53}
②-③						
口径	換算長	分水栓	止水栓	メーター	エルボ'	チース' (直流)
	スリース弁	給水栓	逆止弁	チース' (分流)		
	個数					
				実延長	m	換算長
						m
h1=	×		^{1.85}			
h1=	(×) ^{1.7544}	×	=	m
※動水頭		m -		m -	高さ	m = > 5m
	1戸流量	ℓ/分	戸数	戸	ℓ/分	34× 戸数 ^{0.67}
区間	1栓流量	ℓ/分	栓数	栓	ℓ/分	1栓× 栓数 ^{0.53}
③-④						
口径	換算長	分水栓	止水栓	メーター	エルボ'	チース' (直流)
	スリース弁	給水栓	逆止弁	チース' (分流)		
	個数					
				実延長	m	換算長
						m
h1=	×		^{1.85}			
h1=	(×) ^{1.7544}	×	=	m
※動水頭		m -		m -	高さ	m = > 5m
	1戸流量	ℓ/分	戸数	戸	ℓ/分	34× 戸数 ^{0.67}
区間	1栓流量	ℓ/分	栓数	栓	ℓ/分	1栓× 栓数 ^{0.53}
④-⑤						
口径	換算長	分水栓	止水栓	メーター	エルボ'	チース' (直流)
	スリース弁	給水栓	逆止弁	チース' (分流)		
	個数					
				実延長	m	換算長
						m
h1=	×		^{1.85}			
h1=	(×) ^{1.7544}	×	=	m
※動水頭		m -		m -	高さ	m = > 5m

受付日	年 月 日
受付番号	
水栓番号	

メーター設置に係る誓約書

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

工事場所

申込者住所

氏名

_____ (印)

電話番号

上記工事場所において、ユニット型(バイパス付)を設置しないことについて下記の事項を誓約し厳守します。

記

- 1 メーター交換時(上下水道局の指定する日時)において断水となること、また配管や給水器具等の経年劣化により濁水等が発生する可能性があることを承諾します。
- 2 集合住宅等においては、前項の旨を全入居者等に事前に周知します。
- 3 所有者・使用者に変動があった場合は、当件(メーター設置に係る誓約書)を新所有者・使用者に継承します。

以上

付属資料
(料金係様式)

給水装置工事受付番号

下松市上下水道局水量水器払出票

水栓番号

取付区分 新設 再取付 口径変更

年 月 日

入力年月日

(※ 該当する取付区分を、「○」で囲んでください。)

郵便番号	〒	送付先コード	地図位置	P	-
住所					
方書					

所有者

力ナ	郵便番号	-	TEL	-
氏名	住所			
	方書			

請求先 (※ 水量水器取付日以降の水道料金(下水道使用料)の請求先を記入してください。)

力ナ	郵便番号	-	TEL	-
氏名	住所			
	方書			

用途 家事用 営業用 臨時用(下水使用) 臨時用(下水未使用) 市立施設用 船舶用 公衆浴場用 簡易水道用

(※ 工事で一時的に臨時用として使用されるときは「臨時用(下水使用)」、「臨時用(下水未使用)」のどちらかを「○」で囲んでください。記入がない場合、用途は従前のままとなります。)

払出水量水器 (※ 取外した既設水量水器の返却は、取付日から3日以内でお願いします(祝休日は除く。))

取付日	返却日(既設水量水器有)	口径	水量器番号	検満	取付指針
/	/	φ	/	/	

検針人コード

※1 [] は、必須項目です。水量水器をお渡しできない場合がありますので、記入漏れに注意してください。

※2 水量水器の取付日から使用開始として処理します。使用開始日が取付日と異なる場合は、提出時に使用開始日をご連絡ください。

※3 下松市水道事業及び簡易水道事業給水条約が契約の内容となります。内容については、本市のホームページをご覧ください。

工業者名

印

受付

年

月

日

- 6 集中検針の場合、集中検針盤は施錠式ドア又はオートロック式ドア通過前の検針しやすい場所に設置し、表示異常等の不具合発生時は速やかに修理を行うこと。また、メーター・集中検針盤間の通信ケーブルについては耐用年数に応じた定期交換を行うこと。
- 7 自己メーター及びそれにかかる機材等の設置、交換及び修理等で発生する費用は全て管理者が負担すること。
- 8 管理者が変更となるときはその旨を上下水道局に届け出ること。また、本誓約事項について次の管理者に引き継ぐこと。

受付日	
受付番号	
水栓番号	

水道技術 管理者	水 道 課				企 画 総 務 課			
	課 長	課長補佐	係 長	係	課 長	課長補佐	係 長	係

施錠式ドア又はオートロック式ドア等以降への メーター設置に係る誓約書

年 月 日

下松市上下水道事業管理者様

設置場所	下松市
建物名称	
管理者住所	
管理者名	Ⓜ
管理者電話番号	

上下水道局による検針メーターまでに設置された施錠式ドア、又はオートロック式ドア等が、検針等業務の障害とならないよう、下記の事項を誓約し厳守します。

記

- 1 メーター検針・水道料金徴収・調査及び緊急時等の対応業務のため、上下水道局職員又は上下水道局に委託された者の建物への立ち入りを拒まないこと。また、このことを入居者に周知徹底しておくこと。
- 2 上下水道局への暗証番号の通知、若しくは鍵の預託等は給水装置竣工検査前までに行い、前項業務の支障とならないようにすること。又、暗証番号等に変更があったときはその都度上下水道局に届け出ること。
- 3 メーター周辺は検針しやすいように常に整理し、検針の障害となるようなものを設置しないこと。
- 4 管理者は戸別検針及び料金徴収業務に関して、料金の納入、情報開示等について最大限協力することとし、暗証番号の通知等は給水装置の竣工検査前までに行うこと。又、給水装置の届出を伴わないときは本誓約書の提出時に行うこと。
- 5 管理者が変更となるときはその旨を上下水道局に届け出ること。また、本誓約事項について次の管理者に引き継ぐこと。

受付日	
受付番号	
水栓番号	

水道技術 管理者	水 道 課				企 画 総 務 課			
	課 長	課長補佐	係 長	係	課 長	課長補佐	係 長	係

貯水槽以降への公設水道メーター設置に係る誓約書

年 月 日

下松市上下水道事業管理者様

設置場所 下松市 _____

建物名称 _____

住所 _____

不動産管理者名 _____ (印)

電話番号 _____

貯水槽以降の各戸に、上下水道局貸与メーターを各戸に設置し、戸別に検針することについて、下記の事項を誓約し厳守します。

記

- 1 メーター検針・水道料金徴収・メーター交換・調査及び緊急時等の対応業務のため、上下水道局職員又は上下水道局に委託された者が建物へ立ち入ることを拒まないこと。また、このことを入居者へ周知徹底しておくこと。
- 2 建物の出入り口等メーターまでに施錠式ドア又はオートロック式ドアのある場合は、上下水道局に暗証番号を通知する又は鍵を預ける等前項業務の支障とならないようにし、暗証番号等に変更があった場合はその都度上下水道局に届け出ること。尚、検針しやすいようにメーター周辺は常に整理しておくこと。
- 3 不動産管理者は戸別検針及び料金徴収業務に関して、料金の納入、情報開示等について最大限協力することとし、集合住宅メーター設置簿(別紙)の提出及び暗証番号の通知等を竣工検査前までに行うこと。また、メーター周辺にかかる改造工事を行うときは事前に上下水道局に届け出ること。
- 4 各戸のメーター設置は、下松市給水装置工事標準仕様書の直結方式に従って設置すること。また、止水栓不良及び各戸メーター1次側の漏水が確認された場合は、速やかに修理を行うこと。
- 5 修理等で発生する費用は全て不動産管理者が負担すること。
- 6 不動産管理者が変更となるときはその旨を上下水道局に届け出ること。また、本誓約事項について次の不動産管理者に引き継ぐこと。
- 7 上下水道局貸与メーターは常に清潔に保管すること。

水道使用中止届

年 月 日

下松市上下水道局料金センター 様

届出者

TEL

使 用 中 止 先	
水 栓 番 号	
量 水 器 番 号	メーター番号 口径 指示数
水 栓 所 在 地	〒
建 物 の 名 称 等	
現 使 用 者 名	
使用中止年月日(現使用者)	年 月 日
ふ り が な	
所 有 者 名	
所有者連絡先電話番号	() -

※ 下松市上下水道局料金センター FAX番号 0833-45-1759

提出書類一覧

工事	新設										改造等で水道局検針変更を伴う場合				
	直結給水					貯水槽					直結給水・貯水槽撤去		貯水槽		
	一括	各戸	一括	公設各戸	私設各戸	一括	各戸	一括	公設各戸	私設各戸	一括→各戸	一括→公設各戸	私設各戸→公設各戸	有	
給水方式															
水道局検針															
セキュリティドア															
「自己メーターの上下水道局戸別検針に係る誓約書」															
「錠錠式ドア又はオートロック式ドア等以降へのメーター設置に係る誓約書」															
「貯水槽以降への公設水道メーター設置に係る誓約書」															
「集合住宅メーター設置簿」															
「水道使用者名簿」															

○ 下記メーターは、同様のものとする
 公設(各戸)メーター = (水道)局メーター = (水道)局貸与メーター
 私設(各戸)メーター = 自己メーター = 個人設置メーター

○ 貯水槽以降への公設水道メーター設置の条件
 下記の条件を満たした場合とする。下記以外にも検針等業務が容易に行えないと判断される場合は認めない
 ・貯水槽1次側に親メーターの設置(通常はメーター使用料のみ負担。各メーターの合計使用量と大きく差が出た場合は差分水量の水道料金が発生する)
 ・各メーターがパイプシャフト内に設置されており、各メーター1次側に伸縮止水栓が設置されていること(新設・給水装置に準ずる。切替・老朽化等で各メーター周辺の設備状態がよくない場合は取替修繕)
 ・全ての検針箇所までにある施錠箇所の鍵貸与又は暗証番号通知(管理人等による開錠は認めない)
 ・検針・検定満期取替に支障がないよう空間が確保され、管理されていること
 ・上記誓約書の提出(費用負担)
 私設メーターから公設メーターへの初回の取替費用は設置者負担となり、公設メーター設置後は水道局が検定満期管理を行うため費用負担はなくなる
 ただし、水道設備の老朽化等により取替困難なとき費用負担が発生する可能性がある。その際は事前通知を行う

○ 私設メーターの検定満期取替案内
 私設メーターの検定満期取替について、通常案内に含めて公設メーター設置のお知らせを送付
 公設メーターへの切替の問合せがあれば、現場確認等により必要条件・改善箇所等を案内
 公設メーター設置に必要な工事費については水道業者での見積もりをとってもらい、公設メーターへの切替を行うか検討してもらっている

【参 考 図 書】

『山口県給水装置設計施工指針』

『給・配水工事設計の手引』

山口県生活衛生課

日本水道協会山口県支部

山口県水道協会

『改訂 給水装置工事技術指針』

給水工事技術振興財団

『給水装置工事設計指針』

周南市上下水道局

下松市給水装置工事

標準仕様書

2021年4月1日 改正

発行 下松市上下水道局

〒744-8585

下松市大手町三丁目3番2号

TEL 0833-41-2110（水道課）

FAX 0833-41-6393